

(第一類 第二号)

衆第二百一回国会 総務委員会 議録 第十号

(九四)

令和二年三月十七日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 大口 善徳君

理事 大西 英男君

理事 中根 一幸君

理事 吉川 元君

理事 井林 辰憲君

理事 石田 真敏君

理事 金子万寿夫君

理事 木村 次郎君

理事 小林 史明君

理事 斎藤 百武君

理事 松野 博一君

理事 宗清 皇一君

理事 山口 泰明君

理事 岡島 一正君

理事 佐藤 公治君

理事 長尾 秀樹君

理事 緑川 貴士君

理事 太田 昌孝君

理事 足立 康史君

理事 初鹿 明博君

理事 横田 真二君

政府参考人 (総務省大臣官房長)

政府参考人 (総務省大臣官房長)

政府参考人 (総務省大臣官房総括審議 前田 一浩君)
官 (政府参考人 (総務省自治行政局長) 高原 剛君)
政府参考人 (総務省自治財政局長) 内藤 尚志君
参考人 (日本放送協会監査委員会 森下 俊三君)
参考人 (日本放送協会監査委員会 岩崎 二郎君)
参考人 (日本放送協会監査委員会 木村 弥生君)
参考人 (日本放送協会監査委員会 佐藤 明男君)
参考人 (日本放送協会監査委員会 鳩山 二郎君)
参考人 (日本放送協会監査委員会 重徳 和彦君)
参考人 (日本放送協会監査委員会 山口 俊一君)
参考人 (日本放送協会監査委員会 吉川 勤君)
参考人 (日本放送協会監査委員会 奥野 総一郎君)
参考人 (日本放送協会監査委員会 佐藤 伸子君)
参考人 (日本放送協会監査委員会 本村 一徳君)
参考人 (日本放送協会監査委員会 井上 一徳君)

市町村の合併の特例に関する法律の一項を改正する法律案(内閣提出第八号)
放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出 承認第一号)

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出 承認第一号)

○大口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として総務省大臣官房長横田真二君、大臣官房総括審議官前田一浩君、自治行政局長高原剛君及び自治財政局長内藤尚志君の出席を求め、説明を聴取いたしました

いと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大口委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○大口委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。重徳和彦君。

○重徳委員 共同会派の重徳和彦です。

きょうは、朝一番、九時からの質疑に立たせていただきまして、ありがとうございます。

きょうは、合併特例法の延長という、そのための法改正案の審議でございます。私は、前回の質

疑から引き続き、市町村合併の光と影をしつかりと検証して、包み隠すことなく、精緻に検証していく必要があります。どうういう立場から質問させていただきます。

特に、地方の主要な産業、基幹産業といえば第一次産業でございます。今、農水省では食料・農業・農村基本計画の見直しが行われているところであります。日本の食料生産力、食料安全保障、極めて重要なことでありますし、第一次産業の振興というものは、国土の保全そのものであります。昨今多発しております水害の抑止のためにも、第一次産業の振興は非常に重要だと思います。そういう観点から、合併に伴いまして、この農林水産部門の自治体の施策遂行能力がどう変わったかというようなことをひとつ検証していきたいと思います。

まず一つは、資料をごらんいただきたいと思いますが、これは総務省から、合併による効果、組織機構の充実という観点からの資料でございます。特に専門職員の配置、充実が進んだという資料です。この中で農林水産部門を見てていきますと、グラフが幾つかあります。左上の四角の中の農林水産技術師、これを配置している市町村が、合併市町村においては三四・三%から五二・二%に上がった、こういう数字がございます。

この農林水産技術師の配置率が上がったことによって政策的どのような効果が上がったのか。どのように捉えておられますか、大臣。

○高市国務大臣 農林水産技術師を配置している市町村の比率は、非合併市町村において減少した一方で、合併市町村では増加しております。

合併市町村における農林水産技術師の職員数全体は減少しておりますが、合併しなければ単独では専門性を有する農林水産技術師を確保し配置することができなかつた市町村においても配置すること

三月十六日 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出 承認第一号)

○大口委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。重徳和彦君。

○重徳委員 共同会派の重徳和彦です。

きょうは、朝一番、九時からの質疑に立たせていただきまして、ありがとうございます。

きょうは、合併特例法の延長という、そのための法改正案の審議でございます。私は、前回の質

が可能となつてゐるものでございます。このことによつて、農林水産行政などの行政サービスの提供体制の確保に資することとなつてゐると言つます。

○重徳委員 そういう体制の確保ができるだろう、こういうことなんですかけれども、やはり大事なことは、それによつて各自治体における農林水産施策がどのように進んだか、進んでいるのか、そして、それは合併していない地域よりも農林水産業が現に振興されているのか、生産額、就農者数、どうなのか、こういったことまで精緻な検証をしていかないといけないと思うんですけれども、職員数の配置以上の検証というのは何があるんですか。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。

私も、合併市町村における農林水産技師の配置率ですとか配置人数等の分析はいたしておりましたが、その結果、いわゆるアウトカムとくらべて、農産物の生産量ですとか新規就農者数にどういつた影響を及ぼしたかといった分析はいたしておりません。

○重徳委員 そういうことだと思うんです。

もう合併から十年以上たつてゐる自治体がたくさんあります。必ずしも、合併したところだけが農業が盛んになつて、合併しなかつたら廃れたとか、こういうわかりやすい成果が出ていても限らないというか、そんなことは決してないんじゃないかなとも思うんですね。

だから、合併によって専門職員が配置されたよ、配置されている自治体の率がふえたよといふことだけ捉えて成果だと言うのは、私は非常に表面的なことだけだと思うんですね。もう十年以上たつてゐるですから、そういつたことまで検証しよう、あるいはそういう姿勢すらないというのは、私は問題だと思います。

まして、合併した結果、配置市町村数がふえている、これは当たり前ですよね。それまで一人いた自治体とゼロだった自治体が一緒になれば、單純に言えば、それでその両団体、分母が減つて配

置されている自治体はそのままなんですから、だからこの率が上がるのは当然なんですね。

だから、その意味もどれほどのことかと。非合併市町村と比べると減つてはいないよねというこ

となんですかけれども、もう少しこのこと自体も、

どういう経緯で専門職員が配置されている市町村

の率が上がっているのか、この辺も解説がない

と、このグラフだけ見ると、ああ、そうかと納得

してしまいかねない、そんな資料になつてあると

思います。

それから、その下に、専門職員の平均配置人数

という資料もござります、データもござります。

これは、農林水産技師について言つて、合併市町

村は、平均二・一人、これは実際には二十年近く

かけてなんですよ、平成十一年度と平成三十一年

度にかけての変化ですが、これが四・二人になり

しました。倍になりました。これも、二人ずつい

た自治体が合併したら四人になるわけですから、

合併したら当然、数的にはふえるのは当たり前と

いうことであります、それ以上の意味がどれほどあるのかということを検証していかなければなりませんが、このことちよつとあえて尋ねますけれども、

アウトカム的な政策効果について検証しているのかどうか、お尋ねします。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。

このことちよつとあえて尋ねますけれども、

アウトカム的な政策効果について検証しているのかどうか、お尋ねします。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。

このことちよつとあえて尋ねますけれども、

アウトカム的な政策効果について検証しているのかどうか、お尋ねします。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。

このことちよつとあえて尋ねますけれども、

アウトカム的な政策効果について検証しているのかどうか、お尋ねします。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。

このことちよつとあえて尋ねますけれども、

アウトカム的な政策効果について検証しているのかどうか、お尋ねします。

この背景になつてゐる帶は、二〇〇〇年から二〇一五年までの市町村の団体数の変化をあらわしています。上の図で言いますと、三つの帶が分かれていますが、上の帶は市の数、真ん中の白くなつてゐる帶は町の数、一番下が村の数といふことなんですが、一目瞭然で、二〇〇四年、五年ぐら作成をいたした資料です。

また一方で、もちろん専門職員の方、大事な存在だと思います。それは一人でも多い方がいいであります。その辺も省庁連携で取り組んでいただきたいと思います。

ただと申します。それは一人でも多い方がいいであります。だから、専門職員の方、大事な存

在だと思います。それは一人でも多い方がいいであります。だから、専門職員の方、大事な存

が、これは、合併団体、非合併団体の内訳はわかれますか。

農林水産部門の職員数について、私どもで把握

している数値を申し上げます。

平成の合併が始まつた平成十一年度でございま

すが、合併市町村で三万四百三十九人、非合併市

町村で一万七千四百五十八人、それから、平成三

十年度は合併市町村において一万八千二百十六

人、非合併市町村で一万二千九十七人でござい

ます。それで、平成十一年度から平成三十年度に

かけて、合併市町村の農林水産部門の職員は四

〇・二%の減少、非合併市町村における農林水産

部門の職員は三〇・一%の減少でございます。

以上でございます。

○重徳委員 調べていただいてありがとうございます。

今御答弁で明らかなのは、合併した市町村は

農林水産部門で四割減つて、非合併は減つて

いるけれども三割にとどまつて、踏みとど

まつていると言つていただけるかと思います。

この数の検証も、専門職員がふえているよ

うと、よっぽど合併市町村の方が減つて

いるけれども三割にとどまつて、踏みとど

まつていると言つていただけるかと思います。

この数の検証も、専門職員がふえているよ

うと、よっぽど合併市町村の方が減つて

いるけれども三割にとどまつて、踏みとど

まつていると言つていただけるかと思います。

ただ、先ほど来御指摘いただいております、こ

れが農業生産額とか新規就農者数とかそういう

ものに及ぼす影響等については、私ども分析をい

<p>また、非合併市町村においての減少率ですが、農林水産部門で三〇・一、これは総務部門の約七・五倍ということになりますので、非合併市町村においても農林水産部門の減少率の方が大きいという傾向は変わりません。</p> <p>ですから、この減少率、農林水産部門の減少率が大きいということ、これを合併と必ずしも関連づけるということはできないと考えております。</p> <p>○重徳委員 ちょっとと今不思議な答弁だつたんですけれども、私のこの資料をごらんいただければわかるように、合併をした時期と軌を一にして農林水産部門の職員が大きく減つてゐるのは、これは有意な関連性があると見ていいと思うんですね。合併か非合併かのその区別、それはグラフまで落としていませんので、そこはちょっととにかくにわかりませんけれども、合併と何か必ずしも関係ないみたいな御答弁は、私はちょっと違つと思ふんですけれども。</p> <p>もう一回お願ひします。いいんですか、本当に今のお答弁で。</p>
<p>○高市国務大臣 合併市町村においても非合併市町村においても農林水産部門では職員の減少率は高い。総務部門との比較では非合併市町村の方が約七・五倍と高くなっているので、必ずしも合併か非合併かということでその減少率というものを関連づけることはできないという意味の答弁でございます。</p> <p>ただ、各地方公共団体において、今、必要な部門において適切に職員数というものを配置しているわけでございますので、各地方公共団体の適切な御判断というものがあると存じます。</p> <p>○重徳委員 必ずしもというのは、いわば、ちょっとまだわからないといふ答弁だと思うんですね。もつとこれは精緻に更に調べていただきたいんですよ。合併によって職員数も減つて、要するに、ふだんから見回りに来てくられるような身近な役場の職員が随分減つちゃつたねというようなことを肌で感じている。これが農業現場だと思うんですね。もつとこれは精緻に更に調べていただきたいんですよ。合併によって職員数も減つて、要するに、ふだんから見回りに来てくられるような身近な役場の職員が随分減つちゃつたねというようなことを肌で感じている。これが農業現場だと思うんですね。</p>
<p>日本農業新聞にこういつた指摘があつたんですね。ちょっと違う資料を持ってきちやいましたけれども。日本農業新聞において、去年の秋ぐらいの論説記事で、やはり地方の農業は疲弊している、合併によって職員数も減つて、要するに、ふだんから見回りに来てくられるような身近な役場の職員が随分減つちゃつたねというようなことを肌で感じている。これが農業現場だと思うんですね。そういうことで調べてみたのが今回の、まだ十分なところですけれども、第一歩の調査なんですよ。</p> <p>○高原政府参考人 御答弁申し上げます。</p> <p>平成十一年度から平成三十年度にかけて、定員管理調査における住民関連一般職員が増加した要因、それから、合併市町村において企画開発職員が減少した要因については分析したことはございませんが、住民関連一般については、平成十一年度以降の社会経済情勢などの変化に伴い、住民のサービスが多様化したことなどにより、住民の生</p>
<p>ない市町村は、合併時期に限つて大きく減るといふことはないかもしません。それから、減り五倍ということになりますので、非合併市町村においても農林水産部門の減少率の方が大きいという意味では、合併した意味、そろはいつても、少し持ちこたえている要素もあるんだとか、いや、そうじやないんだとか、そういう議論まで今まで至つていません。</p> <p>この点について、合併特例法案はきよう採決しない法律ですから、改正しても、実際に大事なことは、これまでに合併をした自治体が今後にわたってちゃんと施策を運営していく状況になつていて、かどうか、この検証が何より大事でありますので、きょうに限らず、これからもちよつと私自身も追いかけていきたいと思ひますので、ぜひ共同作業でやっていきたい、やらせていただきたいと思います。よろしいですね。大臣も同意いただければ、ぜひ指示を出していただければと思います。</p> <p>○高市国務大臣 一つ、よい御指摘をいただいたと思つております。農林水産省とも連携しながら、これから、特に地域の農林水産業の発展に資する状況になつているかどうかということは注視してまいります。</p> <p>○重徳委員 私、ちょっとこの検証をなぜ数字的に見てみようかと思ったかといいますと、去年の日本農業新聞にこういつた指摘があつたんですね。ちょっと違う資料を持ってきちやいましたけれども。日本農業新聞において、去年の秋ぐらいの論説記事で、やはり地方の農業は疲弊している、合併によって職員数も減つて、要するに、ふだんから見回りに来てくられるような身近な役場の職員が随分減つちゃつたねというようなことを肌で感じている。これが農業現場だと思うんですね。そういうことで調べてみたのが今回の、まだ十分なところですけれども、第一歩の調査なんですよ。</p> <p>○重徳委員 必ずしもというのは、いわば、ちょっとまだわからないといふ答弁だと思うんですね。もつとこれは精緻に更に調べていただきたいんですよ。合併によって職員数も減つて、要するに、ふだんから見回りに来てくられるような身近な役場の職員が随分減つちゃつたねというようなことを肌で感じている。これが農業現場だと思うんですね。</p> <p>○高原政府参考人 御答弁申し上げます。</p> <p>平成十一年度から平成三十年度にかけて、定員管理調査における住民関連一般職員が増加した要因、それから、合併市町村において企画開発職員が減少した要因については分析したことはございませんが、住民関連一般については、平成十一年度以降の社会経済情勢などの変化に伴い、住民のサービスが多様化したことなどにより、住民の生</p>

という印象もあったたと思うんですけれども、たしかに、首長さんも、当時の首長は、前回の質疑でわかつたように、一割ちょっとしか残っていない、こういう状況であります。だけれども、やはり、そこで暮らしている住民は、いや、合併前は役場もあって町長も議員もおって、それでわしらも元気な町に住んでおつたんだけれども、合併していつもいいことがない、こういうことをまだ記憶されていますよね。そういう記憶がなくて、いわば不満ばかりの町がまだたくさん全国にあると

いう言い方をしてもいいんだと思います。こういう、十年で、建設計画で、合併特例債でやることはやつたからいいじゃないかという言い分は、必ずしも通らないんじゃないかと思います。こういった、昔はよかつたと思っている住民の皆さんがたくさんいる町がいい町だとは言えないと

大臣、どう思われますか。
○高市國務大臣 合併によって、専門職員の配置や組織の充実、財政の効率化など、効果があらわれているところもあります一方で、委員がおっしゃったとおり、周辺部の旧市町村の活力が失われているとか、住民の声が届きにくくなっているという課題の指摘があることも事実でございます。これは私の地元にもございます。

こうした課題の解決に向けて、合併市町村においては、支所の設置や地域自治区の活用など、さまざまな取組が行われております。

この合併算定がえ終了後の交付税算定についても、平成の合併によって市町村の面積が拡大するなど市町村の姿が大きく変化したということを踏まえて、支所に要する経費の加算、旧市町村単位の消防署や出張所に要する経費の加算、旧市町村単位の保健福祉に係る住民サービス経費の加算など、平成二十六年度以降、五年間かけて普通交付税の算定を順次見直してきているところです。

引き続き、合併市町村の課題を踏まえて必要な支援を行つてまいりたいと存じますが、合併したその市の市長さん、また市議会の先生方にも、

しっかりと、どういう算定が行われているか、旧市町村の部分に、特に旧町村部ですね、こういつたところにしっかりと必要なサービスが行き渡つたところにしっかりと必要なサービスが行き渡つているか、こういうことに目を配つていただきたいなと思っております。

○重徳委員 ちょっと私の質問にストレートにお答えいただいていいと思うんですけれども、やはり住民の意識、感覚というものをもつと大事にしないと、やはり納得感、納得度の低い町という

のはいい町だと言い切れないと私は思います。すけれども、全国的に見ると奈良県は少ない方ですからね、合併した市町村が。佐藤先生の広島県のところも、やはり納得感、納得度を上げなきゃいけないと私は思います。たるものと悪いことになっていたんだ、こういう言葉であります。なんかも、物すごい大合併をやって、よかつたと言っている人もいるかもしれません、まあ、ほとんどいませんよね。正直言つて、住民の皆さん、いません。この点は、もちろん合併しなかつたら、もう少し、これからもう二十年ほど支援を続けた時代ではありますから、人口は減つて財政も厳しくなる、こういう時代における合併ですから、もう少し、これからもう二十年ほど支援を続けた、合併をして、昭和の合併と違つて右肩上がりの時代ではありますから、人口は減つて財政も厳しくなる、いかと思ふんですけれども、どうでしょうか。

○高市國務大臣 普通交付税の合併算定がえ制度は、市町村合併後、当面は行政運営に係る経費の額の合算額を下回らないようにする特例でございました。

委員の御提案ですが、合併後三十年間、普通交付税の算定がえを一定程度復活させるということについては、合併算定がえの制度趣旨を踏まえて、合併を推進した平成の合併期間を除いて、從来から特例期間五年、激変緩和措置の期間五年として、合併を始めたときの五年と同様に、合併市町村や同規模の非合併市町村との公平性ということも考慮が必要があるということを考慮すると、慎重に検討する必要があると考えております。

このことは、数年間の国土強靭化でダムをつくりたり川を固めるというだけでは抑え切れないだけの大きな役割、大きな機能をもともと日本の山林や中山間地域、農村地域は持つていたんだと思いますが、この国土を守るためにも、各地域の自治をこれからもしっかりと守り続けるというこ

とが、私は、各省庁横断的なテーマであります。これが、これを束ねるべき総務省の役割だと考えます。が、そういった地方自治のあり方、役割について、大臣、どのようにお考えですか。

○高市國務大臣 これは重徳委員御指摘のとおり、中山間地域ですとか農村地域の自治体といふのは国土の大きな部分を占める山村や農地を守る機能を大切にすることにもつながっております。

こうした観点からも、今後の人口減少、高齢化を見据えた地方行政体制のあり方の検討に際しましては、小規模な自治体を含めた基礎自治体において、地方自治の本旨である住民自治をしつかり

土を守るということから考えても、やはり森林環境税で全国にお金をばらまきますというだけでは、その地域を守ることはできません。

○大口委員長 時間が来た、もうだめですね、質問は、じゃ、まあいいですよ……(発言する者あり)

いいですか、先生。

じゃ、ちょっと、先輩の議員の御了解をいたしましたので、最後に、やはり地方自治というのは、その自治体の中の自治の仕組みということも一つあります。やはり国土の三分の一を占める山国ですよ、日本は。この山が崩れ、そして田んぼが廢れていつて耕作放棄地になつてしまつたら、昨今の地球温暖化に伴つて豪雨の傾向があります。集中豪雨の傾向があります。こういった雨を受けとめるだけの森林の機能も損なわれ、また、それが里に流れてきたときの水をためる水田の機能も損なわれてしまつたら、結局、都市住民に大きな災厄をもたらす、こういう結果になつていくと思うんです。

このことは、数年間の国土強靭化でダムをつくりたり川を固めるというだけでは抑え切れないだけの大きな役割、大きな機能をもともと日本の山林や中山間地域、農村地域は持つていたんだと思いますが、この国土を守るためにも、各地域の自治をこれからもしっかりと守り続けるということが、私は、各省庁横断的なテーマであります。これが、これを束ねるべき総務省の役割だと考えます。が、そういった地方自治のあり方、役割について、大臣、どのようにお考えですか。

○高市國務大臣 これは重徳委員御指摘のとおり、中山間地域ですとか農村地域の自治体といふのは国土の大きな部分を占める山村や農地を守る機能を大切にすることにもつながっております。

こうした観点からも、今後の人口減少、高齢化を見据えた地方行政体制のあり方の検討に際しましては、小規模な自治体を含めた基礎自治体において、地方自治の本旨である住民自治をしつかり

ますけれども、今の仕組みは、だけれども、その半分いかかるんだと思うんです。住民の意識の定着は、その間、三十年間ぐらい、総務省としての合併を進めた責任において、さらなる支援をするべきだと思います。

合併の算定がえも、十年たつたら、あと五年かけてもう物すごい勢いで減っちゃうわけなんですけれども、今は、今の仕組みは、だけれども、その半分いかかるんだと思うんです。住民の意識の定着は、その間、三十年間ぐらい、総務省としての合併を進めた責任において、さらなる支援をするべきだと思います。

○重徳委員 まあ、いきなり言われてもといふところかもしれないけれども、これには、我が会派においても、団体的的な自治機能、役所の自治機能は少々高まつたかもしれませんけれども、住民自治という観点がやはり欠落しているのじやないか、こういふ意見も多いです。特に、最初申し上げました国

と守っていくことは重要なことです。そのための施策を今も展開しているところです。

○重徳委員 ありがとうございます。検証については、引き続きよろしくお願いいたします。

○大口委員長 次に、佐藤公治君。

○佐藤(公)委員 立国社・無所属会派を代表して質問させていただきます。佐藤公治でございます。

重徳委員の時間の分はどうぞ削つていただいて結構でございますので、よろしくお願ひいたします。

合併特例法改正の質疑の前に、二つのことを質問させていただきます。

一つ目は、現在大変御苦労されている新型コロナウイルス感染症についてです。

新たに新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が施行されることになりましたが、先日の委員会の大臣の御答弁でも、重徳委員また足立委員への質疑の答弁でもおっしゃられておりました。大臣としての強い意欲というものをを感じることができました。

この新たな法律によつて、緊急事態宣言による対策、対応は、国民の皆さんに、当然、国関係だけでなく、地方にも多くのお願ひ、負担を強いることになると思われます。特に、地方自治体は、私は、本当にかなめであります。緊急事態宣言を出さずには収束させることができます。が、その努力は今生懸命されておりますが、最悪な状況を考えたときに、緊急事態宣言が発令されたときのための準備体制をどのように考えているのか。当然、その前段においては本部を設置することがあると思いますが、総務大臣、総務省としていかがでしようか。

○高市國務大臣 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正法が施行されましたけれども、三月十四日の記者会見で安倍総理も申し上げているとおり、あくまで万が一のための備えをするための

法律でございます。さまざまな私権を制限するこ

ととなる緊急事態宣言をするかどうかの判断に当たつては、専門家の御意見も伺いながら、慎重な判断が行われると存じます。

このような宣言ですから、今先生おっしゃっていただいたとおり、これを使わずに済むならばそ

うなるように、まずは政府として新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて地方公共団体と連携をして、国と地方が心を一つにしてこの難局を乗り越えていくことができるよう、全力で取り組むこととしております。

その上で、安倍総理が同日の記者会見で、事態は時々刻々変化しており、高い緊張感を持つて事態の推移を注視し、国民の命と健康を守るため、必要であれば、手続にのつとつて法律上の措置を実行する考え方であるとも言つておられました。

総務省としては、これまでですが、地方公共団体に対してこの法律に関する情報提供をしっかりと行ってきております。関係省庁と連携しながら、これからも、地方公共団体との一対一の連絡体制もありますので、丁寧に御質問にお答えをしてまいりたいと思っております。

幾つか、緊急事態宣言が出された場合に地方公共団体が何をなすべきかということについては、外出自粛の要請だつたり、さまざまな催物の開催制限の要請だつたり、都道府県知事がやるべきことともござりますけれども、それらの事項についても地方自治体に対してしっかりと情報提供を進めてまいりたいと存じます。

○佐藤(公)委員 対策本部ができる段階と、そして次、緊急事態宣言が発令されると、それまでの変化で、地方は、現状、いろんなお声を聞くことが多々あります。これが不安の一部としてあらわれているのかもしれません、例えば、地方選挙があつた場合はどうするとか、公共施設のイベントキャンセルの費用が発生したときはどうしたらいいか、子供たちや地域で差別的じめなるのか、内閣の共通認識としてあれば、お答えください。

私は、今までと大きくフェーズが変わつてくると思います。大臣自身の御認識で、今お話しできることで結構でございます。どう変わっていくのか、変わつていくのか、その部分を、何かお考え

ございますでしょうか。

○高市國務大臣 まず、緊急事態宣言というの

私が特に心を配りたいと思っているのは、地方公共団体における対応でございます。

まず、都道府県知事が実施主体となるものとして、外出自粛の要請というものがありましょ。それから、都道府県知事がやはり実施主体として、学校、社会福祉施設、興行場など、多数の方

が利用される施設の使用制限、そして先ほど申し上げた催物の開催制限の要請をなさなければならぬケースもある。これが一番避けたいことではあるんですが、都道府県知事が臨時の医療施設開設のための所有者などの同意を得ないで行う土地の使用というものがございます。

段階に応じていろいろな対応を都道府県知事が行つていくということについて、総務省としてはしっかりと情報提供し、また御相談にも乗りながら取り組んでまいりたいと思います。

今は、できましたら、所有者の同意を得ないで行う土地の使用、これも緊急の医療施設の開設といふことに伴つて起きてくることなどがございますから、そういうならないように、公立病院でふだんから維持していただいている感染症病床の活用ですと

か、それから、それもまた足りなくなつたときにほかの病床を安全な状態で感染症対策に使えるよう、こういった準備について地方公共団体にも要請し、また地方で新たに必要になる経費については手厚い地財措置を講ずる、こういう対応を総務省としては行い、そしてまた地方公共団体にもお伝えをしているところであります。

○佐藤(公)委員 丁寧な御説明、ありがとうございます。

今後の変化で、地方は、現状、いろんなお声を聞くことがあります。これが不安の一部としてあらわれているのかもしれません、例えば、

地方選挙があつた場合はどうするとか、公共施設のイベントキャンセルの費用が発生したときはどうしたらいいか、子供たちや地域で差別的じめなるのか、内閣の共通認識としてあれば、お答えください。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

いいのかなどなどが、悩むことがあるようになります。

地方自治体の判断になることもあります。

が、今は、以上のようないい声があるということだけ、ここでお話をさせていただきたいと思います。

つまり、私は、このたびの新型コロナにおける緊急事態の、地方の頼れるところは、よりどころの、総務省がかなめだというふうに、つくづく、この新型インフルエンザ等の特措法を見て思うんで

す。担当は、内閣だの厚労だの経産省だの国交だの、総割りの対処法での作業も大事ですが、それらの調整やフォローができるのは総務省しかな

いと思つております。

一番言いたいことは、実は総務省というのは、今までの災害の状況を見ても、総務省の御活躍は大変なものがあり、本当に、総務省の調整能力というか、フォローアップ体制というのは、私は、大変に立派なことをされてきたといふうに思うと、まさに、この新型インフルエンザ特措法を見ても、総務省が本当にかなめだといふうに改めて思うところでございます。

まさに地域の状況を考え、本当に、住んでいる皆さんのことを考え、不安をできるだけなくし暮らしやすき、住みやすき、地域に暮らす方々の幸運を考えてくださつて、一番の国の機関だというふうに私は思いますので、何ぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

これから大変な事態がいろいろと起こるというふうに私は考えており、それに対応していただきたいと思います。

もしお話しいただけるなら、有識者や専門家會議等の話合いがあつてのことだと思いますが、何を基準に、どのような状況になると本部を立ち上げること、そして緊急事態宣言を発令することに

内閣におきまして本部を立ち上げる場合は、これは厚労大臣の方から、今般の法律改正によりまして、新型コロナウイルス感染症にあつては、その蔓延のおそれが高いと認めるとき、この報告をいただきまして、その上で、内閣といたしまして本部を立ち上げるというふうになるところでござります。

その具体的な判断というものはどうするのかといふのは、これはまさに時々刻々と変化しているというところでございますので、客観的に一本の線といふものではなかなか示し得ないとは思いますがれども、しっかりと対応できるように、政府一丸となつて体制を整えていくということだと承知しております。

○佐藤(公)委員 これは内閣委員会でも議論がございました。ということは、今は本部を立ち上げないということは、まだその時期にないということがどういふうに、御答弁を内閣でもされておつたと思いますけれども、私は、本部を立ち上げるべき時期に今はもうあると思っております。だから急事態宣言まではと言ふのは、それはわかります。だから急いで成立を望んだ一人ですが、専門家も、緊急事態宣言までにはとやうのは、それはわかります。しかし、本部は今立ち上げないと、後悔といふこと、遅い状況にあるということを、私は改めて大臣にはお話ししておきたいと思います。

今は、わからないこと、予測不能、まさに未知との闘い、その中で国民は不安を多く抱いていることは、大臣もお感じになられていると思います。今は言われたことに協力をしてください、そうすれば、わかります、その時間がたてばたつほど、漠然とした協力要請だけでは、不安は拡大してしまうように思えます。

そこで、緊急事態宣言の発令とともに、その終わる目安を示すことも大事になると思われます。今は、いつになつたら収束するのか、どうなつたら収束するのか、国民の皆さんに具体的に知りたがっていると思います。もとの生活にいつ戻れるのか。

総務大臣として難しければ、政治家高市早苗先

生として、何かお答えできることはござりますでしょうか。

○高市国務大臣 本部の立ち上げということでございますけれども、現段階では、総理及び全閣僚が出席するインフルエンザ感染症、対策本部をたびたび開いて情報共有をし、そしてまた、総理からの御指示もあるわけでござります。別途、事務

次官級による話合いの場もあり、そしてまた、各省職員が集まる会議の場も持っております。

特に、総務省としましては、今せっかく一対一で各都道府県と連絡体制を築いておりまししてまた、都道府県は、その圏域の中の市町村からのお意見もしっかりと吸い上げていただいて総務省に伝えていただけておりますので、それを迅速に関係府省にお伝えをし、今、かなり早いタイミングで対応も進めていただけております。

これから、国民の皆様におかれましては本当に不安な状況だと思います。ただ、今は、もうこれ以上感染が拡大しないということを第一義に対応しておりますし、最悪の事態も想定しながら、特に、重症患者が命を落とすことがないように地域の医療体制を整える、ここに、厚生労働省と総務省で協力をしながら、また、経済産業省にもマスクとか消毒液とかの手配で御協力をいただきながら取り組んでおりまし、また、今回、予備費で消防の方の体制もしっかりとしたものにしております。

ですから、精いっぱいのことをさせていただきますし、いつ収束するのか、これを、本部を立ち上げた時点で、若しくは、最悪の場合、緊急事態

私たちも、この非常事態に協力ををしていきたい気持ちは、与野党を問わず、皆さんお持ちだと思います。ぜひ、大臣始め総務省の皆様には、地方との窓口として、そして後ろ盾として頑張っていただきたい、その思いでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

二つ目という質問があつたんですけれども、もう時間がないので、ちょっと合併特例法の一部改正に関しての質疑の方に、とりあえず順番を変え移させていただけたらありがたいと思います。私は、賛成の立場の思いでお聞きをいたしました。

そもそも論として、このたびの合併特例法の一部改正に関しての資料を読み、いろいろな方々からお話を聞いていると、合併の総括をするべきだ、合併の検証をするべきだといった内容が多く読み取れたり話されたりしているように思います。

そこで、高市大臣、総務省にお聞きしますが、そもそも、合併の総括とは何か、合併の検証とは何か。重徳委員の先ほどの質疑の中で話もございました、検証という言葉を使つておりましたけれども、もう一度お話ししますと、合併の総括とは何か、合併の検証とは何か、そのような前提がある中で、総括や検証をしたのかと問われたとき、何とお答えになるのか。総務大臣及び総務省の方、お答え願えたらありがたいと思います。

○高市国務大臣 平成の合併後、総務省では、今後の基礎自治体のあり方の検討に際して、必要に応じて平成の合併後の市町村の状況や課題の把握は行ってまいりました。

まず、平成二十二年には、「平成の合併」について」として、その時点における平成の合併の評価を総務省として取りまとめて公表しております。

また、これまで、累次の地方制度調査会において、これから基礎自治体のあり方等の調査審議に際して、合併の成果や課題が取り上げられ、答申でもそれぞれ言及をされております。

第三十二次地方制度調査会でも、市町村合併に

ついての今後の対応方策に関する調査審議の中で、市町村合併の成果と課題について取り上げました。

その中で、合併市町村に関するデータやアンケート結果などをお示ししながら、職員配置の適正化など行財政の効率化や、専門職員の配置、充実などの効果も確認しました。

一方で、先ほど重徳委員からも御指摘があつた、周辺部の市町村の活力が失われているといった指摘もございますので、こうした課題の解決に向けて、合併市町村において支所の設置や地域自治区の活用などさまざまな取組が行われていることも確認し、丁寧に御議論をいただいております。

その上で、昨年十月に、市町村合併についての今後の対応方策に関する答申が取りまとめられました。そこで、基礎自治体のあり方等の検討に際しては、平成の合併後の市町村の状況、課題の把握にしっかりと努めてまいりたいと存じます。

ですから、精いっぱいのことをさせていただきますし、いつ収束するのか、これを、本部を立ち上げた時点で、若しくは、最悪の場合、緊急事態

なかなか難しいんだろうと思うんですけども、連鎖的な感染がとまっていく、一定の収束、患者数の減少というのが見えてくる、こういった状況

をつくっていくというのが大切だと考えておりま

くさん大臣とあるんですけれども、きょうはもうこれぐらいにさせていただきます。

○佐藤(公)委員 この話、もっとしたいことがた

くいうのも、このまま合併をしない方がよかつたのではと思つてしまふ。なぜなら、私も合併推進論者であったからなんです。その責任を感じて、そこそこ幸せに住民の皆さんが暮らしていく

る、そんな夢と希望を持つて推進をしてきたつもりです。誰のせいと言つもりはございません。

しかし、何かが違う、こんなはずではなかつた。

当時は、権限と財源、移譲とセットでもあつた。バブルのころの社会状況との違い、少子高齢化に直面していることが、当時とは違う社会環境になつてしまつてゐる現状。だからこそ、本質的な総括や検証をして、軌道修正すべきだと強く思つてゐる次第でございます。

特に、地方、田舎は、行政的なことだけではなく、第一次産業の農林水産などは直結した問題であり、中小零細企業のこともあり、総務省だけが解決できることではなく、まさに、地方をどうする、日本をどうするという大きな議論になつてしまつております。

高市大臣の初当選、その後の御活躍は、マスコミで拝見したときのインパクトのある姿を記憶しております。そのころ大臣も、首都機能移転だの、遷都だの、地方分権だの道州制だの、権限移譲だの、そういった中で合併の推進を思われたように思ひますが、そのころの地方のあるべき姿と今と、いかがな思いを持たれておりますでしょうか、大臣。

○高市国務大臣 当時、若手議員を中心に首都移転の話もありましたし、最近も、災害の多発などを受けまして、これはまた、与党の中でも若手議員がそういつた議論をされていると承知をしております。

私は、若いころの記憶をたどりますと、やはりこれは、合併を選ぶか選ばないかというのは、村を二分した激しい激しい村長選挙が行われて、その後もまだしこりが残つてゐる。結果、合併推進の方々が勝つて合併をした。その結果、よくなつた部分もあるんだけれども、実は、支所の設置ですとか先ほど申し上げた消防団の施設の整備ですか、総務省として交付税措置をしている。ところが、交付税は一般財源ですから、どうしても、合併した後の大きな市の市長さんや市議会の方で、総務省の方で考へているように、積算したよ

うに使われていいということで、残念ながら寂れてしまつたところもございます。

だからこそ、今まで、支所の設置ですか、できるだけ、合併した旧の町村部分の、特に保健医療、子育て関係、こういったサービスが低下しないうように、何らかの形で総務省から、一般財源には介入できませんけれども、こういう形で積算しているんだということを正確にお伝えしたい、その取組ができるかということを先般も局長に指示をしたところでございます。

ささまざまな課題もあり、さまざまなメリットもあつた、そういう合併であつたと思いますので、その課題の部分を解決していくのが今の私との仕事だと思っております。

○佐藤(公)委員 これに関しても、また話をすると一時間二時間かかってしまいますので、別の機会に大臣とお話をさせていただきたいかと思います。

先ほど、総括をしたということですけれども、まさに今回の十年延長の答申を出されたこの第三十二の地方制度調査会、この調査会についてもい

ます。みんな、合併推進に関してバラ色とはい

う。今、経済財政諮問会議を含めて、大臣はいろいろな場所で、IOT、ICT、5G、ローカル5G、デジタル化、いろんな話をされております。

まさに今回十年延長の答申を出されたこの第三十二の地方制度調査会、この調査会についてもい

ます。みんな、合併推進に関してバラ色とはい

う。でも、今それをもう一度見てみると、本当にようかつたのかという思いは誰もが持つていて思

います。同じことにならないがためにも、私は、こういう調査会が健全にやはり総括や検証をして解

決しようと思つても、なかなか本四高速の借入金の件の問題で頭打ちになつて、こういつた一

点目の問題。

二点目は飛び地の問題でございます。戸崎瀬戸といふところの、海があるんですけども、ここも旧浦崎村といふところが昭和の合併において尾道市と一緒になつた飛び地……

○大口委員長 佐藤君、時間が参つております。

○佐藤(公)委員 はい。

飛び地の問題がございます。こういつたところを解決するための、橋をかける。又は、情報インフラの整備といった、この三点をお話ししたかつたんですけれども、最後に言いたいことは、この

昭和、平成の合併といつたことのプラスシユアップをもう一回していくような考え方における政策

らありがとうございます。

もう時間があと一、二分になつてしまいまし

た。私は、この合併のことで具体的に、私の地元広島尾道のこと、きょう皆さんに地図をお渡ししましたけれども、この地図が一番よくわかるのはそこで私を見ていたいいる小林先生だと思います。この地図を見れば全てのことがわかるの

は、小林先生しかいらつしやらないかと思いま

す。

だから、私は、この調査会の委員の方々に、御苦労に敬意を表し、感謝の気持ちを持つた上で、この調査会等々の、こういつたところにおける健全な議論をすべきだということを私は言いたい。よう私は思います。

ま

た、昔の思いとともに、どう変えていくべきかと同じことの繰り返し。実際問題、大臣は、基礎自治体にふさわしい行財政基盤を確立することを目指で行つてるとおっしゃつておられます。が、将来の地方を思う気持ちはわかりますが、結果、国の財政負担を軽減するためになつてしまつて、その課題の部分を解決していくのが今の私ともの仕事だと思っております。

○佐藤(公)委員 これに関して、また話をすると一時間二時間かかってしまいますので、別の機会に大臣とお話をさせていただきたいかと思います。

私は、ここで三つのことだけを言いたかったんです。合併における現象というか、問題点が出てきている。

その三つのことだけを取り上げて言わせていただければ、まずは私の、尾道ということは、しまなみ海道という橋がございます。ここには因島と瀬戸田町というのが合併したことによって、まさしくこの橋が、同じ行政区分であります。これが市町村が別だつたらまた違つたのかもしれません。こういつた交通インフラにおける問題点。

こういつたことを我々地元でも大変努力をして解決しようと思つても、なかなか本四高速の借入金の件の問題で頭打ちになつて、こういつた一

点目の問題。

二点目は飛び地の問題でございます。戸崎瀬戸といふところの、海があるんですけども、ここも旧浦崎村といふところが昭和の合併において尾道市と一緒になつた飛び地……

○大口委員長 佐藤君、時間が参つております。

○佐藤(公)委員 はい。

飛び地の問題がございます。こういつたところを解決するための、橋をかける。又は、情報イン

フラの整備といった、この三点をお話ししたかつたんですけれども、最後に言いたいことは、この

昭和、平成の合併といつたことのプラスシユアップをもう一回していくような考え方における政策

ただけたらありがたいと思います。
地元では、今、どうしようもできない部分に、頭打ちになっている。合併をもう一度考え直し、総括をし、プラスシェアアップしていくたまでもお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○大口委員長 次に、本村伸子君。

○本村委員 日本共産党、本村伸子でございます。

○本村委員 申しあげます。

まず、大臣に確認をさせていただきたいんですけれども、この法案の前提に地方制度調査会の答申がござります。その中に、みずからとの判断により合併を進めようとする市町村を対象と書かれております。

当然のことだというふうに思うんですけども、合併しないを選択をした、とりわけ小規模な市町村に対して、合併を強制することはせず、合併しないことを理由とする不利益な取扱いはしないということは確認させていただきたいと思います。

○高市国務大臣 この法律案は、市町村合併を推進するというものではなくて、みずから判断により合併を進めようとする市町村を対象として、引き続き合併の円滑化のための措置を講ずることができるよう現行法の期限を延長するものでございますので、本村委員御指摘のような懸念は生じないと認識しております。

○本村委員 不利益な取扱いはしないということを確認させていただいたというふうに思つております。

私が二〇一八年豪雨のときに被災地に行かせていたいたときには、合併によって面積が大きくなつた一方で地域から職員の方が削減をされる、そういう中で、災害対応あるいは被災者の方々の支援が非常におくれたのではないかということを痛感してまいりました。

例えは、私が痛感をした事例では、広域化した

ことによって各地の状況が把握されおらず、河川も別のところばかりを見て避難指示がおくれる

が出てたという事例がございました。また、被災をされた地域に本当に職員の方が全然来ないという

ことで被災者の方をずっと不安に思っていた、支援も届かない状況であったという事例。あるい

は、人手が足りず、合併をされた地域ですけれども、支所長が現場で本当に対応で精いっぱいやら

れていたわけですけれども、しかし、災害救助法の仕組みとか被災者支援の仕組みが知られていない

かつたために迅速な支援とか救援につながらなかつた事例。こういう事例を現地に行って痛感を

してまいりました。

合併をして広い範囲になつた自治体で、職員の数が減つて、なおかつ、地域がわかる職員さんで

はどのように認識をされておられますでしょうか。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。
災害時における市町村の対応については、基本的には、合併の有無にかかわらず、被害の程度や地域の実情に応じて異なるものと考えております。

その上で、合併市町村においては、もちろん課題もございますが、一般的な状況を申し上げますと、合併により行政財政基盤が強化されたことを生かしまして、災害防災対策の専門部署の新たな設置が実現されました。

その上で、合併市町村においては、もちろん課題もございますが、一般的な状況を申し上げますと、合併により行政財政基盤が強化されたことを生かしまして、災害防災対策の専門部署の新たな設置が実現されました。

以上でございます。

○本村委員 専任職員の設置で、ちゃんと機能し

ていいればいいんですけども、一つのところしか見ていないくて、全域を見ていなかつたということでおどりで、避難勧告、避難指示がおくれるということが書いてあります。だから、そういう面だけを見

るのではなく、やはり全体、総合的に総務省としても把握していただきたいと思うんであります。

これは私が言つてはいるだけではなく、資料の一、一つ目に出てきましたけれども、これは読売新聞の記事でございます。合併によつて自治体の防災力が低下したという指摘がござります。

具体的には、これは調査室の方がまとめてくださいましたんすけれども、一つ目に、合併による市町村の広域化によって、災害時、市役所本庁と支所の間で通信不能になり状況が把握できなかつた。二つ目に、本庁に権限が集約された結果、旧市町村の地域は自己決定力を失い、迅速に対応できなくなつた。三つ目、支所の職員が減少し、災害対応人員としては少な過ぎるなどがこの記事で

も指摘をされております。

こういう問題があるということは、大臣、お認めになられますね。

○高市国務大臣 この新聞報道のような課題があれば、これは合併市町村において適切に対応をしていかなければなりません。

支所が果たす役割というのは、災害においては非常に大きなものがあります。大規模な災害が発生した場合に、例えば、対応に多くの職員が必要になります。合併市町村において、沿岸部の市街地が被災した際に、被害が比較的軽微だった内陸部の旧市町村の職員を派遣したり、また、災害対策本部の置かれている本庁で十分な状況把握が行えない場合には、支所において避難勧告などの避難誘導を適時適切に行つてはいるといった取組もござります。

合併によって強化された行政財政基盤は十分に活用して、地域の実情に応じて、災害対応の強化に取り組んでいただきたいと考えております。

○本村委員 地方交付税で、算定の見直しとい

ることで支所も位置づけてはいるというお話をでしたけれども、そもそも、そういうことを想定せずに合併を推進してきたというのが問題だったたといふうに思います。だから、どんどん修正をするといふことになつてきましたのだというふうに思います。

これから、I-O-T水位計ですが、それから情報通信機能の強化、こういったことも、災害時の

長時間の停電などにも対応できるようにといふう組も進めておりますので、支所の適切な対応、こ

こも各合併市町村において考えていただく、取り組んでいただきたいことだと思っております。

○本村委員 実際には、合併によつて自治体の防災力が低下したと思われる事例が幾つも出ているわけです。それを直視していただきたいといふうに思います。災害時の命や暮らしを守る問題に、この問題は本当に直結しているといふうに思ひます。

今私が指摘をいたしました、広域で合併したことによる災害時の弊害、あるいはマスメディアでも指摘をされている合併の災害時の弊害、問題点を総務省は改善しようとしているのかどうか。先ほど、いいことしか言われなかつたんですけども、ちゃんと見て、改善しようとしているのかどうか。どうか、そのことを御答弁いただきたいと思ひます。

具体的には、これは調査室の方がまとめてくださいましたんすけれども、一つ目に、合併による市町村の広域化によって、災害時、市役所本庁と支所の間で通信不能になり状況が把握できなかつた。二つ目に、本庁に権限が集約された結果、旧市町村の地域は自己決定力を失い、迅速に対応できなくなつた。三つ目、支所の職員が減少し、災害対応人員としては少な過ぎるなどがこの記事で

も指摘をされております。

こういう問題があるということは、大臣、お認めになられますね。

○高市国務大臣 この新聞報道のような課題があれば、これは合併市町村において適切に対応をしていかなければなりません。

支所が果たす役割というのは、災害においては非常に大きなものがあります。大規模な災害が発生した場合に、例えば、対応に多くの職員が必要になります。合併市町村において、沿岸部の市街地が被災した際に、被害が比較的軽微だった内陸部の旧市町村の職員を派遣したり、また、災害対策本部の置かれている本庁で十分な状況把握が行えない場合には、支所において避難勧告などの避難誘導を適時適切に行つてはいるといった取組もござります。

合併によって強化された行政財政基盤は十分に活用して、地域の実情に応じて、災害対応の強化に取り組んでいただきたいと考えております。

○本村委員 地方交付税で、算定の見直しとい

ることで支所も位置づけてはいるというお話をでしたけれども、そもそも、そういうことを想定せずに合併を推進してきたというのが問題だったたといふうに思います。だから、どんどん修正をするといふことになつてきましたのだというふうに思います。

これから、I-O-T水位計ですが、それから情報通信機能の強化、こういったことも、災害時の

長時間の停電などにも対応できるようにといふう組も進めておりますので、支所の適切な対応、こ

とで、総務省が当初やつてきたことに対する反省が深

く必要だというふうに思つております。

ます。

結局、合併した市町村のことでいえば、防災のことや地域の活性化の問題を考えたときに、やはり支所などに職員をふやして、機能を強化をし、各地域のことについて考えて働く状況をつくつていいくしかないというふうに思ひますけれども、大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

○高市国務大臣 合併そのものは、それぞれの地方公共団体において、住民、また住民を代表される首長や、また議会の皆様が激しい議論をしながら選択をしてこられたものだと思つております。

合併市町村の支所というのは重要な役割を果たしており、実際、住民サービスの維持向上、災害対応などに活用する取組が行われてきております。

普通交付税の算定におきまして、支所に要する経費の加算、旧市町村単位の消防署、出張所に要する経費の加算、旧市町村単位の保健福祉に係る住民サービス経費の加算など、平成二十六年度以降、五年間かけて順次見直してきました。

これからも、合併市町村に対する必要な支援を適切に行ってまいります。

○本村委員 各自治体の御判断だというふうに言われたんですけども、当時約束していたことが全く守られないというものもありまして、当時の約束は世論を説得するためのものであったのではなくかという事例もあるわけでございます。そういう中で、合併に説得されたという自治体もあることもしっかりと見ておかなければいけないというふうに思います。

支所などに人をふやさないと、結局、災害時にも機能しないし、地域の活性化にもなかなか結びつかないことになるというふうに痛感をしております。それで、今後の基礎自治体はどうあるべきかといふ議論なんですけれども、総務省の自治体戦略二〇四〇構想研究会の第二次報告の中で、市町村を超えた圏域などの団体自治、住民自治に反するものが入つておまりまして、これは大問題でござい

ます。

更に問題なのは、自治体の職員は半分にして、標準化して、スマート自治体という方向が出されいることでございます。A-I、ロボティクスなど書かれておりますけれども、A-I ロボティクスなどは災害時、緊急時、本当に機能してくれるんでしょうか。

研究会報告には、災害時、緊急時のこととは、首都圏の帰宅困難者のことなどはございませんけれども、本当に不十分な記述しかございません。私の地元は、毎回というほど言つているんですけども、南海トラフ巨大地震の被害想定区域にございまます。こういう乱暴な議論で自治体の職員が削減されるということに誘導されていくことになれば、本当に地元の皆様の命を守ることができないという大変な危機感を私は抱いております。

大臣に伺いますけれども、将来の自治体のあり方を考える場合、災害対応や緊急対応、今回の新型コロナウイルス感染症の対応もそうですけれども、こういうこともしっかりと位置づけて、将来の自治体、どうあるべきかということを考えていくことが必要だと思いますけれども、大臣、御答弁をいただきたいと思います。

○高市国務大臣 今、第三十二次地方制度調査会で、将来の人口減少社会を見据え、必要となる地方政府体制について調査審議が進められておりま

す。災害時の実態もそうなんですが、合併や広域行政について、先ほど来御議論ありましたけれども、しっかりと評価、検証を行なうべきだと思います。防災の視点も含めて議論は行なっておりました。

地方制度調査会でも、全国市議会議長会の委員から、平成の市町村合併について、政府による総括の重要性、政府の責任で改めてトータルに評価、検証を加えておくこと、評価を行なったわずかの県の調査結果を引用するだけでは不十分という指摘がございました。また、全国町会の委員からは、新たな圏域行政の推進は、平成の大合併の再来ではないかと大変危惧しています、新たな仕組みを検討する前に、広域行政に関する現行制度の検証が不可欠との発言もございました。

昨年七月に中間報告が取りまとめられましたが、南海トラフ地震や首都直下地震などが高い確率で発生する見込みであるなど、今後、二〇四〇年ごろにかけて災害リスクの高まりが想定されます。技術職、専門職の確保の必要性、大規模災害への助、共助による防災活動の重要性といった指摘もなされております。

今、最終的な答申に向けて調査審議が進められていますが、この調査会における議論も踏まえ方々が類似自治体の調査で、合併したところの方

て適切に対応してまいります。

○本村委員 研究会報告で、自治体職員は半減しております。

○本村委員 では、これからしっかりと検証、評価していくといふことなのだと理解をしております。

二〇一九年九月十三日の第三十二次地方制度調査会第二十二回専門小委員会の資料を見てみます。この地元の豊田市のことでも書いてありますけれども、本当に表面的な書きぶりだなというふうに痛感をしております。各自治体で深掘りをぜひしていただきたいというふうに思います。

そういう点では、日本弁護士連合会の中の公害対策・環境保全委員会の皆様方が調査検討されました。これは、日本弁護士連合会の皆様の公式なものではないということだそうですが、合併したところと合併しなかつたところ、類似の自治体を調査され、九力調査をされております。

この結果はどうだったのかということと同時に、人口一万人未満の過疎指定市町村での分析もされておりますけれども、二〇〇五年から二〇一五年の産業分類別就業者数の増減を見てみますと、合併によって公務で働く人が少なくなるているというのが顕著でございます。地域から役所の人がいなくなれば、地域の実情や声を吸い上げる人も少なくなる。そこの地域をどう活性化しているかと、安定した仕事として専属で考えてくれる人もいなくなる。そして、役場の周りのお店も、売上げが減り、なくなつていく。地域が寂れ、若い人はいなくなる。子供さんも少なくなつっていく。小学校、保育園がなくなつていい」ということだというふうに思います。農林水産予算も、十数年前からすると、一兆円規模で予算が減つている。

こういう問題も人口減少の重大な要因だというふうに思いますけれども、この日弁連の有志の方々が類似自治体の調査で、合併したところの方

が合併しなかつたところよりも人口減少が急激になつてゐるという結果が出ております。総務省として、これはなぜなつてゐるのかということを検証し、把握をするべきじゃないか、もつと検証について深掘りするべきじゃないか、もうと検証に思いますけれども、これは大臣、お願いしたいと思います。

○高市國務大臣 本村委員もおつしやいましたけれども、このシンポジウムで報告された分析については、日本弁護士連合会として意思決定したものはなくて、特定の報告者によって行われたものと伺っております。

そもそも、市町村が置かれた社会的、経済的条件はさまざまありますので、単純な比較というのは困難でございます。また、市町村の人口変化には、その地域の人口構成や、あと、地理的条件による生活の利便性などの状況など、さまざまな要因が影響いたしますので、一概に人口変化の要因を合併と関連づけるということは適切でないと考えております。

○本村委員 ですから、総務省として、日弁連の有志の方が調査をされた中身について、なぜそうなっているのか、さまざまな要因と言われました。なぜそうなっているかというのをもっと深掘りしてやるべきじゃないかという質問でございます。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。

私どもが事務的に分析しているところでは、日弁連が比較対象とした四十三組中二十七組、全体の六三%で合併市町旧町村部の人口減少率が非合併町村を上回っていたといふことがあります。

それから、高齢化率で比較したところ、日弁連の四十三組中二十九組、全体の六七%で合併市町旧町村部が非合併町村の高齢化率を上回っていたということで、合併時点において既に合併市町旧町村部の方がより高齢化が進行している状況に

あつたということでございまして、四十三組中三十五組が人口減少率若しくは高齢化率で既に上回つてゐる状況にあつたという分析はいたしております。

以上でございます。

○本村委員 資料二も質問をさせていただきたいんですけれども、二〇一七年十二月に、まち・ひと・しごと創生本部事務局が移住・定住施策の好事例集第一弾を出してあります。合併しない自治体の方が移住・定住施策の好事例が多いというふうになつておりますけれども、なぜそういう結果になったと考えているか、お示しをいただきたいと思います。ちょっと端的にお願ひしたいと思います。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。

掲載されている団体は合計十八ございまして、合併団体が六、非合併が十二でございます。それで、もともと、全国の合併市町村数が五百九十で非合併市町村数が千百二十八ということで倍近くございまして、大体同じ比率になつていて、うふうに認識しております。

○本村委員 日弁連の有志の方が調査をしていました。そういうことも材料にして、なぜそ

うなつてゐるかというのをもつと深掘りを

して検証していただきたいということを強く求めたいというふうに思います。

これらの自治体のあり方の問題なんですねけれども、先ほども申し上げました総務省の自治体戦略二〇四〇構想研究会の第二次報告では、これらは圏域だというふうに言つております。これま

での広域連携の仕組みとは異なつて、市町村の権限、財源の一部を取り上げて圏域に担わせようど

してゐるのではないかというふうに危惧をしておりります。

日本弁護士連合会の皆様方も、自治体が自主的権限によつてみずからの事務を処理するという団体自治からしても問題がある、住民による選挙で直接選ばれた首長、議員から成る議会もない圏域に対する国が直接財政措置を行うことは、住民自

治からしても問題があるというふうに意見を上げておられます。また、町村会、町村議長会の皆様

が一方的に市町村の権限や財源を取り上げて新たな制度をつくるということがあつてはならないというふうに思います。名前は圏域というふうにしないにしても、実質的に市町村から権限と財源を取り上げる、そういうことが絶対にあつてはならないというふうに思います。

○高市國務大臣 第三十二次地方制度調査会では、今後の人口減少、少子高齢化を見据えた地方行政体制のあり方について調査審議が進められておりますが、専門小委員会では、市町村間の広域連携は地域の実情に応じた自主的な取組として行わられるものであることを前提として議論が進められております。

○本村委員 日弁連の有志の方が調査をしていました。そういうことも材料にして、なぜそ

うなつてゐるかというのをもつと深掘りを

して検証していただきたいということを強く求めたいというふうに思います。

これらの自治体のあり方の問題なんですねけれども、先ほども申し上げました総務省の自治体戦

略二〇四〇構想研究会の第二次報告では、これか

らは圏域だというふうに言つております。これま

での広域連携の仕組みとは異なつて、市町村の権

限、財源の一部を取り上げて圏域に担わせようど

してゐるのではないかというふうに危惧をしておりります。

めの役割を果たしました。住民合意をとる過程

で、合併後の公共施設等の存続などを約束して世論を誘導し、結局その約束が守られない事例もありました。

強引な合併押しつけに対する批判を受けて、二〇一〇年の改正で、国、都道府県による市町村への積極的な関与等の文言は削除されました。有権者の五十分の一以上の署名で合併協議ができるとされた住民発議権や、合併協議会設置が議会で否決される特例はそのまま残されました。

合併という自治体と住民にとって最も重要な問題について、合併推進側だけに有利な仕組みが残されたのは問題です。

二〇一〇年以降、現行合併特例法のもとでは七件の合併事例がありますが、その中には、合併協議会設置を議会が否決しても、住民発議、住民投票の仕組みを利用して合併に至つた事例も含まれています。

本法案は、合併推進にだけ有利な仕組みを変えずにそのまま延長するものであり、反対です。

以上を申し上げ、討論といたします。

○大口委員長 これにて討論は終局いたしました。

○大口委員長 これより採決に入ります。

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大口委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、中根一幸君外四名から、自由民主党・無所属の会、立憲民主・国民・社保・無所属フオーラム、公明党、日本維新の会・無所属の会及び希望の党の五派共同提案による附帯決議を

討論の申出がありますので、これを許します。

○本村委員 私は、日本共産党を代表し、市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

合併特例法は、国、都道府県主導で合併を進める仕組みを導入するなど、平成の大合併を進

付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。高井崇志君。

○高井委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)を改正する法律案に対する附帯決議(案)を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について措置すべきである。

一 市町村の合併については、地域の自主的な判断を尊重し、合併を強制することのないようになります。

二 市町村の合併については、合併後のまちづくりが円滑に進められるよう、必要な支援措置を講ずること。

三 平成の合併の効果や課題等について、合併を選択しなかつた市町村や、合併に伴う課題を指摘している合併市町村を含め、幅広く関係団体等の意見を聴取した上で、引き続き評価・検証を行うこと。

三 既に合併した市町村については、周辺地域の活力の低下、職員の減少等に伴う住民サービスの低下、住民の声が反映され難くなつたことなど、なお多くの課題が指摘されていること等を踏まえ、合併市町村の一体的な振興や周辺地域への対応が適切に行えるよう継続的な支援を行うとともに、住民自治の拡充のための必要な措置を講ずること。

四 市町村の在り方については、平成の合併によつて市町村の人口や面積が増加したことにより、合併前の旧市町村の区域の住民の意見が十分に反映され難くなつたなど、住民自治にふさわしい基礎自治体の姿や規模について様々な議論があること等を踏まえ、地域の実情に応じて、地域自治区、地域審議会等の地域自治組織を活用するなど、住民の意見をき

め細やかに反映するために必要な措置を適切に講じるよう、必要な助言を行うこと。

五 市町村間の広域連携の在り方については、現行の広域行政の仕組みについて十分な検証を行つた上で、市町村の主体性や意見を十分に尊重しつつ、慎重かつ丁寧な検討を行うこと。また、広域連携に係る新たな制度を創設する場合には、強制とならないようになるとともに、周辺地域の活力が失われることのないよう万全の措置を講ずること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

○大口委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○大口委員長 起立総員。よつて、本動議のとり附帯決議を付することに決しました。

この際、総務大臣から発言を求められておりま

すので、これを許します。高市総務大臣。

○高市国務大臣 ただいま御決議のありました事

項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○大口委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○大口委員長 まず、趣旨の説明を聴取いたしま

す。高市総務大臣。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

(本号末尾に掲載)

○高市国務大臣 日本放送協会の令和二年度の収支予算、事業計画及び資金計画につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、総務大臣の意見を付して国会に提出するものであります。

まず、収支予算について、その概要を御説明申します。

一般勘定事業収支につきましては、事業収入が

七千二百四億円、事業支出が七千三百五十四億円となつております。事業収支における不足額は四十九億円につきましては、財政安定のための繰越金の一

に入ります。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお詫びいたします。

本件審査中、参考人として日本放送協会の出席を認め、意見を聴取ることとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大口委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

本件審査のため、本日、政府参考人として総務省大臣官房総括審議官前田一浩君及び情報流通行政局長吉田真人君の出席を認め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大口委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○大口委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○大口委員長 まず、趣旨の説明を聴取いたしま

す。高市総務大臣。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

(本号末尾に掲載)

○高市国務大臣 日本放送協会の令和二年度の収支予算、事業計画及び資金計画につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この収支予算、事業計画及び資金計画は、放送

法第七十条第二項の規定に基づき、総務大臣の意

見を付して国会に提出するものであります。

まず、収支予算について、その概要を御説明申

します。

一般勘定事業収支につきましては、事業収入が

七千二百四億円、事業支出が七千三百五十四億円となつております。事業収支における不足額は四十九億円につきましては、財政安定のための繰越金の一

部をもつて充てることとしております。

一般勘定資本収支につきましては、資本収入が千百二億円、資本支出が九百五十二億円となつております。

次に、事業計画につきましては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する放送・サービスの実施、防災・減災報道の充実、多言語対応の強化、4K、8Kの推進などに取り組むこととなつております。

総務大臣といたしましては、この收支予算等につきまして、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する放送・サービスの実施、受信料の還元策の実施などを考慮するとやむを得ない面があるとした上で、今後も受信料の公平負担の徹底により、增收を確保するとともに、徹底的に支出の精査、削減に取り組むことにより、赤字額をできる限り減少させるよう努めること、さらに、業務全体の抜本的な見直し、予算編成のあり方の見直しなどにより、早期に黒字を確保できるよう努めることを強く求めています。

また、日本放送協会のあり方について、業務、受信料、ガバナンスの三位一体改革について具体的な取組内容を早期に明らかにし、次期中期経営計画などに反映することを強く求める旨の意見を付しております。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○大口委員長 次に、補足説明を聴取いたしま

す。日本放送協会会長前田晃伸君。

○前田参考人 ただいま議題となつております日

本放送協会の令和二年度収支予算、事業計画及び

資金計画につきまして御説明を申し上げます。

令和二年度の事業運営に当たりましては、放送法に基づく公共放送の原点を堅持し、公平公正で正確な情報を伝え、命と暮らしを守る防災・減災報道に全力で取り組みます。東京オリンピック・パラリンピックでは、4K、8Kでの競技中継やインターネットを含めた新技術を駆使するなど、大会の魅力を余すところなく伝えます。さらに、

〔報告書は附録に掲載〕

常時同時配信・見逃し番組配信サービスによる視聴機会の拡大や人にやさしい放送・サービスの拡充に取り組み、多彩で魅力的なコンテンツを届けます。

また、積極的な国際発信により世界各国と相互理解を進めるとともに、地域の魅力や課題を広く発信して多様な地域社会に貢献いたします。

受信料につきましては、公平負担の徹底に向かって、受信料制度の理解促進と営業改革を引き続き推進し、支払い率の向上を図るとともに、令和元年十月に行つた実質値下げに加え、令和二年十月から受信料の値下げを実施いたします。

関連団体を含めたNHKグループが一体となり、効率的で透明性の高い組織運営を推進するとともに、働き方改革を通じてより創造性を發揮できる環境の実現に取り組みます。

次に、建設計画におきましては、緊急報道設備や地域の放送会館の整備を進めるとともに、いかなる災害時等におきましても安定的に放送・サービスを継続するための設備整備を実施いたします。また、老朽化した東京渋谷の放送センターの建てかえ事業を引き続き推進してまいります。

以上の事業計画に対応する收支予算は、一般勘定の事業収支におきまして、受信料などの収入七千二百四億円、国内放送費などの支出七千三百五十四億円を計上いたしております。事業収支における不足分百四十九億円につきましては、財政安定のための繰越金の一部をもつて充てることとしております。

また、資本収支は、収入として、減価償却資金など総額千百二億円を計上し、支出には建設費九百五十二億円を計上いたしております。

最後に、資金計画につきましては、收支予算及び事業計画に基づいて、資金の需要及び調達を見込みだものであります。

以上、令和二年度收支予算、事業計画及び資金計画につきまして、その概要を申し述べました。事業計画の一つ一つの施策を着実に実行し、公共放送として視聴者の皆様の期待に応えてまいりました。

いと存じます。

委員各位の御理解と御支援をお願い申し上げます。あわせて、何とぞよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○大口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○大口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○大口委員長 これより質疑に入ります。

○小林(史)委員 自由民主党の小林史明です。

きょうは、質問の機会をいただきまして、あります。小林史明君。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。がとうございます。頑張ります。

まず、昨今のコロナ対策に当たつて、NHKの皆さんに感謝と、そして改めて要望を申し上げたいと思います。

NHK・フォースクールであつたりとか、子供向けのコンテンツを開設したり、正しい情報を皆さんに感謝と、そして改めて要望を申し上げたいと思います。

私は自身も、一年間総務省の政務官を務めさせていただいて、さまざまな改革に立ち会わせていました。特に、放送に関して感じているのは、やはり、改革の逐次投入というのがNHKを混乱させていたる、民放の将来も混乱をさせていると私は思っています。やはり、あるべき姿をきちっと示して、それに向かつて段階的に改革を進めいくのであれば、私は、NHKの職員さんも迷わずには済むと思いますし、民放の経営者も悩まずに大きく前に進めるというふうに思っています。

だからこそ、今回の検討会では聖域なき議論をしていただきたい。一つの聖域は、恐らく、スクランブルを含めた受信料の制度そのものをどうするかということと、やはりNHKの事業主体、この規模感をどうするのか。そして、グループの多くの立ち上がったグループ企業をどうするのか。ここを、やはり聖域なき議論を開催をしていただこうと思いますが、まずは、これは役所の皆さんにお伺いをしたいところですが、これが重要なポイントは、やはりNHKの事業規模、これを定めることだというふうに思っています。

皆さんのお手元にも配付をさせていただいています。BS右旋にもう既に三チャンネル。そして8Kで一チャンネル、BS左旋。さらに、NHKのラジオ放送で五つ。こんなに要りませんかねということは、ちゃんと見ていただけるとわかつていただけるんじゃないかと思います。

さらに、ネット配信もできる。地上波も、これは二チャンネルあるわけですね。NHKの教育、Eテレですね、これはすごいいいコンテンツなんですかね。これで、これはネットにあった方が、必要なときに必要なだけ取り出せるという部分もあるかもしれない。そうすると、これは地上波も二つ必要なのかということもあります。

非常にクオリティーの高い番組も多い中で、それをしっかりと事業規模を見直すことが必要じゃないかと思っています。

これは民放改革にも私はつながると思つていて、受信料制度のあり方も含めた公共放送のあり方について御議論いただくようにお願いをしたところでございます。

このため、先月でございましたが、今御指摘のございましたように、私ども総務省の有識者会議において、NHKの三位一体改革に加えまして、受信料制度のあり方も含めた公共放送のあり方について御議論いただくようにお願いをしたところでございます。

有識者会議は、お願いをしたばかりでございまして、御議論というのはまさにこれから御検討いただく段階ではございますが、例えば、受信料といつたようなことにつきましたは、委員御指摘のようなさまざま点も含めまして、どのようなことを洗い

出していくいただき、それらに対するはどのような対応をとつていくのかといったようなことを専門的な見地から幅広く御議論をいただきたいと考えております。

受信料以外の公共放送に係る課題についても、同様に考えております。

○小林(史)委員 次の問い合わせ大臣に、ちょっとと問題意識をお伺いしたいと思いますが、先に私の問題意識と提案をさせていただくと、今回の議論の重要なポイントは、やはりNHKの事業規模、これで定めることだというふうに思っています。

皆さんのお手元にも配付をさせていただいています。BS右旋にもう既に三チャンネル。そして8Kで一チャンネル、BS左旋。さらに、NHKのラジオ放送で五つ。こんなに要りませんかねということは、ちゃんと見ていただけるとわかつていただけるんじやないかと思います。

さらに、ネット配信もできる。地上波も、これは二チャンネルあるわけですね。NHKの教育、Eテレですね、これはすごいいいコンテンツなんですかね。これで、これはネットにあった方が、必要なときに必要なだけ取り出せるという部分もあるかもしれない。そうすると、これは地上波も二つ必要なのかということもあります。

非常にクオリティーの高い番組も多い中で、それをしっかりと事業規模を見直すことが必要じゃないかと思っています。

これは民放改革にも私はつながると思つていて、受信料制度のあり方も含めた公共放送のあり方について御議論いただくようにお願いをしたところでございます。

このため、先月でございましたが、今御指摘のございましたように、私ども総務省の有識者会議において、NHKの三位一体改革に加えまして、受信料制度のあり方も含めた公共放送のあり方について御議論いただくようにお願いをしたところでございます。

有識者会議は、お願いをしたばかりでございまして、御議論というのはまさにこれから御検討

していくのかという議論に進んでいくためには、そろそろこのNHK肥大化論というのを終えなきやいけない。

いや、肥大化論の脱却のポイントは何かというと、受信料収入の規模ですよ。彼らでも徴収すれば、七千億から八千億にふえる、これではもちろん肥大化はとまりません。そして、NHK自体の業務改革も、受信料さえ入つてくれば彼らでもお金が使えるということであれば、全く自己改革は、進むインセンティブは働かないわけです。

ですから、当面、私からの提案は、受信料の規模を七千億円に設定をして、それで、受信料の金額、国民負担をもうそれで割る。頭割りをすれば負担が減るわけです。

そして、私は、ぜひこの検討会でその先の、私個人としては五千億円でいいと思つてますが、NHKの規模を決めていただきたい。それが決まって初めて、NHKがどう事業規模を整理をするのか、そして業務を見直していくのか、そして放送とネットをどうやっていくのか、さらには、IT投資の調達改革も今回やるというふうに聞いていますが、その調達改革のインセンティブも働いてくる、こういうことだと思つていています。

そういう意味で、ぜひ今回を機に、高市大臣の、まずはNHK改革への問題意識と、こういう観点で今回の改革議論をやりたい、思いをお聞きしたいと思います。

○高市国務大臣 NHKに関しましては、前回の三位一体改革を繰り返し指摘してまいりました。

今、小林委員から、まずNHKの事業規模についての御指摘がありました。

こういった、問題意識ある程度共有する思

うんですが、今回、令和二年度予算に対する総務大臣意見の中でも、徹底的な支出削減により赤字額を減少させることと、三位一体改革を具体化して次期経営計画に反映することを求めておりま

す。

それから、受信料改革ということで、これは、結論によっては放送法改正にもつながる大きな議論になりますので、相当勇気は要りましたが、も

うタブーなく議論していくべき時期が来たと判断をしました。今、もう放送・通信融合の時代を迎えておりますので、受信料制度を含む公共放送のあり方というのはもう喫緊の検討課題ですので、有識者会議に御議論いたぐことといたしました。

私はから有識者会議に対しましては、例えば、テ

レビを受信できないモニターが更に普及していく場合どうするのかという課題ですか、受信設備を持つていなければ、NHKの同時配信は視聴したいという二つのある方についてどうする

んだ、というような課題もありますので、専門的な見地から御議論していただくようお願いしております。

加えて、私の問題意識としては、受信料収入の一〇・八%を超える徴収費用、これはもつたないな

いので低廉化をすべきじゃないかということもござりますので、有識者会議にはこれから御検討い

ただく段階ではございませんけれども、諸外国の公

共放送における受信料制度も参考にしながら、ま

た、国民・視聴者の皆様から十分な御理解が得ら

れるかという観点も踏まえて検討を進めてまいり

たいと思っております。

○小林(史)委員 ありがとうございます。ぜひ力

強く改革を進めていただきたいと思います。

特に、先ほどの受信料の徴収費用ですね。七百

億円を超える徴収費用を、払っている人たちが負

担をしているということなんですね。払っている

人たちが払っていない人の分を負担しているとい

うのは、これはとてもアンフェアな話だと思います

から、ぜひそれも含めて改革を進めていただき

たいと思います。

次に、NHKのネット配信事業について聞いた

いと思います。

NHKのネット配信が始まっています。アプリが

スタートしているんです。皆さん、ダウンロード

されたかどうかわかりませんが、アプリサイトへ

行ってみると、口コミの評価が載っているんですね。実は非常に評価は高いんです。これほどいい

アブリはなかなかないということで、こういうのを待っていましたという声も多かったです。そういう意味では、NHKを視聴される方にどうぞ。いかがですか。

○吉田政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘のインターネットの関係にございましては、昨年の十一月に、NHKのインターネット活用業務に関する総務省の基本的考え方と、その意味を公表させていただきまして、その中で、国際インターネットの活用業務については適切なものと認めつつ、適正なコストで実施すること、さらに、令和二年度には、これは昨年秋の時点での見通しでございますけれども、二百五十五億円の赤字が想定されていたということを踏まえまして、令和二年度について、費用の上限は、オリンピック・パラリンピック東京大会に係るものとおりだと想いますが、何でもかんでもおさめてしまふと、必要なNHKの事業まで縛ってしまうんじゃないかなというふうに思っています。

その一つがやはり海外に向かつての配信事業です。今、NHKワールド等で、各国の放送波で一生懸命流しているということなんですが、今後、他の国のライバルと競い合うことを考へると、実は資金的に見れば全然かなわないですね、地上波で参入しようとすると、そうすると、インターネットで世界じゅうに配信をして、多くの方に日本のことを使えていくというのが重要な戦略になるわけです。

ですが、今回、残念ながら、この二・五%上限の中に海外へのネット配信も実は含まれてしまつた。このまま含まれ続けてしまつて、海外への発信に足かせになつてしまつて、私は、これは整理をして外すべきだというふうに思つています。そして、その先にぜひ描くべき未来は、このNHKのネット配信に民放のコンテンツも乗つけて、互いにグローバルマーケットをとりに行く、そういう成長戦略まで描く。それがあって初めて、民放とNHK、二元体制でグローバルな市場をとりに行く、こんな前向きな改革になるんじやないかと思います。

NHKにおかれましては、これを受けとめていただきまして、結果といたしまして、インターネット活用業務の実施基準を、現行のものを認可をさせていただきまして、令和二年度につきましてはこの範囲で、NHKにおいて国際配信も含めて適切な配分で業務を実施していただきたいと考えております。

さらに、今後とすることとござりますけれども、NHKは、令和三年度以降、中期の経営計画ということを策定をすることになつておりますので、その中で、NHK全体といたしまして、今委員御指摘の業務改革、規模感も含めた三位一体改革を具体化をしていただきたい、その中でもイン

ターネット活用業務のあり方を示していただけるのではないかと思つております。

さらに、現在試行中であります、また来年度から本格実施になる、今こでも御指摘のNHKプラスの利用実態なども踏まえまして、その上で、NHKにおいてインターネット活用業務の実施基準の見直しが必要ということであれば、総務省といたしましても、十分にお話をお聞きして、適切に対応していきたいと思っております。

○小林(史)委員 ありがとうございます。

加えて、今度は、ちょっとNHKの視聴率の話に入りたいと思います。大臣、大丈夫ですか、このまま座っていていただきて、せっかくなので聞いていただきたいんですけども。

あり方検討会でもう一個、私が検討した方がいいと思っているのは、NHKの人事評価だと思うんですね。

どうも中で聞いていると、まず、国際部門が人事的には余り評価されていない。もう一つは、どうしても番組の視聴率でやはり評価されているということなんですよ。どう聞いたって、表で聞いでも、やはり視聴率で評価していませんと言ふんですけれども、中から聞くと、どうしても視聴率で評価している。

今回の機なので、ぜひちょっと教えてほしいんですけれども、それを明らかにする上で、何でNHKの地方局は、今プロ野球の放送をやるんじたつけというのを聞きたいと思います。視聴率をとる必要がないんだつたら、プロ野球なんて民放がやればいいんですよ。でも、何で今プロ野球の放送をやっているんですかというのを、ちょっととNHKさん教えてください。

○木田参考人 お答えいたします。

NHKは、スポーツ放送に關しても、公共放送にふさわしい多様で良質な番組を視聴者に届けることに努めておりまして、プロ、アマチュアを問わず、幅広く各種のスポーツを取り上げています。プロ野球の中継につきましては、視聴者の二一

ズに応えるために必要であると考えております。

ために、十二球団全ての試合を放送しております。
野球ファンの幅広い期待に応えられるようにする

野球ファンの幅広い期待に応えられるようになります。

○小林(史)委員 広島でカープ戦を放送すると、

視聴率は三〇%いくんですよ。だから民放は流し

たくてしようがないんですね。ほかの局だってそ

うですよ。だから、これはやる必要はないんです

よね。

では、二元体制で何か役割分担があるとする
と、パラスボーツをやるとか、もつと、まだメジャーになつていなスボーツを取り上げていた
だくことが、本当はNHKと民放の役割分担上あ
るんだと思うんです。なんですか、もつと、まだ
普ロ野球をやり続ける。こういうことは見直して
いかなきやいけないと思うんですね。

その上で、ぜひ利用していただきたい指标があ
るなと思うんです。

そもそも番組を評価する上での指標が視聴率じ
かないから、どうしても視聴率に偏るということだ
と思うんですが、実はNHKに聞くと、番組の質
的調査というのをやっています。これは、お配
りした資料の一番最後のページなんですね。

どんな項目で調査しているかというと、十指標
なんですね。丁寧に取材、制作されている、正確な
情報を迅速に伝えている新しい切り口や演出に
挑戦しているなどですね。まだあります。さ
らに、社会的な課題について考へているか、次世
代の育成につながる生活に役立つ情報やヒントが得
られる、人生を豊かにする情報やヒントが得
られる、くつろげる、リラックスできる、わくわ
く、ときどき感動できる、心に残る。これ
をウエブで調査をしているということなんですね。

でも、これは全く世の中に公表されていないな
いと聞いています。

さらに、調査のサンプル構成を見れば、調査工

実際に、ネットで調べると、さつきの四半期報告が出てくるんですね。そこには実は十四項目あつて、それぞれ期待度と実現度ということであつますが、こつちの十項目になくてこちらの四半期にあるもの、例えば、「教育・福祉・人にやさしい放送」というのが七四・九に対して五九・三と。だから、そういう意味でも、やはりプロ野球じゃなくて、パラスボーツというのは、本当はニーズはあるんですよ。

だから、こういうことも含めてぜひ検討いただきたいということをお願いして、質問を終えたいと思います。

○大口委員長 次に、國重徹君。

○國重委員 おはようございます。公明黨の國重徹です。

NHK予算の具体的な質問に入る前に、いわゆるかんぽ、NHK問題、これに関して、NHK経営委員会の情報公開のあり方につきまして、何点かお伺いしたいと思います。

今般のかんぽ、NHK問題、これに関して、NHK経営委員会がNHK会長に対し厳重注意を行つております。こうした評価につきましては四半期業務報告でまとめて紹介して、NHKのホームページなどで広く公開しております。

○小林(史)委員 おはようございます。公明黨の國重徹です。

NHK予算の具体的な質問に入る前に、いわゆるかんぽ、NHK問題、これに関して、NHK経営委員会がNHK会長に対し厳重注意を行つております。こうした評価につきましては四半期業務報告でまとめて紹介して、NHKのホームページなどで広く公開しております。

○大口委員長 次に、國重徹君。

○國重委員 おはようございます。公明黨の國重徹です。

NHK予算の具体的な質問に入る前に、いわゆるかんぽ、NHK問題、これに関して、NHK経

営委員会の情報公開のあり方につきまして、何点かお伺いしたいと思います。

今般のかんぽ、NHK問題、これに関して、NHK経営委員会がNHK会長に対し厳重注意を行つております。これが個別の放送番組の編集に介入することを禁じた放送法三十二条に抵触する

んじやないか、そのやりとりを明らかにするためにも議事録を公開すべきだ、こういつた指摘がされてしまひました。

これに対して、経営委員会は、議事録の一部非公表を定めた経営委員会議事運営規則に基づいて、内部で活用して改善に生かしております。

委員からの御指摘、御趣旨を踏まえて、引き続

き研究してまいりたいというふうに考えておりま

す。

○小林(史)委員 今回も、この資料を出すのは初めにだつたということで、その点で前向きに検討

を進めていただいているということだと思って感謝したいと思います。

その後、今月二日に、その議事録に記載され

ていない発言内容が新聞報道されまして、今般、経営委員会全員の了解を得た議事録を具体的に補足する文書、具体的には「郵政三社からの申し

(案)と題する文書が我々国会に示されるに至つ

ております。この補足文書を出したことについて
は、評価をいたします。

その一方で、なぜもっと早い段階でこういう公
表ができなかつたのか、そう思われるを得ませ
ん。対応が後手に回つたことで、さまざまな疑念
を抱かれかねない、そういう状況が生じてしまつ
た。

厳重注意の内容について、高市大臣は、現時点
においては放送法に直ちに抵触するものではな
い、こういう趣旨のことを言られておりますけれ
ども、経営委員会としては、これは違法でなけれ
ばいいというわけではありません。経営委員会
は、国民の受信料で成り立つてゐるNHKを監督
する立場にあります。だからこそ、経営委員会の
議事録については、経営の透明性を確保する観点
から、放送法四十二条に基づいて、その作成、公
表を行ふこととされています。

そういう立場にある経営委員会として、今回の
対応は適切だったのか、メディアの後追い、自主
的というより他律的な、後手後手の対応ではな
かつたのかと、反省すべき点はさまざまあると思
います。

そこで、今回の問題をめぐる議事録や議事経過
といつた情報公開に関する反省点を経営委員会と
してどう捉えているのか、お伺いいたします。
○森下参考人　お答えいたしました。

郵政三社からの申入れに関するやりとりにつき
ましては、あくまで非公表を前提とした意見交換
の場で行いましたが、経営委員会が会長に注意を
申し入れたことの重要性や経営委員会の透明性と
いう観点から考えれば、会長へ注意したことは議
事録で公表すべきだったと反省をしております。
このため、昨年十月には議事経過を公表し、更に
今回、議事経過を補足する資料を作成いたしまし
た。

委員御指摘のように、議事録の扱いや議事の公
表については、視聴者の皆様にわかりやすく説明
することができます、結果的に今回の問題で世間を
お騒がせしたことにつきましては、厳しく受けと
りました。

めております。

当時の経営委員会のやりとりにより、視聴者・

国民の皆様に誤解を与えてしまったことにつきま
しては、大変申しわけないと反省をしておりま
す。

放送法第三十二条の規定のとおり、経営委員会
が個別の放送番組の編集に関与できないことは十
分認識しております。経緯を確認する中で、過去
の番組に関する意見や感想も出ましたが、そのこ
とで経営委員が番組編集に介入したのではない
という疑惑を持たれてしまつたことについては反
省をしております。

経営委員会に課せられている役員の職務の執行
の監督という責務を果たす上で、状況によつては
番組について意見を述べ合うこともあり得ると思
いますが、これからは、番組編集の自由に一層配
慮し、個別の番組についての発言には疑惑を持た
れないよう慎重を期してまいりたいと思いま
す。

以上、お答え申し上げました。

○國重委員　真摯な反省をした上で、今後どうし
ていくのか、これが肝になつてまいります。

放送法四十二条の趣旨である経営の透明性を確
保する観点から、この四十二条では、「委員長
は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員会
の定めるところにより、その議事録を作成し、こ
れを公表しなければならない。」と定められており
ます。原則、議事録は公開となつております。

経営委員会議事運営規則には一部を非公表とす
ることについての例外規定が設けられており
ます。

以上、お答えいたしました。

次に、NHK令和二年度予算に関する具体的に
お伺いします。

いいよ、この新年度からNHK番組のイン
ターネット常時同時配信が本格始動いたします。
この常時同時配信を含めたインターネットの活用
ではないかというふうに思います。

予算や経営計画、事業プランなどに関する議事
録は、公表できるようになつてからさかのばつて

公表するような取扱いをしている、このように聞
き及んでおります。今回の件を真摯に反省をし
て、今後は、非公表としている議事録について、
一定期間経過した後に非公表とし続けることが適

切なのかどうなのかと主体的に再検討するという
方針を決めて、それに従つた運用をとることも一
つだというふうに思います。

こういったことを含め、今後、経営委員会とし
て、放送法四十二条の趣旨を踏まえて、経営の透
明性を確保するための情報公開に今後どのように
取り組んでいくのか、お伺いいたします。

その上で、今回の予算を見てみると、令和元
年度に引き続いて事業収支差金が赤字となつてお
ります。しかも、その赤字幅は前年度より増大を
しております。NHKは特殊法人でありまして、
意識しなければ業務は肥大化しがちであります。

そこで、前田NHK会長にお伺いいたします。
今回のNHK予算において、どのように既存業
務の効率化を図つて支出を抑制したのか、また、
令和二年度以降、黒字転換に向けてどのように取
り組んでいくのか、お伺いいたします。

今回のNHK予算において、どのように既存業
務の効率化を図つて支出を抑制したのか、また、
令和二年度以降、黒字転換に向けてどのように取
り組んでいくのか、お伺いいたします。

○前田参考人　お答え申し上げます。

番組制作では、2K、4K番組の一体制作の推
進等によりまして番組制作費の削減や、取材、制
作した番組素材を多角的に番組や企画に展開する
取り組みでございますが、企画や個人のプライバ
シーに関する事案、あるいは自由な意見交換をす
ることが必要な議題など、非公表とすることがふ
さわしい案件もありますので、放送法第四十二条
及び内規に基づき非公表とする妥当性の判断を更
に厳格にいたしてまいりたいと思います。

委員会における議題の検討に当たりましては、
自由な意見交換は必要でございますので、自由な
意見交換や議事録のあり方など、今後の透明性の
確保につきまして、次の経営委員会で具体的に検
討してまいりたいと思いますので、ようしくお願
いをいたします。

以上、お答えいたしました。

○國重委員　真摯な反省の上に立つて、実効的な
取組、本気の取組をぜひお願いしたいと思いま
す。

具体的には、次期経営計画において改めて收支
の見通しをお示しいたします。

以上です。

○國重委員　今般のNHK予算等に対する総務大
臣意見の中におきまして、受信料契約などの手続

業務は、放送と通信の大融会時代におきまして重
要な業務である一方、民業圧迫とならないよう

に、それに関する費用を、東京オリンピック・パ
ラリンピック関連業務の費用を除いて、受信料收
入の二・五%のうちにおさめた、このことは評価

をしたいと思います。

その上で、今回の予算を見てみると、令和元
年度に引き続いて事業収支差金が赤字となつてお
ります。しかも、その赤字幅は前年度より増大を
しております。NHKは特殊法人でありまして、
意識しなければ業務は肥大化しがちであります。

そこで、前田NHK会長にお伺いいたします。
今回のNHK予算において、どのように既存業
務の効率化を図つて支出を抑制したのか、また、
令和二年度以降、黒字転換に向けてどのように取
り組んでいくのか、お伺いいたします。

今回のNHK予算において、どのように既存業
務の効率化を図つて支出を抑制したのか、また、
令和二年度以降、黒字転換に向けてどのように取
り組んでいくのか、お伺いいたします。

○前田参考人　お答え申し上げます。

番組制作では、2K、4K番組の一体制作の推
進等によりまして番組制作費の削減や、取材、制
作した番組素材を多角的に番組や企画に展開する
取り組みでございますが、企画や個人のプライバ
シーに関する事案、あるいは自由な意見交換をす
ることが必要な議題など、非公表とすることがふ
さわしい案件もありますので、放送法第四十二条
及び内規に基づき非公表とする妥当性の判断を更
に厳格にいたしてまいりたいと思います。

委員会における議題の検討に当たりましては、
自由な意見交換は必要でございますので、自由な
意見交換や議事録のあり方など、今後の透明性の
確保につきまして、次の経営委員会で具体的に検
討してまいりたいと思いますので、ようしくお願
いをいたします。

以上、お答えいたしました。

○國重委員　真摯な反省の上に立つて、実効的な
取組、本気の取組をぜひお願いしたいと思いま
す。

具体的には、次期経営計画において改めて收支
の見通しをお示しいたします。

以上です。

○國重委員　今般のNHK予算等に対する総務大
臣意見の中におきまして、受信料契約などの手續

をする訪問員に対する苦情が、二〇一八年度で約三万七千件NHKふれあいセンターに寄せられたとの指摘がありました。同じく二〇一八年度に全国の消費生活センターに寄せられたNHK関連の相談は八千百二十四件。これは、一つの企業に対する苦情としては非常に数が多いです。その中には、女性の単身世帯に深夜に訪問する、訪問員が名前や訪問目的を言わない、土足で上がり込む、これはひどいんじやないかと思われるものも数多くあります。

受信料徴収は、一般的の勧説などとは性質が異なりまして、特定商取引法の適用外ともなつております。ただ、だからといって、何でもしらないわけではなくて、一定の節度を持つて訪問活動するのには当然のことでありまして、自らルールを定めて、それを徹底し、実際の勧説にまづいところがないのか、訪問活動にまづいところがないのかとしつかりチェックをして、見直しを行う必要があります。

NHKは、この受信料徴収の苦情についてどう認識しているのか、そして、それを踏まえて今後どのように対応していくのか、お伺いいたします。

○松原参考人 お答えします。
受信料の支払いや受信契約をいたぐ際は、受信料制度の趣旨をよく説明して御理解をいたぐことが何よりも大切だというふうに考えていま

す。
訪問員に対しては、公共放送NHKの役割や受信料制度の意義について丁寧に視聴者に説明するよう、講習会や現地の指導などで努めているところです。

苦情等については、主にNHKのコールセンターに寄せられることになっていますので、訪問員の対応に問題がある場合は、内容を把握して、法人委託先の指導に任せることではなく、NHKの職員が必要に応じて直接指導を行い、再発の防止に努めるということをやつております。

こうした取組を受けて、今委員の方からも件数

の報告がありましたけれども、昨年度は月間平均にして三千件をちょっと超える件数が、訪問員の対応に関する苦情がありましたけれども、今年度は、現在のところ、一ヶ月平均二千四百件台まで減少をしているということです。
おつしやるよう、今後も、訪問員の育成をしっかりと重点を置いて、視聴者に対する丁寧な説明に努め、先ほど御指摘がありましたような行き過ぎた契約勧奨とか収納活動が行われないようになります。

○國重委員 ぜひよろしくお願ひします。

その一方で、受信料の徴収に回る徴収員さんの御労苦というのもあります。一部の人だけがこの受信料を負担して、支払い義務のある一部の人があれを逃れる、こういった不公平がまかり通つてはいけないと思います。受信料の公平負担をどう図つていくのか、受信料徴収のあり方も含めてしっかりと考えていかなければならない問題であります。

この点、二月二十一日の放送をめぐる諸課題検討会におきまして、公共放送の在り方に関する検討分科会の設置が決まり、その中で、受信料制度のあり方も含めて議論していくことが決まったと聞いております。

今、若者のテレビ離れが顕著であります。二〇一八年にビデオリサーチの出したテレビ調査白書によりますと、二十歳から三十四歳の二十時台のテレビ個人視聴率は、二〇〇〇年に比べて十ポイント以上も下がっております。この背景には、

ユーチュープを始め、さまざまな動画配信サービスが広がる中で、テレビは要らない、ネットで十分だと考える人がふえていることもあります。昨年からは、テレビを単にモニター画面として利用するチーナーレス液晶テレビというのも売り出されました。動画の配信サービスも、月額五百円とか千円程度でさまざまなものが提供されています。

一方で、NHK受信料は、地上波で月額千二百

六十円、衛星通信料も入ると月額二千二百三十円、この負担がテレビを買うと漏れなくついでくる。そういう状況の中で、テレビは持たない、こ

ういう生活スタイルを選ぶ人もふえていると思われます。放送と通信の大融合時代にあって、NHK受信料のあり方にについてはさまざまな検討が必要だと思います。

高市総務大臣、今回、大臣の主導で、公共放送の在り方に関する検討分科会が立ち上げられて、真に役御意込み、これについてお伺いいたします。

○高市國務大臣 今、國重委員がおつしやつていただきましたとおり、通信・放送融合の時代を迎えております。
若い方々のテレビ離れが進んでいて、視聴環境も大きく変化しております。だから、受信料制度を含む公共放送のあり方というのは、難しい課題ですが、未来への責任として、今検討を始めなければ間に合わなくなる課題だと考えました。

私は、有識者会議に対して、先ほど國重委員が御紹介いただいたとおり、テレビを受信できないモニターやが更に普及した場合にどうするのか、これはもう受信料収入にかかわってくる話でありますし、また、受信設備を持つていなければNHKの同時配信を視聴したいとおつしやる方のニーズにどのように対応すべきかという課題について、専門的な見地から議論していただくようにお願いをしました。

また、先ほど申し上げましたが、やはり受信料

収入の一〇・八%を占める徴収費用、これはもうたいないので低廉化をしていたたく。また、マイナンバーカードを活用した手続の電子化といつた工夫も考えられるのではないかと思っておりま

す。
これから本格的に御検討いただく課題ではあります、諸外国に多くの例もございますので、さ

まざまな情報をしつかりと集めて御議論をいただ

きたいと思つております。

○國重委員 ぜひよろしくお願ひします。

最後に、ちょっと時間の関係で、私の言いつ放し、要請で終わらせていただきたいと思いますけれども、NHKというのは国民の受信料で成り立つてあります。広告収入で成り立つ民間とは違います。公共放送という特殊性を持っているからこそ、より国民・視聴者の目線に立つて、真に役に立つ情報発信をNHKは行つていく必要があると思いますし、そのような放送を国民は望んでいます。

この点、例えば、国民の皆様からいただいた税金によって、予算措置としてさまざまな支援策が講じられています。ただ、知らなければ活用できぬ、そういう支援策もあります。他方で、支援を求めている人は、高齢者とかシングルマザーとか、情報弱者であつたり、あるいは、小規模事業者で幾つも仕事をかけ持ちしてなかなか支援策の情報を触れる機会がないような人たちもいらっしゃいます。国としても、当然広報には取り組んでいますけれども、ポスターやパンフレットでは十分には届きません。

そこで、潜在的なニーズも含めて、国民が求めている支援策等の情報について、公共放送として、わかりやすく説明したり、国民のもとに届けていくような取組を行つて、これが重要な支援策の情報に触れる機会がないような人たちもいるかもしれません。国としても、当然広報には取り組んでいますけれども、ポスターやパンフレットでは十分には届きません。

そこで、潜在的なニーズも含めて、国民が求めている支援策等の情報について、公共放送として、わかりやすく説明したり、国民のもとに届けていくような取組を行つて、これが重要な支援策の情報に触れる機会がないような人たちもいるかもしれません。国としても、当然広報には取り組んでいますけれども、ポスターやパンフレットでは十分には届きません。

○大口委員長 時間が来ております。

○國重委員 はい。

そこで、こういった国民のニーズを踏まえた放

送を更に充実させていただきたいことを御要望いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○大口委員長 次に、山花郁夫君。

○山花委員 立国社共同会派の山花郁夫でござります。

一般、当委員会で地方財政計画また地方税法の改正案に関連いたしまして、昨年の台風被害のことについて政府に対する質疑をさせていただきましたが、その文脈で、きょうはNHKでもこの第二項の規定に基づき、承認を求める件というのがございますが、その二十五ページにも書かれております。NHKの令和二年度收支予算、事業計画及び資金計画の冒頭の計画概説のところですけれども、先ほど前田会長からも趣旨の説明ということで、放送法に基づく公共放送の原点を堅持し、公平公正で正確な情報を伝え、命と暮らしを守る防災・減災報道に全力で取り組みます、こういうことが書かれ、また先ほど述べられました。

今、委員の間での御意見の中でも、発言の中でもありましたけれども、NHKというのは公共料金で成り立つ公共放送ということです。民放と違いまして、スポンサーに都度御理解いただいて、ちょっと差しかえますからねということではなくて、いざとなれば、ほかの番組を脇に置いても台風だとかそういうことについて報道するというのは、これはNHKのある意味アイデンティティーといいましょうか、存在意義だと思うわけであります。

そういう意味からすると、全力で取り組むというのは、ちょっと厳しい方をするときたり前のことのような気がいたしますが、あえてこうやって言われているこの具体的な中身について、どのようにお考えかということをお聞かせいただきたいと思います。

○前田参考人 お答え申し上げます。

災害時や災害発生のおそれがあるとき、NHK

は、公共放送、公共メディアとして命と暮らしにおいて、テレビ、ラジオ、インターネットを駆使して情報発信を強化しております。

災害が発生した場合、地域の放送局には、報道を始め技術や総務など、本部や被災地以外の地域

放送局のさまざまな部局から速やかに応援要員を

送り、放送・サービスやロジの支援を行い、NHKが一丸となつて、二十四時間体制で防災・減災報道や生活情報の発信に当たっております。

○山花委員 その上でなんですか、私は東京といいましょうか、少し広くいって関東の人間

なものですので、昨年、台風の十五号そして十九号で大変大きな被害が関東ではございました。

今御説明ありましたけれども、頑張つておられると思うんですけれども、これは批判して言つて

いるということではなくて、実際に、例えば南房総の、十五号の件ですけれども、あのときは

SNSなんかでも、実際に自分のところはこんな

被害に遭っているのに全然報道されないんだみた

いなことがあつたりとか、そういうことがあります。

また、十五、十九に関して言うと、非常に被害が広範だったものですから、どうしてもそういうところというのはいろいろなところであつたのかなと思うんですけれども、そういうことを踏まえて、やはりそういうことをちゃんと検証して今後もさまざまな工夫をしながら、防災・減災報道に取り組んでまいりたいと考えております。

○木田参考人 お答えいたします。

大規模な停電が発生した台風十五号、台風十九号とその後の記録的な大雨では、NHKは公共放送、公共メディアとして命と暮らしを守る報道を実践するため、テレビ、ラジオ、インターネット

とあらゆる伝送路を使ってニュースや情報をきめ細かく伝えました。いずれの災害も、早目の避難の呼びかけや、その後の浸水や土砂災害、それに停電などの被害の

ほか、生活への影響について連日放送しました。

特に台風十九号では、総合テレビで三日間終夜にわたって放送しました。

また、各地の放送局では独自の地域向け放送枠を設けて、地域に密着した災害情報を提供し続けました。このほか、J字放送やライブライン放送、NHKオンラインやニュース・防災アプリで長期間にわたって伝えたほか、訪日外国人や在留外国人向けにはウエブサイトや英語放送で情報を発信しました。

被害情報に加えて、生活情報を伝え続けたことに評価をいただきましたが、命を守る報道はもとより、その後の生活支援の情報にも大きな求めがあると認識しており、しっかりとその役割を果たしてまいりたいと考えております。特に台風十九号につきましては、極めて広い範囲で河川の氾濫や堤防の決壊などが同時多発的に発生し、被害の全容の把握が困難だったんですが、自治体別にきめ細かい情報を放送やインターネットでお伝えしました。

災害が激甚化、広域化する中、視聴者に頼りにされる公共放送、公共メディアであるため、必要な情報をきちんと届け切ることができるよう、今後もさまざまな工夫をしながら、防災・減災報道

とり難いんじゃないかなというようなことがはつきりと示されてしかるべきではないかと思うんですね。それがなくて、現状のところで何とかやるだけはります、全力でやりますなんというふうなことはちゃんと確認をする必要があると思うんですけど

ただ、繰り返しになりますけれども、やはりそれでも要員というのは限界がありますので、今回こういった事態が起こりました。十九とか十五号というのは大変大きな被害でした。もちろん、それ以上のこともあり得るのかもしれませんけれども、少なくとも、これほど大規模での、私が何で先ほどからそういう指摘をしているかというと、実際にやはりできなかつたこともあるよねというふうなことはちゃんと確認をする必要があると思うんですけど

その上で、例えば今のマンパワーの中で、ここまでできます、ただ、それ以上についてはやはり難しいんじゃないかなというふうなことがはつきりと示されています。

それで、それ以上にやることはありますね。それがなくて、現状のところで何とかやるだけはります、全力でやりますなんというふうなことはちゃんと確認をする必要があると思うんですけど

ますから、そういうこともちやんと拾っていたりであります。もう少し具体的にお話をいたしますと、もちろん、防災とか減災ということでNHKが大変重要な役割を果たしてきたし、今後もそうあるべきだと思います。恐らく現場の記者の方というのはNHKで千三百くらいかなと承知をいたしておりますが、記者の方だけではなくて、いざとなれば営業の人だとかいろんな方が動員してという形で態勢はとられるんでしょうけれども。

○山花委員 何かお聞きしたいことがあります。

まずから、そういうこともちやんと拾っていたりであります。

もう少し具体的にお話をいたしますと、もちろん、防災とか減災ということでNHKが大変重要な役割を果たしてきたし、今後もそうあるべきだと思います。

なん、防災とか減災ということでNHKが大変重要な役割を果たしてきたし、今後もそうあるべきだと思います。

もう少し具体的にお話をいたしますと、もちろん、防災とか減災ということでNHKが大変重要な役割を果たしてきたし、今後もそうあるべきだと思います。

なん、防災とか減災ということでNHKが大変重要な役割を果たしてきたし、今後もそうあるべきだと思います。

けれども、何か、全力でやりますということと効率性みたいな話と相矛盾するような話で、もし、今のマンパワーで全力でやります、これもやります、あれもやりますなんという、むしろ逆戻りをしてしまうおそれもあると思うんです。

つまり、一定のところまでは、これはNHKの使命として絶対やりますというような、ある程度、今まで出されている資料とか御意見とか見ても、そういうかちっとしたものがなくて、ある意味何か、頑張りますとか努力しますとか、こういうことも評価していただいています、それはそれでいいんですけども、そういう何か指標みたいなものがはつきりとしていないと、例えば、総務省から効率化しろと言われたときに、大臣を前に恐縮ですが、いやいや、絶対これだけはやらなきやいけないからここは確保させてくれとか、そういう話があつてしかるべきだと思うし、逆に、マンパワーはこれだけなのでこれ以上のことは難しいんですよというような限界というのがはつきりしていていいと思うんです。

何かその辺がふわっとしていると、何かやるたびに、NHKというのは肥大化するんじやないか、そういう懸念があるというの、やはりそういう説明をちゃんとしてほしいな、このように思うわけですから、こういったことが私は必要ではないかと思うわけです。

ちょっと、今、今回のこれについて改めて出し直せという話にはならないと思いますので、今後そういう形で、ある程度見える形で、数量化したりとか、守備範囲はここまでですか、そういうことをやる必要があると思うんですけども、この点、御見解をいただきたいと思います。

○前田参考人 大地震、それから津波、それから短期間に局地を襲う豪雨などが頻発しております。これをどこまで報じるかという意味で、目標値を定めるのは率直に申し上げて大変困難でございます。

災害対策基本法では指定公共機関となつておりますNHKといったしましては、命と暮らしを守る

けれども、何か、全力でやりますということと効率性みたいな話と相矛盾するような話で、もし、今のマンパワーで全力でやります、これもやります、あれもやりますなんという、むしろ逆戻りをしてしまうおそれもあると思うんです。

つまり、一定のところまでは、これはNHKの使命として絶対やりますというような、ある程度、今まで出されている資料とか御意見とか見ても、そういうかちっとしたものがなくて、ある意味何か、頑張りますとか努力しますとか、こういうことも評価していただいています、それはそれでいいんですけども、そういう何か指標みたいなものがはつきりとしていないと、例えば、総務省から効率化しろと言われたときに、大臣を前に恐縮ですが、いやいや、絶対これだけはやらなきやいけないからここは確保させてくれとか、そういう話があつてしかるべきだと思うし、逆に、マンパワーはこれだけなのでこれ以上のことは難しいんですよというような限界というのがはつきりしていていいと思うんです。

何かその辺がふわっとしていると、何かやるたびに、NHKというのは肥大化するんじやないか、そういう懸念があるというの、やはりそういう説明をちゃんとしてほしいな、このように思うわけですから、こういったことが私は必要ではないかと思うわけです。

ちょっと、今、今回のこれについて改めて出し直せという話にはならないと思いますので、今後そういう形で、ある程度見える形で、数量化したりとか、守備範囲はここまでですか、そういうことをやる必要があると思うんですけども、この点、御見解をいただきたいと思います。

○山花委員 数量的な目標値というのではなく、監視カメラ、これは増設です、それから外部口ボットカメラの整備、ライフライン情報の支援体制の充実、それから安心、安全の拠点となる地域の放送会館の建てかえ等を行いまして、災害報道の強化に努めてまいります。

○山花委員 数量的な目標値というのではなく、監視カメラ、これは増設です、それから外部口ボットカメラの整備、ライフライン情報の支援体制の充実、それから安心、安全の拠点となる地域の放送会館の建てかえ等を行いまして、災害報道の強化に努めてまいります。

○山花委員 数量的な目標値というのではなく、監視カメラ、これは増設です、それから外部口ボットカメラの整備、ライフライン情報の支援体制の充実、それから安心、安全の拠点となる地域の放送会館の建てかえ等を行いまして、災害報道の強化に努めてまいります。

○山花委員 数量的な目標値というのではなく、監視カメラ、これは増設です、それから外部口ボットカメラの整備、ライフライン情報の支援体制の充実、それから安心、安全の拠点となる地域の放送会館の建てかえ等を行いまして、災害報道の強化に努めてまいります。

○木田参考人 各地域の民放FM局に対しまして期間は長くないですけれども、災害対策本部長を務めておりまして、被災地も回っております。このときの経験からいいたしますと、今、先ほども御説明ありましたけれども、実際に避難所で避難されている方、かなり長期にわたつております。そのときの経験からいいたしますと、今、先ほども御説明ありましたけれども、実際に避難所で避難されている方、かなり長期にわたつております。

○木田参考人 各地域の民放FM局に対しまして、一定の範囲かつ民放FM局側の責任で、NHKの災害情報を無償で使うことを認めておりま

委員御指摘の、昨年の台風十五号では、こうした覚書に基づき、千葉県内の民放FMがNHKの詳しい生活情報を放送に活用するなど、連携して災害情報の発信に取り組みました。こうした覚書は、これまでに百十六社・団体と締結しております。

今後も、地域での民放との連携を模索してまいりたいと考えております。

○山花委員 きょう、質問の趣旨は、つまり、全力でやるのはやつていただくということなんだと思うんですけども、その上で、今話があつたように、例えば、ここまでできるけれどもという一定の指針があるて、そこから先は地域のところに任せますというような、要するに評価の基準があつて初めてNHKに対する業務の評価というのができるのではないかと思うわけでありまして、ぜひ、今後ちょっとそういう視点で工夫をしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それでは、少し話がかわりますけれども、一方で、NHKというのは、先ほどちょっととスponサーという話をしましたけれども、スponサーの意向に左右されないでという、非常に効率性だけではなくてはかり得ないような番組もつくれるんだなというふうに思います。先ほど、質についての議論というものがございました。

さきの総務委員会で、台風十九号で避難した際に、車椅子の方が避難所に行つたけれども、トイレがなかなか対応できなかつたということについて、総務大臣にも少しお話をさせていただきまして、車椅子の方が避難所に行つたけれども、トイレがなかなか対応できなかつたということについて、総務大臣にも少しお話をさせていただきまして、ちよつと、オリパラというと、足の不自由な方とか手足のという身体の方なんですが、今回のNHKの予算の中でも、オリンピック、パラリンピックについてということで特出しをされております。

これも二年前の総務委員会で、これは時間の関係でお願いだけしてということで終わつてしまいましたが、聴覚障害の方についてはパラリンピックには出場いたしません。デフリンピックというのがございます。デフというのは耳が聞こえないということでありまして、実は、デフリンピック、来年なんですよ。一〇二一年にあるんです。が、恐らく世の中、来年デフリンピックがあるなんということを知っている方も余り多くないのでないかと思つております。

先ほど、野球よりもパラリンピックをなんという話がありましたけれども、こちらの方も応援していくべきだなという気持ちがあるんですけれども、特定の、これについて番組をつくれだなんだと、特定の、これについて番組をつくれだなんだと、どう言うとちょっと問題がありますので、こういった、少なくとも番組の多様性という中に御検討いただきたいということはできないでしょうか。

○木田参考人 聴覚障害のある人たちの国際スポーツ大会であるデフリンピックにつきましては、NHKとしましても、大会が行われる年を中心、ニュースや番組で随時取り上げてきておりました。二〇一七年にトルコで開かれた夏の大会では、Eテレの「ハートネットTV」や「ろうを生きる 難聴を生きる」などの番組で、大会に臨む選手の思いや大会での活躍ぶりを放送しました。

二〇二一年の大会の放送計画はまだ決まっていないのですが、聴覚障害のある人たちへの理解を深めるとともに、障害のある人もない人もともに生きる社会の実現に寄与する放送を目指したいと考えております。

○山花委員 NHKは、「みんなの手話」だとかううの方のニュースとか、そういうことをやってますので、E-TVの方でですね、御検討いただければ。これは希望として申し上げておきたいと思ひます。

その文脈ですけれども、一〇一八年にETV特集で放映された「静かで、にぎやかな世界／手話で生きる子どもたち」という番組がありまし

告白すると、私が撮つたんじやなくて連れ合いが録画をしていたものを見まして、これが第五十六回ギャラクシー賞でテレビ部門の大賞を受賞しております。大臣、ごらんになつていますでしょうが、見ていくなかつたらぜひ見ていただきたいな

と思いますけれども、これは、ディレクターも難聴の方が番組をつくられたというふうに聞いています。それその感想はあるんでしようけれども、私個人的なことで申し上げると、この番組というのは、音声のナレーションなしで手話とか字幕とかですっとやられている。ある学校の日常の光景であるとか、卒業された方が今大学で非常に苦労されているとか、そういう話がありまして、冒頭の方の寸劇では、以前これもこの場で申し上げた、当時、野田総務大臣でしたけれども、野球のアウトとかセーフとかストライクとかいうジェエスチャードりとか、非常に興味深い番組がありました。

何が言いたいかというと、すごく極端な言い方をします、失礼に当たるというか、不愉快な思いをされる方もいらっしゃるかもしませんが、健常者がつくると、どうしても、健常者目線で、何か、ハンディーがある人たちが、かわいそうな子たちが頑張っているみたいなものになりがちなのかなと思うんですけれども、これは本当に、ある意味、当事者の感覚を持つたディレクターがつくれたんでしよう、非常に同じような目線でつぶられていたのかなということと、だからなんでしょうね、どうしても健常者目線で見ちゃうと防災のときに穴があくよね、こういうことだつたと思うんです。

今度、ちよつと、オリパラというと、足の不自由な方とか手足のという身体の方なんですが、今回のNHKの予算の中でも、オリンピック、パラリンピックについてということで特出しをされております。私もこれはビデオで、正直に申し上げると、

ということで、私がそういう気持ちで見ちゃつているのかもしれませんけれども、これは、公共放送ということでいうと、それこそ、スponサーの意向とかじやなくて、先ほどの番組の質の話でありますけれども、そうやって、世に問うとか、非常に多様性について考えさせるだとか、ちょっとごめんなさい、手元にないので、いろいろ指標があつたけれども、さつき話を聞いていて、まさにそういうことだよねというような番組だったなし、だからこそ、これは権威ある大賞だとありますよ、番組で年間一本しかないやつについて大賞をとられた、こういうことがありますのか。見ていなかつたらぜひ見ていただきたいな

私は、一つは、防災とか減災とかそういうふうなことが大事ですけれども、やはり公共放送として、こういった番組づくりというのは非常に大事なことではないかと思います。

番組のことだけではなくて、ある意味、公共の放送局ですから、ここ何年か少し問題になりまして、その辺で問題がやつていたことで、た障害者雇用、これは役所がやつていたことです、水増し等々、国としてはちょっとお恥ずかしい話です、ありましたけれども、まさにこの事例といふのは、その枠で採用された方がどうか、私、承認しておりますが、そのままで活躍できる職場であつてほしいと思うし、また、別に、ディレクターとか番組制作だけに限らないと

思います、営業職であつたとしても何であつたとしても。やはり公共放送として、まさにそういうことについて、採用したはいいけれども、何か片手間の仕事しかさせていないみたいなことというの、これも言葉が過ぎるかもしれませんけれども、現実にやはりそういうところはありますから、そういうふうな気持ちを抱かせるような、そんな番組がありました。

そこで、もちろん健常者の方であつたつてそういう番組をつくれるかもしませんけれども、たまたま、ちよつとハンディーがある方がつくれた

ればと思います。

○前田参考人 NHKでは、障害のある職員も、それぞれの適性に応じて、番組制作を担当するディレクターや、技術、事務など、さまざまな業務で活躍をしていただいております。

また、障害のある方の採用につきましても積極的に行っています。合同企業説明会への参加やNHK独自の説明会の実施、採用ホームページでの職員の仕事紹介などを継続して行っております。先月、初めて障害のある学生のためのインターンシップを実施いたしました。

今後も、積極的に採用活動を進めるとともに、障害のある方がより働きやすいような職場環境の整備を進めてまいりたいと思います。

○山花委員 採用だけではなくて、そういった方が元気に活躍できる職場ということを努力していくいただきたいということを申し上げまして、時間が参りましたので、質問を終わらせていただきます。

午前十一時四十九分休憩

○大口委員長 午後三時から委員会を開きます。

○奥野(総)委員 立国社の奥野でございます。

きょうは、お時間をいただきまして、ありがとうございます。

まず最初に、インフル特措法の問題について、きょうは宮下副大臣がお見えでございますけれども、伺いたいと思います。

先日、三月十一日、まさに三・一、当日でありますけれども、その日に、同じく立国社の、我が会派の山尾委員の質問に対し、宮下副大臣が答弁をされています。インフル特措法で指定公共機関

というのがありますが、NHKは法律に書き抜かれています。民放は政令で定めれば指定公共機関

になることができるんですが、仮にその指定公共機関、民放を指定した場合に、番組の中身について指示できるのかということに対して、こう副大臣は答弁されています。民放を指定して、そういうことであれば、今この情報を流してもらわない

ことだと思います。こう答弁されているんですね。

一方、放送法は、「三条におきまして、『放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなけれ

ば、何人からも干渉され、又は規律されることがない』」、こういうことで、番組内容に対する干涉を禁止しているということなんですよ。

まず、この放送法三条を所管している放送法を所管している高市大臣のよう、NHK、民放を問わず、指定公共機関となれば番組内容についても、このインフル特措法というのは、この放送法も指示をして差しかえることができるのかといふことを、まず、放送法の趣旨に照らして、大臣に伺いたいと思います。

○高市国務大臣 まず、放送法第三条に規定する「法律に定める権限に基づく場合」というのは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第五十条に定める警報の放送のように、個別の条文において放送事業者に関する特別の措置が明文上規定されている場合に限られます。

質疑を続行いたします。奥野総一郎君。

○奥野(総)委員 立国社の奥野でございます。

きょうは、お時間をいただきまして、ありがとうございます。

○大口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○大口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。奥野総一郎君。

まず最初に、インフル特措法の問題について、きょうは宮下副大臣がお見えでございますけれども、伺いたいと思います。

まず最初に、インフル特措法の問題について、きょうは宮下副大臣がお見えでございますけれども、伺いたいと思います。

まず最初に、インフル特措法の問題について、きょうは宮下副大臣がお見えでございますけれども、伺いたいと思います。

せていたましたが、そうしますと、これは宮下副大臣の答弁が間違っているということになります。まず、宮下副大臣に、この答弁の撤回を、この総務委員会の場でも撤回をしていただきたい

ことです。それからもう一点、これはやはり、こういう発言を軽々にしちゃいけないと思う

ことですよ。放送事業者が萎縮をする。こういうインフルの報道においても政府から指示があり得る

ことがありますから、こういう発言を私は軽々にしてもらつては困ると思うんですね。

なぜこういう発言をするに至ったか。通常は、通告がなければ、通告がありませんでしたからと云って答えない、あるいは、ちょっと待つてくださいといつて総務省に問い合わせをする、後日答えますということになるんですが、なぜこういう発言をしたのか。もし意図的にやつたんだとすれば、これはやはり、放送に対する私

は、重要な報道の自由に対する挑戦だ、干渉だと思っていますので、撤回していただくと同時に、なぜこうした発言をよく確かめもせずにしたのかといふのを改めて伺います。

○宮下副大臣 お答えをいたします。

改めまして、委員が御指摘の私の発言を撤回し、心から謝罪を申し上げます。

その上で、経緯を申し上げたいと思います。

三月十一日の衆議院法務委員会におきまして、山尾志桜里委員の質疑の中で、民間テレビ局を指定公共機関として指定することは違法か、こういった御質問がございまして、それに対して、ま

た、違法ではないけれども、国民保護法における緊急の放送のようなら緊急性は想定されないという

想定をしていないし、現在も指定をしておりませ

んとの趣旨でありますから、指示を出して放送内容を差

せん。

○奥野(総)委員 今、明確に該当しませんといふこと

ことでありますから、指示を出して放送内容を差しかえるということはできない、これはNHKも民放も問わず両方だということで改めて確認をさ

せていただきましたが、指定することができますが、指定をすれば、

総理大臣が報道内容に対する指示も法的には可能かとの趣旨で御質問がありました。私からは、指定公共機関に指定されると業務計画を作成していくことがありますけれども、その際には、報道内容について指示できるのかということに対して、こう副大臣は答弁されています。

そこで、それからもう一点、これはやはり、こういう発言を軽々にしちゃいけないと思う

ことですよ。放報の自由が阻害されることはないとの趣旨で、報道の自由が阻害されることはないと困るということで指示を出す、そして放送内容

について変更、差しかえをしてもらうということ

は、本来の趣旨に合う、そういうことはあり得ると思います。こう答弁されているんですね。

一方、放送法は、「三条におきまして、『放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなけれ

ば、何人からも干渉され、又は規律されることがない』」、こういうことで、番組内容に対する干涉を禁止しているということなんですよ。

まず、この放送法三条を所管している放送法を所管している高市大臣のよう、NHK、民放を問わず、指定公共機関となれば番組内容についても、この放送法も指示をして差しかえることができるのかといふことを、まず、放送法の趣旨に照らして、大臣に伺いたいと思います。

○高市国務大臣 まず、放送法第三条に規定する「法律に定める権限に基づく場合」というのは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第五十条に定める警報の放送のよう

に、個別の条文において放送事業者に関する特別の措置が明文上規定されている場合に限られま

す。

よって、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく総合調整や指示は、これに該当いたしま

す。

まず最初に、インフル特措法の問題について、きょうは宮下副大臣がお見えでございますけれども、伺いたいと思います。

まず最初に、インフル特措法の問題について、きょうは宮下副大臣がお見えでございますけれども、伺いたいと思います。

せん。

ります。

これを踏まえまして、三月十三日の昼の衆議院法務委員会の理事会及び三月十六日の参議院予算委員会におきまして答弁を撤回し、おわびを申し上げたところでございます。

まことに申しわけありませんでした。

○奥野(総)委員 今、国民保護法制についておつしやいましたけれども、関係ないんですね、ここでは。少なくとも、新型インフルエンザ特措法においてはそういう文言はないわけですから。しかも、今わざわざその国民保護法制についてここで触る必要はない、そういう法体系もあるかも知れませんけれども、やはり報道への介入というのではなく、政府は絶対にやつちゃいけないし、法律の根拠なしに絶対やつちやいけないし、法律の根拠もめつたやたらに私は発動すべきじゃないと思います。

ですから、思いつきと言つては申しわけないけれども、思いつきでそういう答弁をするのはぜひやめていただきたいし、今撤回されましたけれども、それだけやはり報道の自由というのは、私は大切なものだと思います。

安倍政権は、僕はこの報道の問題にずっと携わつてきましたけれども、高市さんには申しわけないですけれども、停波の問題とか、あるいは放送改革とか、やはりメディアへの圧力を私は露骨にかけていますから、ぜひそこはございました。以上で、NHKの中身に入りたいと思いますので、宮下副大臣は、もうここで結構でございます。

さて、NHKの問題に入つていくわけですが、きょうは森下新経営委員長にお越し頂いたいと思います。これも、NHKの内部とはいって、報道の中身へ私は介入するんじやないかと思いますが、例のなんか、クローズアップ現代問題についての会長への経営委員会の注意の問題について、これから少し時間をかけてやつていただきたいと思います。

○森下参考人 お答えいたします。

最初、ちょっと入り口のところで、通告をして

いないんですが、クローズアップ現代、二〇一八年ですか、かんば問題について放映後、第二弾を

上げる予定なんですが、その動画が、日本郵政

ローズアップ現代+」という番組の中で取り上げ

から、三社の、三社長の連名でNHKに申入れが

あって、その申入れを受けてすぐに撤回される。

それから、八月十日、これは放送予定だった「ク

ニアスの仕事だらう」ということでお会いする日を定めました。それが一昨年の九月二十五日の午前中であります。

阪神高速道路の東京事務所に来ていただきたわ

けであります。そのときに、先ほどお話ししま

したように、会社の仕事の関係だらうと思つ

おつたんすけれども、先ほど委員がお話ありました

これが、やはりガバナンスがきいていない

よ、返事が、もらつてないよということがありま

した。当然これは、私は、個人では対応できる

お話ではありませんので、そういうことであれば

経営委員会に言つてくださいといふことでお答え

をしたわけであります。

以上、お答えいたしました。

○奥野(総)委員 これはやはり、経営委員会で受けるというのは非常に重たい判断なんですね。

経営委員会というのはボードですし、きちんと議事録を残せと言つてある場もあります。そういう

う場で受けたといふことは、それなりのやはり判断があつたと思うんですね。

なぜ、まあ、返答がないといふことについてお

かしいと思ったのか、あるいはガバナンス上問題があるといふふうに考えられたから、これを受けられたんでしょう。

○森下参考人 お答えいたします。

先ほどお話ししましたように、私は全くそういう

ことは予想もしていませんでしたが、ガバナン

ス上問題があるといふことについてお

かしいふうに思われれば、これは

なぜ経営委員会でこの話を議論することを受けたんですか。

これはなぜ森下さんに相談があつたのか。そし

経営委員長代行宛てにお手紙が来て訴えられたら、会われましたか、あるいは、同じように経営委員会につながれましたか。

特に、それは鈴木副社長だからということではなく、先ほどお話ししましたように、内容がガバナンスのことであるということ、返事が、二カ月近くもらつていないことでしたので、これは経営委員会で議論すべきだというお話をありましたから、そういうことであります。

○森下参考人 お答えいたします。

本当に、それは鈴木副社長だからといふことではあります。だから、二カ月返事が、二カ月近くもらつていないからといって、まず本当に返事を返すべき案件かどうかということもやはり慎重に考えないといけないわけですよ。一般の方のお手紙に対しても、では一々返事をしているのかということは、返事をしているわけはないんです。

○奥野(総)委員 これは、今の話だと、やはりガバナンス上問題があるとそこで思われたわけですね、話に動搖して。それから、二カ月返事が、もらつていないからといって、まず本的に返事を

返すべき案件かどうかということもやはり判断がついたんですね。そこをまず指摘をしておきます。

本当に、では、これから議論していくべきたいのは、ガバナンス上問題があるのかといふ話ををしていきたいんですが、その前にもう一点。

きょうお配りしている資料の二ページ目ですけれども、経営委員会の中身、意見交換では次のように

うな意見が出ましたといつて、二ページに出ています。

これは、誰が発言したかわからないんですよ。

毎日新聞によれば、「ボツ目ですか、オープン

ジャーナリズム」というが、インターネットの情報

は偏っているので、つくり方に問題があるのでは

ないかという発言を経営委員長がされたというふ

うになつてます。

○奥野(総)委員 これは、鈴木さんだから会われ

いっぱいボツが並んでいますが、この中の発

言、どれか、経営委員長はされたんですね。

○森下参考人 お答えさせていただきます。

これはもともとが非公表を前提とした意見交換でございましたので、誰が何を発言したのか、具体的なやりとりを公表することは差し控えさせていただきます。

これは從来から、非公表を前提とした意見交換においては、個別の発言については、自由な意見交換に支障が出るということで公表はしないことを経営委員会で申し合わせておりますので、その意味で、個々のやりとりについては、誰が発言したかについては、公表することは差し控えさせていただきます。

○奥野(総)委員 でも、さすがに御自分の発言についてはいいんじゃないですか。御自分の発言がどれかぐらいは答えていただいてもいいんじゃないですか。

○森下参考人 お答えいたします。

経営委員会は、十二名の委員で組織する合議制の議決機関であります。從来から、非公表を前提とした意見交換での個別の発言については、先ほど御説明しましたように、自由な意見交換に支障が出てるので公表はしないということを経営委員会で申し合わせております。たとえ私自身の発言でありますても、非公表を前提とした経営委員会での発言でありますので、コメントすることは差し控えさせていただきます。

○奥野(総)委員 やはり責任を持つていただきたいんですよね。経営委員長なんですから、自分の発言にやはり責任を持つていただきたいんですよ。そこはしっかり自覚を持っていただきたいです。発言を認めていただきたいと思いますが。今もう一度、この、つくり方に問題があるのではないかというのは御自分の発言かどうか確認したいと同時に、これは、放送法の三十二条違

反。二項、経営委員会の「委員は、個別の放送番組の編集について、第三条の規定に抵触する行為をしてはならない。」第三条というのは、先ほど取り上げましたけれども、法律に定める権限以外の場合は番組内容に干渉しちゃいかぬということを経営委員会で申し合わせておりますので、ですから、経営委員といえども、番組内容については言つちやいかぬということが決まっているわけですね。

この発言は委員長がされたのかどうかという話をもう一度確認します。同時に、これは経営委員会の誰かがしたことには間違いないですね、違反じゃないんでしょうか。

○森下参考人 お答えいたします。

前半の御質問であります、先ほど述べましたように、私どもは十二名の委員の合議体でございまますので、たとえ私自身の発言でありましても、非公表を前提とした経営委員会でありますので、コメントすることは差し控えさせていただきまます。

それから、後半の方の御質問でございますが、申しまして、非公表を前提とした経営委員会での発言でありますので、コメントすることは差し控えさせていただきます。

○奥野(総)委員 やはり、これは公表しないから無責任な発言が出るんじゃないですか。誰が言つたかわからないから、何を言つてもいいということになるんじゃないですか。せめて自分がおつしやったことぐらいは、こう言つたと認めていただきたいんですけどね。経営委員長なんですから、自分の発言にやはり責任を持つていただきたいんですよ。そこはしっかり自覚を持っていただきたいです。発言を認めていただきたいと思いますが。今もう一度、この、つくり方に問題があるのではないかというのは御自分の発言かどうか確認したいと同時に、これは、放送法の三十二条違

○森下参考人 お答えいたします。

この経過の資料にありますように、先ほどお話をもう一度確認します。この、つくり方に問題があるのは、明らかにこれは番組の編集、中身に入っていますね。

この発言は委員長がされたのかどうかという話をもう一度確認します。同時に、これは経営委員会の誰かがしたことには間違いないですね、違反じゃないんでしょうか。

○奥野(総)委員 番組のつくり方を確認したといふのはわかりますよ。動画を見て確認したのはいいんですが、確認した結果、問題があると言つてはいるわけですね。確認した結果を問題があると言つてはいることは、番組の内容について批評を加えて指示をしているんじゃないですかと言つているんです。ちゃんと答えてください。

○森下参考人 お答えいたしました。

繰り返しになりますが、郵政三社からの書状に記載されている経緯や状況、SNS動画に関する意見交換をした、その意見でござりますので、今後の番組の具体的な制作手法を指示したという事実ではないということをお話ししております。

以上です。

○奥野(総)委員 やはり、これはすれ違いというか、明らかに指示ぢやないですか。さつきの話と一緒ですよ。そんなことを経営委員長がみずからおつしやっていたら、放送の現場が萎縮しますよ。一々経営委員長が個別の番組の中身についてつくり方がおかしいという発言をするというの私は番組への干渉だと思うし、明確に放送法違反と思います。

時間がなくなってきたので、さらに、その後もう一つ重大な問題があつて、ガバナンスの問題で前会長が注意を受けていたわけですよ。経営委員会が会長を注意するというのは、かつては粗井会長の時代にありました。いろんな事例がありましたが、受信料を使って、ゴルフに行くときの夕

クシーを、チケットを使つたりとか、いろんな問題がありました。そういう会長に注意をしたとい

う例はありますけれども、果たしてこれが、上田もしましたが、郵政三社からの書状に記載されてる経緯や状況を確認するためにはSNS動画に関して意見交換を行つたときの発言でござりますので、あくまで経緯を確認するためのときの発言でございます。

そういうことで、先ほど言いましたように、今後の番組の具体的な制作手法を指示した事実はございませんということであります。

○奥野(総)委員 番組のつくり方を確認したといふのはわかりますよ。動画を見て確認したのはいいんですが、確認した結果、問題があると言つてはいるわけですね。確認した結果を問題があると言つてはいることは、番組の内容について批評を加えて指示をしているんじゃないですかと言つているんです。ちゃんと答えてください。

○森下参考人 お答えいたします。

この発言は委員長がされたのかどうかという話をもう一度確認します。同時に、これは経営委員会の誰かがしたことには間違いないですね、違反じゃないんでしょうか。

○奥野(総)委員 番組のつくり方を確認したといふのはわかりますよ。動画を見て確認したのはいいんですが、確認した結果、問題があると言つてはいるわけですね。確認した結果を問題があると言つてはいることは、番組の内容について批評を加えて指示をしているんじゃないですかと言つているんです。ちゃんと答えてください。

○森下参考人 お答えいたしました。

繰り返しになりますが、郵政三社からの書状に記載されている経緯や状況、SNS動画に関する意見交換をした、その意見でござりますので、今後の番組の具体的な制作手法を指示したという事実ではないということをお話ししております。

以上です。

○奥野(総)委員 やはり、これはすれ違いというか、明らかに指示ぢやないですか。さつきの話と一緒にですよ。そんなことを経営委員長がみずからおつしやっていたら、放送の現場が萎縮しますよ。一々経営委員長が個別の番組の中身についてつくり方がおかしいという発言をするというの私は番組への干渉だと思うし、明確に放送法違反だと思います。

時間がなくなってきたので、さらに、その後もう一つ重大な問題があつて、ガバナンスの問題で前会長が注意を受けていたわけですよ。経営委員会が会長を注意するというのは、かつては粗井会長の時代にありました。いろんな事例がありましたが、受信料を使って、ゴルフに行くときの夕

○高橋参考人 お答え申し上げます。

その理由は何ですか。

この件につきましては、先ほども申し上げましたけれども、郵政三社から二ヶ月間にわたり会長からの返事がないということに關しまして、我々として、それがNHKの社内でしっかりと上まで上がり、それに対する会社としての対応がなされているかどうか、ここについての確認をした次第です。

したがいまして、ガバナンス全体ということではなく、二ヶ月間放置されていることがどうな状況であつたのかということを確認させていたいものでございます。

○奥野(総)委員 ということは、問題がないということは、二ヶ月間放置したことは問題がなかつたと結論したということによろしいですね。

○高橋参考人 先ほども申し上げましたけれども、この案件につきましては、トップまで迅速に話が上がつていて、その結果としての行動でしたので、二ヶ月間何もトップも知らずに走っていたということではないということを確認して、先ほど申し上げたような結果いたしました。

○奥野(総)委員 じゃ、何で注意をしたんですかね。問題がないと監査委員が言っているのに、経営委員長は何で注意されたんですか、会長を。

○森下参考人 お答えいたします。

監査委員会からは、協会の対応に組織上の危機管理上の瑕疵があつたとは認められないという報告であつたわけであります。それは情報が上に伝わっていたということだけであります。

経営委員会としては、この郵政三社からの申入れ文書にありましたように、一つは、郵政三社からの書状が、二〇一八年八月に会長宛てに質問の文書を送ったのに、二ヶ月近くたつても回答がなかつたために経営委員会に文書を出した、そういう趣旨でありましたので、協会側の業務執行が視聴者目線に立つていなかること、それから、指摘されておりました、番組制作と経営は分離していないため、番組制作について会長は関与しないというチーフプロデューサーの発言は、編集権についての考え方が組織にきちんと共有されている

この件につきましては、先ほども申し上げましたけれども、郵政三社から二ヶ月間にわたり会長からの返事がないということに關しまして、我々として、それがNHKの社内でしっかりと上まで上がり、それに対する会社としての対応がなされているかどうか、ここについての確認をした次第です。

したがいまして、ガバナンス全体ということでなく、二ヶ月間放置されていることがどうな状況であつたのかということを確認させていたいものでございます。

○奥野(総)委員 ということは、問題がないといふことは、二ヶ月間放置したことは問題がなかつたと結論したということによろしいですね。

○高橋参考人 先ほども申し上げましたけれども、この案件につきましては、トップまで迅速に話が上がつていて、その結果としての行動でしたので、二ヶ月間何もトップも知らずに走っていたということではないということを確認して、先ほど申し上げたような結果いたしました。

○奥野(総)委員 じゃ、何で注意をしたんですかね。問題がないと監査委員が言っているのに、経営委員長は何で注意されたんですか、会長を。

○森下参考人 お答えいたします。

監査委員会からは、協会の対応に組織上の危機管理上の瑕疵があつたとは認められないという報告であつたわけであります。それは情報が上に伝わっていたということだけであります。

経営委員会としては、この郵政三社からの申入れ文書にありましたように、一つは、郵政三社からの書状が、二〇一八年八月に会長宛てに質問の文書を送ったのに、二ヶ月近くたつても回答がなかつたために経営委員会に文書を出した、そういう趣旨でありましたので、協会側の業務執行が視聴者目線に立つていなかること、それから、指摘されておりました、番組制作と経営は分離していないため、番組制作について会長は関与しないというチーフプロデューサーの発言は、編集権についての考え方が組織にきちんと共有されている

ないという見逃してはいけないガバナンス上の問題が含まれていると考えましたので、注意をいたしました。

以上です。

○奥野(総)委員 いや、びっくりしましたね。

監査は何を調べたかなどと、情報が上に伝わったことでオーケーだと。本当にそうですか。

田会長は、問題ありませんでしたということ、ちやんと、どうなことがあつたか調べたんじやないんですか。それで問題ないと言つたから、上

わつたことであります。注意を受けて、反論されいりますよね、このペーパーにもあるように。

今、視聴者目線でとおつしやつたけれども、視聴者つて誰ですか。日本郵政だけのことを言つて

いるんじゃないですか。何度も言いますけれども、一般的の視聴者にもこういう対応をされますか。元事務次官だからそういう対応をされたわけ

でしよう。森下会長のお知り合いだからそういう対応をされたわけでしょう。

今、苦しいと思いますけれども、監査がそんなことを言うわけないじゃないですか。普通はどう

せんと。それは間違いじゃないんですよ。会長が個々の番組に口を出したらおかしなことになるから

ら。

時間が来ましたけれども、せっかく会長がお見

えですから、この注意について、経営委員会が上

田前会長に対して出した注意について、正当な、

適切な注意だったと思われますか。

○大口委員長 もう時間が来ておりますが、

じゃ、簡潔に答えてください。

○前田参考人 経営委員会の判断につきまして私

がコメントする立場にはございませんが、上田前

会長は、厳重注意を重く受けとめたと聞いており

ます。

いずれにいたしましたが、放送の自主自律や番

組編集の自由が損なわれた事実はないと私は認識

いたしております。

○奥野(総)委員 ありがとうございました。

これは十月にも、放送する予定だったのがなくなりたというような話もあります。上田会長も

なっていますので、申し添えておきたいと思いま

す。

○大口委員長 時間が来ています。

○奥野(総)委員 注意は不当だという趣旨の答弁をされていますので、申し添えておきたいと思いま

す。

○長尾(秀)委員 立憲民主・国民・社保・無所属

どうぞよろしくお願いします。

えますが、個別の番組に介入したのではないかという疑念を持たれないように、発言には慎重を期してまいりたいと思います。

以上、お答えいたしました。

○長尾(秀)委員 ずっとそういう御答弁が続いています。世間を騒がせた、誤解、疑惑を抱かせた、そのことについては申しわけない、そういうことはおっしゃるんですか。とても理解ができる

ことはおっしゃるんですか。とても理解ができる

特に、経営委員会の議事録は公開が原則でありますけれども、人事や個人のプライバシーに関する事案、自由な意見交換をすることが必要な議題など、非公表とすることがふさわしい事案もござります。

いまして、これにつきましては、内規を定めて、非公表の部分を制限をしております。

以上、お答えいたしました。

○長尾(秀)委員 いやいや、そんな内規はないでしょ。証拠を示してくださいよ。議事録作成した後で、今おっしゃったようなことに該当する場合は一部非公表にすることがある、そういう規定じゃないですか、議事規則は違いますか。

あらかじめ非公表、そんなことを前提に議論を始め、そういうことを決める権限は経営委員会にないと思いますけれども、いかがですか。

○森下参考人 お答えいたします。

放送法第四十一条では、「委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない」と定めています。これに基づきまして、経営委員会として自律的に内規を定め、議事録を作成し、公表しております。

議事録では、審議、検討又は協議に関する情報であつて、公表することにより、その審議、検討又は協議が円滑に行われることを阻害するおそれがあるもの、それから個人情報や人事にかかる機密事項など、内規で一部を非公開にしております。

以上、お答えいたしました。

これは、議事を進める段階で、事前に非公表にするかどうかを宣言してから議事をやつております。本件については、当初から非公表ということです。議論する前から、どういふ意見が出るか発言があるかわからないのに、何でそれを全部非公表と最初に決められるんですか。そんなことはできるという規定はどこにも

ない、そのことだけもう一回指摘しておきます。

この問題ばかりやるわけにはいかないですけれども、あと一問だけ。

○森下委員長 当時は経営委員長代行でした、この間ずっと、放送の中身の話は一切していないとおっしゃっていました。それが前回の委員会に変わったんです。前の説明はうそだつたんじゃないですか、議事規則は違いますか。

○森下参考人 お答えいたします。

郵政三社からのお申入れに至る緯線を確認する中で、過去の番組に関する意見や感想も出来ました。が、議論の本質はガバナンスに関する議論でございましたので、過去の番組の感想などについては議事経過には記載しませんでした。

以上、お答えいたしました。

○長尾(秀)委員 今回のこの問題は、郵政側が、根本的には番組や取材方法への批判があるといふことは、だから、森下委員長はもう最初からわかつていたわけでしょう。それを知りながら、なぜガバナンスの問題として、それは個別番組の介入と言われないためということだと思いますけ

○長尾(秀)委員 当然のこととして、ドラマの方

が経費がかかるということだと思います。

NHKはまだ予算が恐らく恵まれているというか、民放はもっと厳しい状態にあるんじゃないかな

というふうに思います。

○長尾(秀)委員 聞くところによりますと、海外資本が本格的な日本語のドラマ制作するようになつて、その制作費が一話当たり億単位も珍しくないと言われて

いる状況だそうです。

一方、視聴者の側の負担額という面から見る

いすれにしても、毎度お願いしております、要

求をしておりますが、ここまで、発言は特定で

ませんけれども、こういう発言があつたということ

とを、正式には次の経営委員会で決めて公表され

るんだと思いますけれども、そういうことであれ

ば、すつきりと議事録として公開されますように再度要求をしておきたいと思います。

では、予算についてお伺いをしたいと思います

す。

まず、そもそも、NHKの番組などいうのは一本

いろ差があるでしようけれども、一番多いもの、あるいは一番少ないもの、例示ができるのでした

お示しをいただきたいと思います。

○木田参考人 お答えいたします。

個別番組の制作費は、編集権に深くかかわるもので、公開していないため、お答えは控えたいのですが、ただ、青少年・教育とあるいはドラマなどのジャンルごとに一本当たりの制作費の幅を

例えば、青少年・教育ジャンルでは一本当たり七十万円から七百二十万円、ドラマジャンルでは一千三百五十万円から七千九百万円となっております。この金額には、出演料や美術費などの番組の直接制作費に加え、人件費や機材費なども含まれております。

今御指摘のとおり、ローカル局を含めて民間放送事業者の経営環境は厳しくなっております。民放の中でもローカル局が今後どう存立していくのかというあたりについて、何か総務省としてお見えはあるのか、助けていく方策はあるのか、お聞きをしたいと思います。

○吉田政府参考人 お答えをいたします。

このような状況の中で、民間放送事業者においてもさまざまな取組が行われております。例えば、昨年、二〇一九年の広告費に関して、インターネットが初めて地上波テレビを上回ると

いつた状況でござります。

こののような状況の中で、民間放送事業者においてもさまざまな取組が行われております。例

えば、放送以外の収入を拡大するものとして、放送

コンテンツの海外展開や地域に密着した各種のイベ

ントの開催といった取組が行われているほか、

インターネットが初めて地上波テレビを上回ると

いつた状況でござります。

このような状況の中で、民間放送事業者にお

いてもさまざまな取組が行われております。例

えば、放送以外の収入を拡大するものとして、放送

コンテンツの海外展開や地域に密着した各種のイベ

ントの開催といった取組が行われているほか、

インターネットが初めて地上波テレビを上回ると

いつた状況でござります。

このまままで、NHKだけじゃない、民放もです

けれども、太刀打ちできるのかといふことが今後問題になるというふうに思います。グローバリズムに日本のメディア市場が席巻されれば、日本の社会の多様性が損なわれる、文化的な豊かさ、ひい

ぜひ、日本のメディアの自主性、自律性を高めつつ、長期ビジョンを今構築すべきではないかと

いうふうに思つております。そういう問題意識で、以下御質問したいと思います。

NHKさんにお聞きする前に、まず総務省にお聞きをいたします。

そういう背景がある中で、もともと経営環境が厳しい、NHKよりも厳しい民放さらには民放の中でもローカル局が今後どう存立していくのかというあたりについて、何か総務省としてお見えはあるのか、助けていく方策はあるのか、お聞きをしたいと思います。

○吉田政府参考人 お答えをいたします。

ぜひ、日本のメディアの自主性、自律性を高めつつ、長期ビジョンを今構築すべきではないかと

いうふうに思つております。そういう問題意識で、以下御質問したいと思います。

NHKさんにお聞きする前に、まず総務省にお

聞きをいたします。

そういう背景がある中で、もともと経営環境が厳しい、NHKよりも厳しい民放さらには民放の中でもローカル局が今後どう存立していくのかというあたりについて、何か総務省としてお

見えはあるのか、助けていく方策はあるのか、お聞きをいたしたいと思います。

○吉田政府参考人 お答えをいたします。

このまままで、NHKだけじゃない、民放もです

けれども、太刀打ちできるのかといふことが今後

問題になるというふうに思います。グローバリズムに日本のメディア市場が席巻されれば、日本の社会の多様性が損なわれる、文化的な豊かさ、ひい

ぜひ、日本のメディアの自主性、自律性を高めつつ、長期ビジョンを今構築すべきではないかと

いうふうに思つております。そういう問題意識で、以下御質問したいと思います。

NHKさんにお聞きする前に、まず総務省にお

聞きをいたします。

ぜひ、日本のメディアの自主性、自律性を高めつつ、長期ビジョンを今構築すべきではないかと

いうふうに思つております。そういう問題意識で、以下御質問したいと思います。

NHKさんにお聞きする前に、まず総務省にお

聞きをいたします。

ぜひ、日本のメディアの自主性、自律性を高めつつ、長期ビジョンを今構築すべきではないかと

いうふうに思つております。そういう問題意識で、以下御質問したいと思います。

NHKさんにお聞きする前に、まず総務省にお

聞きをいたします。

ぜひ、日本のメディアの自主性、自律性を高めつつ、長期ビジョンを今構築すべきではないかと

いうふうに思つております。そういう問題意識で、以下御質問したいと思います。

うな、そういう環境整備といったものに努めてまいりたいと考えております。

○長尾(秀)委員 そういう問題意識は持っていただいているということで理解をいたしました。

地方でこそ、こういうメディアの環境の激変に対し、整備といいますか支えていくということが今後もっと必要になってくると思います。

同じことになるかもしれません、もう一回御答弁いただきたいと思います。

○吉田政府参考人 ローカル局は、それぞれの地域において、地域の皆様に情報を提供する非常に重要な役割を担っておられます。このローカル局がしっかりと経営が行われていくことは極めて重要でございます。

ただ一方、御指摘ありますように、その経営環境が厳しさを増しているということは事実でございます。私も踏まえまして、総務省としてできることは行つてまいりたいと考えております。

ただ、これはやはり民間事業者の経営でございまます。民間事業者は基本的にはかなりいろいろなことを、自由に経営を行えることでございますので、もちろん事業者自身の創意工夫もお願いをしていただいております。そういうふうな取りまとめ踏まえまして、総務省としてできることは行つてまいりたいと考えております。

○長尾(秀)委員 ありがとうございます。後ほど総務大臣にもまとめてお聞きをしたいと思います。

そこで、NHKさんにお聞きをいたします。

地方の視点という点からいきますと、地域発ドラマというのがあると思います。先ほど番組の予算をお聞きしましたけれども、この地域発ドラマはどういうランクなんでしょう。地域発ドラマがどういうものかという説明もあわせて、お願ひします。

○木田参考人 お答えいたします。

各地域の放送局が、地元の豊かな自然、暮らし、人と人との温かなつながりなど、さまざまなもので全国発信するとともに、総合テレビでも放送し、地域活性化に貢献しております。ドラマは、地域放送局がふだんの地域に密着した取材で発掘した地域の魅力を十分に伝えるものであると同時に、単にその地域だけでなく、全国の視聴者の関心にも応え得る普遍性のある内容となつております。

取り扱う題材や制作形態などにより制作費に多少の差はあるんですが、先ほど御説明したドラマジャンルの制作費の範囲内で制作しております。○長尾(秀)委員 範囲内、千三百五十万から七千九百万、めっちゃ幅広いですけれども、到底七千九百万レベルとは思えないですから、多分かなり安目ですね。どうぞ。

○木田参考人 ドラマの制作費はいろいろな要素で積み上がっているんですけども、七千九百万円というのは、やはり時代物であるとか、いろいろな別の要素が含まれるものが多いことが確かです。

地域発ドラマは大体現代物であることが多いのを現状であります。

○長尾(秀)委員 いずれにしても、地域発ドラマ、多少ない予算で現場は苦労をされているんだと思います。でも、こういう番組にこそ力を入れていくということが、私は今後必要だというふうに思います。

○長尾(秀)委員 ありがとうございます。

去年、ローマ教皇が来日をいたしました。それを見越して、アマゾンは、天正少年使節の連続ドラマというのを去年の正月から一挙放送をしておりました。かける予算が違うと言わればそれまでですけれども、やはり、よりいいものをつくれば地域の財産にもなり活性化にもつながる、それほどぐらのランクなんでしょう。地域発ドラマがどういうものかという説明もあわせて、お願ひします。

そういう観点から、地域活性化の観点からも、

特に今後、地方に主眼を置いて、NHK、民放あるいは地方公共団体も協力して、コンテンツをつくる、メディア事業を行う、そういう、予算を外

アムで全国発信するとともに、総合テレビでも放送したり、共同制作を推進していくという工

夫は、NHKとしてないのでしょうか。その点、お聞きをしたいと思います。

会長がお答えになるんですかね。会長がお答えになるんでしたら、冒頭申し上げましたように、長期的なそういうメディア環境の変化に関するビ

ジョンの点についてもお答えください。

○前田参考人 お答え申し上げます。

インターネットの急速な普及や携帯端末の浸透などによりまして動画配信サービスへの接触が拡大する一方で、テレビ離れが進むなど、映像コンテンツへの接触が急速に多様化しております。

こうした中で、NHKは、放送を太い幹として、インターネットも積極的に活用して、多様な伝送路で公共性の高い情報や番組などを視聴者の皆様に届け、信頼される情報の社会的基盤としての役割を果たしていくことが極めて重要だと考

命と暮らしを守る防災・減災報道を始め、正確、迅速な報道や質の高い多彩な番組、4K、8Kなどの最先端のコンテンツ、ユニバーサルサービス、常時同時・見逃し番組配信サービス、NHKプラスなど、NHKならではの価値を放送やインターネットを通じてお届けし、視聴者の皆様のお役に立つことがNHKが目指す公共メディアの姿だと考えております。

○長尾(秀)委員 ありがとうございます。

今、高市大臣、お聞きのとおりでございます。東京や大阪ではNHKと民放のコラボレーションがあります。でも、そういう番組にこそ力を入

だらうと思います。でも、まだそんなに進んでいないということで、これからどういったことだと思います。

○長尾(秀)委員 ありがとうございます。

今、高市大臣、お聞きのとおりでございます。東京や大阪ではNHKと民放のコラボレーションがあります。でも、まだそんなに進んでいないということで、これからどういったことだと思います。

○高市国務大臣 NHKと民間放送事業者の協力につきましては、これまで、鉄塔の共用や地デジ化の際の技術協力などが行われてまいりました。

○長尾(秀)委員 通信・放送の融合時代を迎えておりますので、特にこれからネット分野での協力というのが課題になつてきていると思います。

ネット配信につきましては、ことし一月に施行された改正放送法でも、NHKに対して、民間放送事業者によるインターネット番組配信などの円滑な実施に必要な協力をする努力義務が設けられました。

ことし一月に認可させていただきましたインターネ

ット活用業務実施基準において、民間放送事業者の要望に応じて、連携、協調の取組を具体

いたしました。

また、昨年行われましたラグビーワールドカップでは、地元で試合が開催される各地域放送局が地域の民放と協力して、試合の見どころや出場国

の横顔を紹介したり、ファンゾーンからの同時生中継を実施したりするなど、地元開催で沸く地域の活性化に貢献いたしました。

福島では、東日本大震災の発生から十年となる二〇一二年に向けて、復興への取組や課題を地元メディアと連携して伝える取組を続けております。

今後も、公共放送NHKと民放や公共団体、それぞれの立場をお互いに尊重しながら、地域文化や地域の防災などの観点で協力を深めてまいることによりまして、共存共栄のスタンスで地域に貢献してまいりたいと思います。

まだそんなに進んでいないということで、これからどういったことだと思います。

○長尾(秀)委員 ありがとうございます。

今、高市大臣、お聞きのとおりでございます。東京や大阪ではNHKと民放のコラボレーション

があるというふうに聞いておりますが、地方ではまだそんなに進んでいないということで、これか

らどういったことだと思います。

○長尾(秀)委員 ありがとうございます。

今、高市大臣、お聞きのとおりでございます。東京や大阪ではNHKと民放のコラボレーション

があるというふうに聞いておりますが、地方ではまだそんなに進んでいないということで、これか

らどういったことだと思います。

○高市国務大臣 NHKと民間放送事業者の協力につきましては、これまで、鉄塔の共用や地デジ化の際の技術協力などが行われてまいりました。

○長尾(秀)委員 通信・放送の融合時代を迎えておりますので、特にこれからネット分野での協力というのが課題になつてきていると思います。

ネット配信につきましては、ことし一月に施行された改正放送法でも、NHKに対して、民間放

送事業者によるインターネット番組配信などの円滑な実施に必要な協力をする努力義務が設けられました。

ことし一月に認可させていただきましたインターネ

ット活用業務実施基準において、民間放送事業者の要望に応じて、連携、協調の取組を具体

化するために必要な協議の場の設置を条件として付させていただきました。

特にローカル局につきましてなんですかけれども、先ほど吉田局長が答弁させていただいたとおり、経営基盤の強化方策について、現在、ちょうど有識者会議で検討していただいております。今後、ローカル局とNHKがどのような分野で協力関係を構築できるかといったことについても取りまとめて盛り込んでいただいて、対応していきたないと考えております。

○長尾(秀)委員 時間が来たので終わりたいと思いますが、NHKの番組の技術は、私はすばらしいものがあると思います。それは、NHKだけの財産ではなくて、NHKと民放が六十年以上テレビ放送を競ってきた日本ならではの財産だと思います。ありがとうございます。

○大口委員長 次に、緑川貴士君。

○緑川委員 皆様、大変審議お疲れさまでござります。立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの緑川貴士です。

NHK予算の審議の前に、冒頭、新型コロナウイルスの蔓延防止のために、先般、政府の要請を受け、コンサートやイベント・卒業式や入学式、中止や延期、規模縮小する動きが広がりましたが、全国的な、あるいは大規模なイベントについては、政府は対応を要請してきたんですが、一方で、地域で聞かれるのは、小規模なイベントや集会についてどこまで自粛しなければならないのか、主催者が困って自治体に判断を仰いでも、自治体も対応に苦慮していく回答に困ってしまっています。結局は主催者任せになつているという現場の戸惑いの声が聞かれました。

そこで、大臣に伺いたいんですが、現場の今の御認識、そして、困る自治体へ御助言をいただければと思います。

○高市国務大臣 イベントの開催に備えての判断を民間事業者などが自治体に問い合わせるということで、明確な回答がしにくいということでお困りだうということは私も承知をいたしております。

集会などの開催に当たっては、集団感染しやすい場所や場面を避ける行動によって急速な感染拡大を防げる可能性があるということが、新型コロナウイルス感染症対策専門会議が三月九日に発表した新型コロナウイルス感染症対策の見解でも明瞭にされています。換気の悪い密閉空間でらかにされております。換気の悪い密閉空間であつた多くの人が密集していた、近距離での会話や発声が行われたという三つの条件が同時に重なった場で感染が拡大しやすいということなんでしょうね。

三月十日の政府対策本部において、三月十九日ごろを目途に、これまでの対策の効果について専門家会議の判断が示される予定でありますので、それまでの間はこれまでの取組を継続していただきたいと思います。

三月十九日ごろを目途に、これまでの対策の効果について専門家会議の判断が示される予定でありますので、それまでの間はこれまでの取組を継続していただきたいと思います。

三月十日の政府対策本部において、三月十九日ごろを目途に、これまでの対策の効果について専門家会議の判断が示される予定でありますので、それまでの間はこれまでの取組を継続していただきたいと思います。

三月十九日ごろを目途に、これまでの対策の効果について専門家会議の判断が示される予定でありますので、それまでの間はこれまでの取組を継続していただきたいと思います。

三月十九日ごろを目途に、これまでの対策の効果について専門家会議の判断が示される予定でありますので、それまでの間はこれまでの取組を継続していただきたいと思います。

三月十九日ごろを目途に、これまでの対策の効果について専門家会議の判断が示される予定でありますので、それまでの間はこれまでの取組を継続していただきたいと思います。

ないということで、こういう動きがやはりまだ長期化する懸念も残っていますし、自粛がいつまで続くかわからない。

景気が急速に悪化していくことに対応する大胆な経済対策ということはやはり必要ですし、それとあわせて、大臣がおっしゃった、あさつての専門家会議による判断を待ちたいと思うんですけれども、緊急事態宣言ともこれは別に今後ならなかつたとしても、その判断によつては、国が自治体や事業者に対する支援によって、その地域にとって自粛の参考になるような基準を改めてわかりやすく示していく必要性もやはり出てくるのかなというふうに思いますので、引き続きこの点は確認をさせていただきたいたいというふうに思います。

予算の審議に絡んで、NHKが、このネット時代に対応するために、テレビとネットの融合、公共メディアとして海外にも日本の魅力をより伝えやすくなっています。新たなスタートを切ろうとしている中で、今のNHKに何より求められているのは、視聴者・国民の信頼であると思います。その経営に重大な問題が今起きていて、NHK経営委員会が国民の負託に真に応えられているのか、まずは私からも聞かなければなりません。

かんば生命保険の不正販売を報じた番組をめぐって、郵政三社からの申入れに関する経営委員会のこれまでの対応について、本日お越し頂いております。

専門家会議の御見解や政府全体の方針につきましては、引き続き地方公共団体に適切にお伝えしまります。今後についてですけれども、こうした専門家会議の意見も聞きながら、政府として判断をしていくものだと思っております。

専門家会議の御見解や政府全体の方針につきましては、引き続き地方公共団体に適切にお伝えしまります。今後についてですけれども、こうした専門家会議の意見も聞きながら、政府として判断をしていくものだと思っております。

専門家会議の御見解や政府全体の方針につきましては、引き続き地方公共団体に適切にお伝えしまります。今後についてですけれども、こうした専門家会議の意見も聞きながら、政府として判断をしていくものだと思っております。

専門家会議の御見解や政府全体の方針につきましては、引き続き地方公共団体に適切にお伝えしまります。今後についてですけれども、こうした専門家会議の意見も聞きながら、政府として判断をしていくものだと思っております。

そもそも、これまでの御回答で、議事録の存在についてははつきりしたお答えが本当になかつたんですけれども、文書でこう記しているということは、ある前提のやはり記載だと思います。

一方で、昨年の十月の野党合同のヒアリングでは、当時の高橋正美経営委員がこう言つていました。非公表を前提に議論をしたので議事録がないのが実態だ、また、誰がどういう発言をしたかについては何も残っていないと説明されました。

今回、補足資料をごらんいただくとわかるようになります。非公表を前提に議論をしたので議事録がないのが実態だ、また、誰がどういう発言をしたかについては何も残っていないと説明されました。何も残っていないわけではありませんでした。

ここで改めて、議事録は放送法に基づいてしっかりと残している、とつてあるんだということとと、そして、今言つたように、昨年十月の会合での発言は事実でなかつたと、まずは経営委員会として訂正をしてください。

○森下参考人 お答えいたします。

昨年、合同ヒアリングのときに、非公表のものについて議事録があるかないかということに非常に不確定な回答があつたなどということについてはおわびを申し上げます。もう既にそれについてはおわびを申し上げますが、一応、非公表の議事録がありまして、議事の経過を記録したものは残っているということで訂正させていただいております。

そういう意味では、公表、非公表にかかわらず議事録は作成しておりますが、同時に、先ほど御説明いたしましたが、放送法第四十一条で、「委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。」と定めておりますが、これに基づきまして経営委員会としては議事録を作成して公表しておるわけですが、一部、審議、検討又は協議に関する情報であつて、公表することにより、その審議、検討又は協議が円滑に行われることを阻害するおそれがあるものとか、個人情報とか人事にか

かわる機密事項、こういったものについては、経営委員会が定める内規によりまして非公表にしているというところがござります。

今回のこの十月二十三日のものにつきましては、相手のあることでありましたので、もともと非公表ということで検討をしておつたものでござります。

以上、お答え申し上げました。

○緑川委員 非公表の経緯については今後聞きますので、私が聞いてることに対してもお答えをいたきたいと思います。

あわせて、昨年のヒアリングのときに、森下経営委員長、当委員長代行でいらっしゃいましたけれども、こう言っています。番組に関する議論は一切していないうふうに発言されていますね。当時の経営委員会で批判があつたことがきょうお配りのこの補足資料では、批判があつたことは間違いない、確認ができます。

その中で、番組のつくり方に問題があるのではないかという発言があります。きょうの審議では、これはどなたの発言とは教えることはできない、申し上げることはできないというふうにお答えされました。これが誰であれ、委員がされまし。番組に関する議論を一切していないうといふふうに発言も訂正されるべきではないですか。

○森下参考人 お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたが、番組の編集の自由を損なうような話はしていないという趣旨でございまして、そういう意味では、説明不足だった点についてはおわびを申し上げます。

当時は、当時というか、番組について議論を一切していないと言っているのは、郵政三社からの申入れに至る経緯を確認する中で過去の番組に対する意見や感想も出ましたが、これは、議論の本質はガバナンスに関する議論でしたので、過去の番組の感想などについては議事経過に記載しておりませんでした。

いざれにしましても、番組の編集の自由を損なうような話はしていないという趣旨でございまして、それが不正報道でも、不正販売の被害たので、説明不足だった点を先ほどおわび申し上げております。

○緑川委員 番組に関する議論をしていないといふことは言えるわけがないんですね。どなたかの発言でなくとも、この二ページの補足資料のところ、例えば、どうしても番組内容を確認せざるを得ない場合もあると。明らかに個々の番組に対する意見でなくとも、この二ページの補足資料の内容について触れている発言があるじやないですか。

ガバナンス体制を検証するためにとうふうに思つて、内容について触れている発言があるじやないですか。

○森下参考人 番組のつくり方に問題があると執行部は考えるべきだと批判しているんです。番組をどうつくるかは、当然番組の編集にもかかわってくる話じやないですか。委員長。

○森下参考人 お答えいたします。

二〇一八年の郵政三社からのお申入れに関するやりとりにつきましては、申入れ文書の中に書かれておりましたSNS動画等のことにつきましては、経営委員会による上田前会長への注意は十月でございました。番組の取材や制作に影響したとは考えられません。

経営委員会としては、あくまでも指摘されたガバナンスについて議論して、それについて注意をしたということです。

以上、お答えいたしました。

○緑川委員 全くの詭弁ですね。これは過去の番組に対する意見であろうが、番組は続くんですね。今後放送予定だったと言っているものが中止になつて、過去の番組への意見であつたところについてはおわびを申し上げます。

当時は、当時というか、番組について議論を一切していないと言っているのは、郵政三社からの申入れに至る経緯を確認する中で過去の番組に対する意見や感想も出ましたが、これは、議論の本質はガバナンスに関する議論でしたので、過去の番組の感想などについては議事経過に記載しておらずませんでした。

ども、認識があらうがあるまいが、経営委員の立場で番組の内容に触れて、しかも、郵政三社の不满の本質は取材の内容だとの議事で意見が出ている。その上で、再度、上田会長を呼んで、郵政三社側に御理解いただける対応ができるいないことについて、経営委員会としてまことに遺憾に思つて、会長に対し、必要な措置を講ずるよう厳しく伝え、注意することとしますと、厳重注意をしたわけです。それでも上田会長は納得がいつていなかつた。

経営委員会の決議事項において、業務執行の全権限がある会長に対して、特定の内容は指示はできないんですよ。措置を講じるという指示を含めた注意自体が、放送法の三十二条で禁止する干渉、規律づけそのものに当たります。番組への干渉そのものでしょう。お答えください。

○森下参考人 お答えいたします。

執行部による動画の公開終了や夏季特集では取り上げないということは、二〇一八年の七月から八月にかけて行われたものでござります。経営委員会による上田前会長への注意は十月でございまして、経過、それから状況を確認するために意見交換を行つたものであります。それで、その上で、先ほどお話ししましたように、SNS動画についてガバナンスがきいていない、それと返事が二ヶ月近くたつても返つてこないという申入れがございましたので、それについて検討するため、そのSNS動画の状況、経緯等を確認するために自由な意見交換を行つたものでござります。

○森下参考人 お答えいたしました。

経営委員会としては、あくまでも指摘されたガバナンスについて議論して、それについて注意をしたということです。

以上、お答え申し上げました。

○緑川委員 ガバナンスは関係ないじゃないですか、ここでは。ネットの情報は、これをうのみにして現場が取材しているんじゃないかという発言 자체に対しての委員長の御認識を求めているんですよ。もう一回。

○森下参考人 先ほどお話しいたしましたように、過去の状況や経緯を確認するためいろいろ意見交換をした部分の意見でございまして、その個別のことにつきましてはコメントすることを差し控えさせていただきます。

○緑川委員 トップとしての責任を本当に放棄しているような御発言、大変に残念です。情報の真偽を見きわめた上で仕事をしている現場、職責をかけて公共放送に当たつてはいるんですよ。そういう現場に対して、組織を監督する立場の御発言としてはあつてはならない話だと思います。

あわせて、この件、政府にも確認をしたいと思ひます。

道においても、取材というのは重要なプロセスです。情報の裏をとつて放送するというのは、当然のイロハ。かんば不正報道でも、不正販売の被害者、また郵政グループの幹部の取材をしていました。現場の取材陣の努力に対する発言としては余りに過ぎるお言葉であろうと思いますが、経営委員会のトップとしてどのようにお考えですか。

○森下参考人 非公表を前提とした意見交換でございますので、誰が何を発言したか、具体的なやりとりを公表することは差し控えさせていただきたいと思います。

その上で、先ほどお話ししましたように、SNS動画についてガバナンスがきいていない、それと返事が二ヶ月近くたつても返つてこないという申入れがございましたので、それについて検討するため、そのSNS動画の状況、経緯等を確認するために自由な意見交換を行つたものでござります。

○森下参考人 お答えいたしました。

ガバナンスは関係ないじゃないですか、ここでは。ネットの情報は、これをうのみにして現場が取材しているんじゃないかという発言 자체に対しての委員長の御認識を求めているんですよ。もう一回。

○森下参考人 先ほどお話しいたしましたように、過去の状況や経緯を確認するためいろいろ意見交換をした部分の意見でございまして、その個別のことにつきましてはコメントすることを差し控えさせていただきます。

○緑川委員 トップとしての責任を本当に放棄しているような御発言、大変に残念です。情報の真偽を見きわめた上で仕事をしている現場、職責をかけて公共放送に当たつてはいるんですよ。そういう現場に対して、組織を監督する立場の御発言としてはあつてはならない話だと思います。

あわせて、この件、政府にも確認をしたいと思ひます。

放送局は、政府が大きな認可権を持つている。一方で、放送法の三条では、放送番組は法律の定めがなければ誰からも干渉されたり規律されないと、表現の自由を保障している。そして、三十二条では、経営委員に、重ねてこの三条に抵触する行為を禁じています。その上で、三十一条では、委員の選任について、公共の福祉について公正な判断をすることができる、そういう人の中から、広い経験と知識を持つ人の中で、国民の代表である衆参両議院の同意を得て総理大臣が任命するとあります。

放送行政を所掌する高市総務大臣に伺いたいん、ですが、公共の福祉のために行う放送、その使命に燃えて取材に当たった記者を始め、放送現場に携わっているさまざまな努力に対して、ネットをうのみ扱いした。経営委員として公正な判断ができるいるとお考えでしようか。

○高市国務大臣 今、事実関係がます明らかではないので、公正な判断ができたかどうかというの実は、前回、森下委員長が発言をされたときに、非常に、ちよつとわかりにくいという趣旨の発言を私が申し上げたことがございました。そのときには、経営委員会の場で一体何が話されたのかということが、この議場で聞いている限りでよく理解できなかつた御答弁であつたからでござります。

きょう、森下委員長の答弁を聞いておりまして、まず一つは、日本郵政からの書状がそのまま二ヶ月放置されたということに関して、放送法第二十七条にある「協会は、その業務に関して申出のあつた苦情その他の意見については、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。」、これを放置したままで経営委員会に話が回ってきてしまつたといふことが一点、森下委員長がお困りになつたことだつたんだろうと思ひます。それから、先ほどおつしやいましたけれども、番組制作に会長は関与しないといった対外的説明

があつたと。これは放送法で言いますと、第五十一条、会長は、協会を代表し、その業務を総理するですから、番組にも責任は持つ立場であります。従つて経営委員会が開かれたんだろうと思います。

ただ、これまで、上田前会長を始めNHK執行部におかれでは、放送の自主自律が損なわれた事実はないと表明しておられるので、私は、この場でも、経営委員が個別の放送番組の編集に介入することを禁じている放送法三十二条に直ちに抵触するものではないという答弁をしてまいりました。

しかしながら、一般論で申し上げますと、経営委員が個別の放送番組の干渉を行つてゐるのではなくいかといふような、誤解されるような発言を行うといふことがあつたとしたら、それは決して望ましいことではないので、放送法第四十一条に基づいて、やはりこれは、経営の透明性を確保する観点から経営委員会の定めるところにより作成、公表を行うこととされている議事録でござります。NHKでもつと説明責任を果たしていただきたいと思います。

なお、森下経営委員長が三月十日の経営委員会の記者ブリーフで、次回の経営委員会、三月二十四日に、厳重注意に至る議事の経過を補足する資料の公表を検討することとおつしやっていますので、NHKでもつと説明責任を果たしていただきたいたいと思います。

○前田参考人 お答え申し上げます。

大半の学校が臨時休校となりましたことを受けまして、NHKは、三月の二日以降、あらゆる伝送路を使って、在宅の児童生徒に学ぶ機会や日々

の発言に対し正しく受けとめた上で、問題であるから、今も議論が続いています。そのことをしつかり重く受けとめて、しつかりまた質問させたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

時間が本当に限られてしまつて恐縮なんですが、予算案の審議について、制作の現場では国民のための番組づくりを真摯に進めていらっしゃる役員の職務の執行の監督をするということにこういった事柄について執行部がきちっと処理が開かれたんだと、きょう、説明を伺つていて、経営委員会の権限である第二十九条、経営委員会は役員の職務の執行の監督をするということに従つて経営委員会が開かれたんだろうと思ひます。

新型コロナウイルスへの対応という観点から

つお尋ねしたいと思いますが、今、全国の学校が臨時休校になつたことを受けて、NHKでは、ETレを中心、家にいる子供のために特別編成を行つています。特に、Eテレではサブチャンネルを使って、平日の午前中には子供の学習に役立つような番組とか、また子供が樂しめる、ストレス発散につながつていくような番組が放送されるようになっています。

ただ、テレビ以外でも番組を見たい、例え

ばタブレットやパソコンで番組を見られるNHKプラスを使って勉強したい、親が勉強させたいという御家庭もあります。NHKプラスは便利なんですが、私、ちよつとアドリを使つてみたんですけども、サブチャンネルについては、朝から昼の時間帯というのは、サブチャンネルのタブは出てきても番組が映らないんですね。今は配信の対象外なのか、現在放送中の番組は配信しておりませんというメッセージがずっと流れています。

今後とも、あらゆる伝送路を使いまして、多様

なニーズに応えることができるよう努めてまいりたいと思います。

○緑川委員 質問はいたしませんけれども、こういう状況の中での、平日の昼間にほつとできる、親子がほつとできるひとときというのがやはり求められていると思います。

東日本大震災のときもそうでしたけれども、統く余震とか、また自粛をしなければならないという状況の中で、平日の昼間にほつとできる、親子がほつとできるひとときというのがやはり求められています。

東日本大震災のときもそうでしたけれども、統一震災とか、また自粛をしなければならないといふ状況の中で出かけられない日を過ごす家庭では、いつもどおりの放送をしてくれたのがEテレだった、子供の不安な様子が笑顔に変わった、親も元気をもらつたという声がありました。内容の

充実に向けて、しっかりとまたお願いをしたいと思ひます。

質問を終ります。

○大口委員長 次に、高井崇志君。

○高井委員 岡山から参りました高井でございます。

私も、NHK予算、本当に重要な、公共メディアとしての役割、そしてまた受信料のあり方も大いに議論をしなきやならないこの審議に、経営委員会の問題を取り上げざるを得ないのは本当に残念であります。しかし、これはまずやさしくを得ません。きょうは、特にテレビ中継もされています。私のこの時間は、多分、もう深夜の二時半ぐらいに放送されると思うのですが、もうちょっと早く放送してもらいたいなどとも申し上げたいと思いますが、しかし、見てくださっている視聴者もいると思うので。

この問題、NHK経営委員長、何がこんなに今問題にされているのか。私は、大きく三つあると思うんですね。

一つは、まずは、NHKの会長に対する厳重注意といふのは極めて重い行為である。しかも、その内容が放送法違反である。個別の番組に入するところは放送法は禁じているのですから、そういう疑いがある厳重注意をしたことを、全く非公開の場で、しかも非公開のうちに、厳重注意したことすら公表していなかつたんです。このことはまず大問題です。どういう議論があつたとかじやなくて、厳重注意したことすら公開していなかつたんですから。

これが新聞で、二〇一八年の十月二十三日に嚴重注意して、約一年、一年たつて、新聞で、スクープ記事で、こういう厳重注意があつたというこの事実を認めたわけですね。このことがまず一つ

我々野党の合同ヒアリングでNHKが出してきた資料は、一時間半議論をしたという内容をわざわざ

五行、五行の、経営委員会がこんな意見があります。したというものだけ出して、後、ずっと出していません。ようやく、五ヶ月間、この委員会でも何度も審議をして、五ヶ月たって、つい先日、三月十二日に、さきの奥野委員が配ったこの資料が出てきました。

これは、ページは六ページありますけれども、余り中身のあることを書いていないんですよ。我々が一番知りたい十月二十三日、二〇一八年十月二十三日の議論はわずか十四行ですよ。A4の半分ですよ。六ページのうち半ページしか、その中身が書いていないんです。これで本当に公開したと言えるのかということです。

そして三つ目は、これはもう放送法違反ではないか。

これも三月二一日の毎日新聞の記事で相当詳細に、経営委員長が語ったと言われる、まあ、関係者ということで書かれていますので、経営委員長はなかなかお認めにならない、しかし、否定もしない悪いわけです。非公表の場でやっているから答えられませんとしか言つていませんが、もうかぎ括弧つきで、この毎日新聞はさまざま、例えば「森下氏はネットをうのみにし、現場を取材していません」。番組の作り方に問題があると執行部は考へるべきだと主張した」とか、あるいは「森下氏は議論の中で郵政側が納得していないのは、本当は取材内容だ。本質はそこにあるから経営委員会では、説明責任を果たすことが重要と認識しております、視聴者・国民の皆様の御理解をいただけるよう、透明性の向上に向けて更に引き続き検討してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○高井委員 そういう謝罪の言葉だけで済む問題なんでしょうか。

経営委員長、こうも記者会見で言つていてるんだ

言つてきた」というふうに、これはもう議事録を

持つてありますよね。このメディアは、そういうふうに取材の結果、書かれているわけです。しかも、その内容が放送法違反に当たるだろうと。

しかも、それを、三月十二日にしてきたペー

ページでは、この毎日新聞の記事を微妙になぞつて、微妙にうまく言いかえて、さも放送法違反で

はないかのようにうまくまとめたつもりかもしれ

ませんけれども、やはりこれは、どう考えても私は放送法違反の疑いが極めて高い。

これだけ疑われているのに、なお議事録を出されないと今の経営委員長の姿勢は、もうきょうは時間がありませんから單刀直入に申し上げますけれども、経営委員長、責任、どうとられるんですか。私はもうおやめになつた方がいいと思いますけれども、経営委員長、そういうおつもりはありませんか。

○森下参考人 お答えいたします。

本件はあくまでガバナンスの問題として検討いたしました。検討をし、対応したものでござります。NHKが公平公正、不偏不党、そして眞実を伝える公共放送としての役割を果たすには、編集権は会長にあるという認識を全役職員に徹底することは、ガバナンスの観点から極めて大切なことだと考えております。

しかし、今回の問題で世間をお騒がせしたことにつきましては、厳しく受けとめております。当

時の経営委員会でのやりとりにより、視聴者・国民の皆様に誤解を与えてしまつたことにつきましては、大変申しわけないと反省をしております。

経営委員会では、説明責任を果たすことが重要と認識しております、視聴者・国民の皆様の御理解をいただけるよう、透明性の向上に向けて更に引き続き検討してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○高井委員 そういう謝罪の言葉だけで済む問題なんでしょうか。

その後、同日中に私も事務方からそのペーパーを見せてもらいましたが、ただ、これはあくまでも案ということですので、三月二十四日の経営委員会で正式な文書となり、そして議決を経た上で公表されるものだと思っておりますので、まだ完成形じゃないんだろうなと考えています。

○高井委員 経営委員長、今の言葉を重く受けとめていますよね。このメディアは、そういうふうに取材の結果、書かれているわけです。しかも、その内容が放送法違反

るということ、これも本当に驚くべきことあります。

総務大臣、先ほど緑川委員の質問にかなり踏み込んで答えていただきました。私は放送法違反だと思いますが、なかなか総務大臣はそこまでおっしゃらないが、しかし、今後、NHK経営委員会には、もっと透明性、そして議事録ももっと出し思っていますが、なにか総務大臣はそこまでおっしゃるといふ趣旨で先ほど答弁されたと思う。

それで、三月二十四日の経営委員会で議論されると聞いていますとおっしゃったんですが、実は、三月二十四日の経営委員会で出そうとしている文書を先取りしたのが、この奥野委員が配った三月十二日付のペーパーだと私は説明を受けています。ですから、今のままだと、このペーパー、さつき私が、A4の半ページしか、一時間半の議論がわずか十四行、この議事録で経営委員会はおさめようとしている可能性があるんですよ。

これで総務大臣は、議事録の公開はもう十分だとお考えですか。

○高市国務大臣 先ほどどのペーパーにつきましては、三月十二日に事務方が、補足的資料の案といふことで、経営委員会の事務局から任意で提供を受けたものでございます。

その後、同日中に私も事務方からそのペーパーを見せてもらいましたが、ただ、これはあくまでも案ということですので、三月二十四日の経営委員会で正式な文書となり、そして議決を経た上で公表されるものだと思っておりますので、まだ完

成形じゃないんだろうなと考えています。

○高井委員 経営委員長、今の言葉を重く受けとめていますよね。この度は、経営委員会の感想なかもしれません、で

すけれども、経営委員長が、あるいは経営委員のメンバーが番組内容に介入するようなことを感想

ますということでは、到底国民の皆さんは納得できません。本当にこれはNHKの予算にもやはりかかわる問題ですから、しっかりとこのあたりは肝

に銘じて二十四日を迎えていただきたい、そしてみずから責任についてもしつかり考えていただきたいと思います。

NHK会長にもお伺いしたいのは、私はちょっと別の観点から。今回、この問題、新聞にここまで議事録が書き括弧つきで載るというのは、これは経営委員会を見てられないと内部告発されたというなら、それはそれで健全なかもしません。しかし、この手の議事録は、相当機密性が高い、誰でも持っているものではないと思われます。私は、こういうものを持っている一部の幹部、相当、最高幹部とかが出来ない限りこういうものは出ない、通常考えてそうだと思います。

会長も同じような認識を持つておられると思うので、これはやはりNHKの、まさにこっちこそガバナンスが問われているんじゃないか、経営委員会が注意するのはこういう方じゃないかと思いますが、そういう問題が一つあります。

関連して、私は、会長のガバナンスが本当に丈夫なのかというの、会長は何度もこの場でも、政治的公平性、不偏不党は非常に大事だといふことをおっしゃって、私はその言葉にうそはないと言っています。ただ、現実に、その会長の考え方までおりてゐるんだろうかということがちょっと疑わしいことが、最近何件か出ていてるんですね。

その一つの代表を言うと、先日の、安倍首相の十四日の記者会見、コロナウイルス対策の、土曜に行つた記者会見で、これは番組の内容にかかわることなので、極めて慎重に、抑制的に私は申し上げたいと思ってるんですが、あるメディアがこういうふうに書いています。午後六時から始まつた会見は実質五十二分ほど、NHKは午後七時のニュースの時間まで中継できただけだ、実際、トランプ大統領との共同記者会見などは予定時間を延長しても最後まで中継したと。そして、これは脳科学者の茂木健一郎さんがツ

イッターで書いてるんですけど、総理の記者会見は前回に比べればよかつた、ただ、NHKはそこは中継を打ち切つて、スタジオから愚にもつかない解説をしていたというふうに批判しているんですね。

多くの国民の皆さんからも、この中継、何で打ち切つたんだろうということをいろいろ言われるわけです。

やはり、私は、この会長のまさに不偏不党という思い、政権をそんたくするという、かつての会長とは、というような姿勢はとらないという思いが本当に現場までちゃんと浸透しているのかどうですか。

○前田参考人 NHKは、報道機関いたしまして、公平公正、不偏不党、何人からも干渉されることはなく、みずから律して放送に当たっておりますが、その点について、会長、どういうお考えを持つていますか。

○前田参考人 NHKは、報道機関いたしまして、公平公正、不偏不党、何人からも干渉されることはなく、みずから律して放送に当たっておりますが、その点について、会長、どういうお考えを持つていますか。

○前田参考人 NHKは、報道機関いたしまして、公平公正、不偏不党、何人からも干渉されることはなく、みずから律して放送に当たっておりますが、その点について、会長、どういうお考えを持つていますか。

いう、いろんなうわさもあるわけです。

そういうことも含めて、会長のガバナンス、人事でも、正籠さんを一番若い理事から一気に副会長に登用した、私はそういうやり方はある意味評価をしています。さすが大企業の経営者だな。

そういう経営手法については私は評価しますが、しかし、そこは、やる以上はしっかりとそのガバナンスを、まさに会長のリーダーシップを発揮していただきたいということをお願いするの

と、あとは、ただ、さはざりながら、これはぜひ会長に一度申し上げたかったんですけれども、これは前の上田会長に私は同じことを申し上げてきました。五代続けて民間企業経営者の方が会長をする公共放送というのはやはり私はちょっと異常だと。

去年の夏、総務委員会のメンバーで海外、ヨーロッパ視察を行つて、私は行くたびに、行く国で、どういう人が公共放送の会長をやっていますかといえば、ほとんどやはり生え抜きの人か、あるいはほかのメディアで働いていた方。企業経営者がやつてはいるなんという国はなかつたし、日本ではそうなんですよと言うと、皆さん驚いていました。

そういう意味では、私は、早く、NHKの中から会長がきちんと出る、そういう人材を育てる、引き上げる、これも会長の大きな使命ではないかなと思っています。なつてすぐの会長にそんな次のことを行うのは失礼かもしれないけれども、これは前の上田会長のときから私は申し上げていいことで、ぜひこの点、お願いしたいんですけども、会長、ちょっと一言、決意のようなものをお聞かせください。

○高井委員 恐らく事務方からつづったペーパーをただ読みましたという感じがいたしました。

会長の思いは、私も、会長は個別の番組はそれぞれ現場に任せている、それはいいスタンスだと思つます。ただ、それがやはり、行き過ぎと向性と違うときは、それはやはりリーダーシップをとつていただくべきであるし、先ほどの議事録が漏えいしている問題も、私は、会長は言わなくともわかつておられると思つてます。

○高井委員 ありがとうございます。

会長はいつもうなずいて聞いてくださるので、その言葉に二言はないと信じたいと思います。

それでは、残った時間で、NHK予算の中でも

とりわけ私は重要なのは受信料のあり方だと思っています。

これは私の持論なんですけれども、かつてこの総務委員会でも、NHKの受信料は義務化した方がいいんじやないかということを申し上げました。

それはなぜかというと、私は、学生時代、N

HKの受信料の集金を四年間ずっとアルバイトでやっていました。いろいろな家庭に行くと、どう見ても大きな邸宅で、テレビが三台も四台もありそうな家の方が出てきて、私は留守番の者なのですから、わからんとか、とにかく絶対払わない方がいるんですね。

最近、収納率は上がりましたけれども、まだやはり八三%ですね。今、払っている人と払っていない人がいるというのではなく公平だと私は思います。それを一〇〇にするための努力をし

ようと思つたら、やはり、義務化というか、BBCののような罰則をつけるとか、あるいは、韓国なんかいえますかね、電気料金と一緒に請求すると

いうような、そういう方式もあると思います。

これを二〇一五年ぐらいに私はこの委員会で言つて、当時の糸井会長がそれは大変賛成だと云つて大きな新聞記事に出て問題になつたんですけれども、NHKはそういうスタンスをとつていなかつたので、当時の糸井会長の勇み足なんですね。

ただ、そこからまた五年たつて、これもまた去年、総務委員会で海外へ視察を行つて、ヨーロッパはもうかなり税方式というんですか、義務化というか、皆さんから取る方式になつてはいるんですけど、なぜかというと、ネットですよ。テレビだけ持つている人というのはもういない。若い人なんかネットでも見る。それをどうやって、じゃ、スマートを持っている人に全部受信料を義務づけるのかとなつたときに、これからは、テレビだけじゃない、公共メディアになつた、インターネットの時代になつたときは、やはりこういつた

やつ方も、同一ローブに倣つて私は考へてこかな
わやいむなこんだらうじ思つてこがゆ。
それが、このメコットば、放題料をよづぬい
じが、どうもあらね。八二〇年の契約率が一〇〇パー
になれば、一七〇%取納わらえむわけ下さい、それ
から、実は、放題料といふのは、一割ローストがか
かつてこあすね。七十億の予算のうち約七百億
が、集金して歩く、最近は集金ではなくて余社に
委託し、集金だ、私も働いてる人の雇用を
めうするんだらうじ、われはそれで考へてこかな
きやうけなこんだりけれども、しかし、最近はも
う外語委託でいんじん企業に頼んで、われはそれ
でもた、取り方が問題だつたりしてこるわけで
す。そつこつたりじを考へねば、おひいの取納口
べくを一翻も、七百億もかけとこなければ、もの
分を利用者に還元だ、おひい、値下げである。単純に
考へても三割ぐらうじ値下げだ、おひいわけです。
わら考へるひ、今、一部でスクランブル、あ
足立わんむこねだ、スクランブル、ところ意見が結
構出でこあすけれども、スクランブル、あ
れど、やせのじつても、契約する人、払ひ人は
相當激減するだ、今、のNHKの状態で、本当
にスクランブル、あ、見る人はどいへんこね
んだけうかと思つたが、半分ぐらうじ減つねやつ
て、わらしただら、おひいの規模を縮小しなおや
こむなこ。やつて、NHKの質のこ、高き番組
が維持できなくなつてこがゆ。

われらのNHKの内部改革、必至ですよ。必要
でやけれども、やせの番組の質がいふじ上トがつ
て、わら、お壁壁壁壁が幅つたものだ、海外のネット
の皆さんおゆめで、今私が母へ上げたやうだなご
てふね、NHKだらか大河ドラマでわら、一億円も
かかはねなこんだりや。

やうこう状態の中で、やはりNHKが維持して
こむためには、私は、同一ローブあることは世界の
趨勢になつてこむ、わらこ、誰れんかの放題料
を広げ、わらかわり値下げをやうこつ方式
を、わらし、払つてこなこんだり、わらこ

不公平な状態をだべすといふのは大こに思ひやく
も、やるぐれだと考へまわが、NHK余暇、網見
じが、どうもあらね。八二〇前田参考人 放送と通信の融合が進む中によると
解をお聞かせいただき、
ましで、例えば、ナレジを持たない方に支へて公
共性の高い情報やコントラハを届けてこむのは、
信頼われぬ情報の社会的基盤といふ役割を果たす
でこゝ上で重要な課題といふがね。

いへした観点から、放送と通信の融合時代にみ
るわいの放題料制度のあり方につきおひいが
究が必要な課題だと考へておひいして、海外の公
共放送の事例や有識者の専門的な意見を参考に、
引き続き研究しておこられたこと考へておひいが。
各国の公共放送は、われらの國の歴史、伝
統、政治、経済に応じて发展しておひいが、
て、その財源にしきかへてお、わらの歴史伝統に
応じて各國が独自に決めてこゆるのし承認つてお
りおす。

こやおじこたしもつて、放題料問題のわら方
につけめつては、聴聽者、国民の皆様の理解を
得ないが大前提であると考へておひいが。

○高井委員 総務大臣にむ聞きあつておひいおひ
くわ、わら時間になりおひたの。

おひい思ひ、今までNHKの放題料といふの
はNHKが考へるいじだとおひいした総務省が、
初めて踏み込んで、みやからが検討を始めた。わ
れは、私は、総務大臣、危機感を持つてこゆる
わらのNHKの内訳改革、必至ですよ。必要
でやけれども、やせの番組の質がいふじ上トがつ
て、わら、お壁壁壁壁が幅つたものだ、海外のネット
の皆さんおゆめで、今私が母へ上げたやうだなご
てふね、NHKだらか大河ドラマでわら、一億円も
かかはねなこんだりや。

○大口裕貴郎 次回は、公報をひいてお見のゆ
るいじ、本日だ、いおじで散るだんおひい。
午後四時四十五分散会

放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第70条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画
について、国会の承認を求める。

[別冊]

日本放送協会令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画 令和2年度収支予算

予算総則

第1条 日本放送協会(以下、「協会」という。)の令和2年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支
予算書とのおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徵収する受信料の額は、別表第2に掲げる契約
種別及び別表第3に掲げる支払区分に応じ、別表第4に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区
域において徵収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第5に掲げるとおりと
する。

2 前項の規定にかかわらず、別表第6に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第3に
掲げる支払区分のうち、口座振替、継続振込又はその他の支払方法のうち協会の指定する方法によ
り一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第6に掲げる額を減することとする。
ただし、次項の規定による場合を除く。また、第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、対象とな
る契約を締結した者が支払う場合は、別表第4に掲げる継続振込等の額からその半額を減じ、さら
に別表第6に掲げる額を減することとする。

3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第7に定める契約を
締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第3に掲げる支払区分のう
ち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第1項に定める受信料の額から別表第7
に掲げる額を減することとする。ただし、第5項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重
ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料
の額からその半額を減じ、さらに別表第7に掲げる額を減することとする。

4 第1項の規定にかかわらず、居住での放送の受信についての契約を締結している者が、別表第3
に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合は、当該契約につ
いて、第1項に定める受信料の額からその半額を減することとする。

5 第1項の規定にかかわらず、事業所など居住以外の場所での放送の受信について、同一敷地内で
3に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合は、当該契約につ
いて、第1項に定める受信料の額からその半額を減することとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。
第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の
議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手
当・厚生費と相互に流用する場合は除いては、他の項目と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の
額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を失くこととなつた場合に、事業計画の実

施を妨げない範囲において給与の改定を行うとき、及び想定し得ない業務の発生により、給与又は他の項の支出がやむを得ず予算額に比し増加するときに限り、経営委員会の議決を経て、給与と他の項の間で相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。

第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を本予算において予定する設備の新設、改善又は事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を設備の新設、改善に充てることができる。

第11条 国際放送及び選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選舉放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第12条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に關係ある経費の支出に充てることができる。
別表第1
令和2年度収支予算書

(一般勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		110,258,222

資本収入	前期繰越金受入れ	金額
	21,013,222	
	86,800,000	
	2,355,000	
	90,000	
資本支出	建設費	95,260,000
資本収支差金	建設費	95,260,000
		14,998,222

(有料インターネット活用業務勘定)
(事業収支)

事業収支において、事業収入から特別支出を除いた経常収入は、7,148億1,135万2千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、7,334億1,857万4千円であり、経常収支差金は、△186億722万2千円である。
事業収支差金△149億9,822万2千円については、繰越金の一部をもって補てんする。

款項		(単位 千円)	
事業 収 入	金額	事業 支 出	金額
放送番組等有料配信収入	1,251,702	放送番組等有料配信費 報	1,251,702
広 告 給	1,342,247	退職手当・厚生費 共通管理	1,176,679 21,108 88,872 35,559 20,029
事業 収 支 差 金	△ 90,545	事業 収 支 差 金	△ 90,545

事業収支差金△9,054万5千円を含む令和2年度末の繰越不足△71億2,828万2千円については、一般勘定からの短期借入金等をもって補てんする。

(受託業務等勘定)
(事業 支)

(単位 千円)

款項	金額
事業 収 入	1,398,100
事業 支 出	1,398,100
事業 収 支 差 金	1,180,117
受託業務等費	1,180,117
事業収支差金 2億1,798万3千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。	217,983

別表第2 契約種別

地 上 契 約	地 上 契 約	衛 星 契 約	特 別 契 約
地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約	口座・クレジット	口座・クレジット	口座・クレジット
衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約	継続振込等	継続振込等	継続振込等
特別契約	口座・クレジット	955円	5,475円

(令和2年10月1日以降)

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地 上 契 約	口座・クレジット	1,225円	7,015円	13,650円
衛 星 契 約	口座・クレジット	2,170円	12,430円	24,185円
特 別 契 約	継続振込等	2,220円	12,715円	24,740円

[口座・クレジット]とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは別表第3に掲げる継続振込又はその他の支払方法をいう。
予算総則第2条第2項、第3項及び第5項で適用する第2条第1項の受信料額は、その支払区分にかわらず継続振込等の額とする。
なお、第2条第5項で規定する除外する1件の受信料額についても、その支払区分にかわらず継続振込等の額とする。

別表第3 支払区分

口 座 振 替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
---------	---------------------------------------------

別表第5 受信料額(沖縄県)(消費税込額)

(令和2年9月30日まで)

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,105円	6,300円	12,255円
衛星契約	継続振込等	1,155円	6,585円	12,810円

(令和2年10月1日以降)

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,075円	6,165円	11,995円
衛星契約	継続振込等	1,125円	6,450円	12,555円

「口座・クレジット」とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは別表第3に掲げる継続振込又はその他の支払方法をいう。

予算総則第2条第2項、第3項及び第5項で適用する第2条第1項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

なお、第2条第5項で規定する除外する1件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

別表第6 多数契約一括支払における割引額(消費税込額)

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額		
衛星契約	特別契約		
10件以上		300円	90円

(令和2年9月30日まで)

衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が9件である場合は、衛星契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

なお、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が8件若しくは9件(沖縄県の区域においては7件(6か月前払額又は12か月前払額ある場合に限る)、8件又は9件とする。)である場合又は特別契約の契約件数が9件である場合は、衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。(契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約又は特別契約については、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用する場合の減額後受信料額を用いる。)

(令和2年10月1日以降)

衛星契約又は特別契約の契約件数が9件である場合は、衛星契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

なお、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が8件若しくは9件(沖縄県の区域においては7件(6か月前払額又は12か月前払額ある場合に限る)、8件又は9件とする。)である場合又は特別契約の契約件数が9件である場合は、衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。(契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約又は特別契約については、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用する場合の減額後受信料額を用いる。)

別表第7 団体一括支払における割引額(消費税込額)

契約種別	割引額
衛星契約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり月額200円

1 話題概説

令和2年度は、夏季大会としては56年ぶりの自国開催となる東京オリンピック・パラリンピックで最高水準の放送・サービスを提供するとともに、経営計画に基づいた事業運営を着実に実施し、公共メディアへの進化に向けて取り組む。

事業運営にあたっては、放送法に基づく公共放送の原点を堅持し、公平・公正で正確な情報を伝え、命と暮らしを守る防災・減災報道に全力で取り組むとともに、多彩で魅力的なコンテンツを届ける。また、積極的な国際発信により世界各国との相互理解を進めるとともに、地域の魅力や課題を広く発信して多様な地域社会に貢献する。

東京オリンピック・パラリンピックでは、BS4K・BS8Kでの競技中継放送やインターネットを含めた新技術を駆使するなど、大会の魅力を余すところなく伝える。また、常時同時配信・見逃し番組配信サービスによる視聴機会の拡大や人にやさしい放送・サービスの拡充、サイバーセキュリティの強化にも取り組む。

協会の主たる財源である受信料について、公平負担の徹底に向け、受信料制度の理解促進と業界改革を引き続き推進し、支払率の向上を図ることも、令和2年10月から受信料の値下げを実施する。

関連団体を含めたNHKグループ一体となり、効率的で透明性の高い組織運営を推進するとともに、働き方改革を通じてより創造性を發揮できる環境の実現に取り組む。また、東京・渋谷の放送センターの建替えを着実に推進する。

なお、インターネットサービスは、放送法に基づき策定し総務大臣に届け出るとともに公表する実施計画にのっとり実施する。

(1) 緊急報道や番組の充実、番組配信のための設備及び4K・8Kスーパーハイビジョン設備を整備するとともに、大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備整備等を行う。

<p>(2) 国内放送は、公共放送の基本を堅持し、その使命を果たすために、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る報道に全力で取り組むとともに、東日本大震災をはじめとする全国の被災地の復興を支援する。幅広い世代の期待にこたえる多彩で質の高い番組を編成するとともに、教育放送の受信状況の改善のための設備を整備するとともに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。また、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。</p> <p>これらに要する経費は、143億6,800万円である。</p> <p>(3) ラジオ放送網整備計画</p> <p>外国電波による混信等の受信状況を改善するための中波放送局の建設及びFM放送局の建設調査を行うとともに、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。また、災害に備えた中波放送局の建設を行うほか、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。</p> <p>これらに要する経費は、64億7,200万円である。</p> <p>(4) 放送会館整備計画</p> <p>奈良、札幌、大津、佐賀、富山及び松江の放送会館の整備等を進める。放送センターの建替えについては、第1期工事の設計を実施する。</p> <p>(5) 放送番組設備整備計画</p> <p>緊急報道対応設備や番組の充実、番組配信のための設備を整備する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行うほか、安定的な放送・サービスを継続するための設備を整備する。</p> <p>これらに要する経費は、96億6,000万円である。</p> <p>(6) 研究施設・一般施設整備計画</p> <p>新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。</p> <p>これらに要する経費は、473億5,000万円である。</p> <p>(7) 建設管理</p> <p>建設計画の施行に共通して要する経費は、37億7,000万円である。</p>	<p>これらに要する経費は、43億9,000万円である。</p> <p>(2) テレビジョン放送網整備計画</p> <p>テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備を整備するとともに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。また、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。</p> <p>これらに要する経費は、143億6,800万円である。</p> <p>(3) ラジオ放送網整備計画</p> <p>外国電波による混信等の受信状況を改善するための中波放送局の建設及びFM放送局の建設調査を行うとともに、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。また、災害に備えた中波放送局の建設を行うほか、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。</p> <p>これらに要する経費は、64億7,200万円である。</p> <p>(4) 放送会館整備計画</p> <p>奈良、札幌、大津、佐賀、富山及び松江の放送会館の整備等を進める。放送センターの建替えについては、第1期工事の設計を実施する。</p> <p>(5) 放送番組設備整備計画</p> <p>緊急報道対応設備や番組の充実、番組配信のための設備を整備する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行うほか、安定的な放送・サービスを継続するための設備を整備する。</p> <p>これらに要する経費は、96億6,000万円である。</p> <p>(6) 研究施設・一般施設整備計画</p> <p>新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。</p> <p>これらに要する経費は、473億5,000万円である。</p> <p>(7) 建設管理</p> <p>建設計画の施行に共通して要する経費は、37億7,000万円である。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

B.S.1は、ライブ感あふれる情報チャンネルとして、スポーツ、ドキュメンタリー、国際、地域の各分野を充実させ、視聴者の関心事に最大限こたえる。東京オリンピック・パラリンピックを盛り上げるための開運番組を編成し、多角的に伝えていくほか、大会後は得られた知見や成果を継承し、新たなスポーツ番組の開発を行う。このほか、マルチ編成を活用した放送を実施する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

B.S.プレミアムは、宇宙や大自然、芸術、教養、趣味など、様々なジャンルの番組を編成し、格別な満足感を得られるチャンネルを目指す。放送時間は、1日24時間を基本とする。

B.S.4Kは、機動力と高画質の魅力を生かした幅広いジャンルの番組を提供し、超高精細映像チャンネルの先導的な役割を果たす。東京オリンピック・パラリンピック期間中は、競技中継等を通して4Kの魅力を伝え、さらなる普及を目指す。放送時間は、1日18時間を基本とする。

B.S.8Kは、世界最先端メディアとして、未知なる映像文化を切り開く番組を提供する。東京オリンピック・パラリンピックでは、特性を生かした臨場感あふれる中継を行い、最高水準の放送サービスの実現に寄与する。放送時間は、1日12時間10分を基本とする。

(2) ラジオ放送

ラジオ第1放送は、安全・安心を担う音声基幹波として、命と暮らしを守る情報を伝える。彩り豊かな番組や地域発の情報を充実させ、幅広い世代の関心にこたえる。放送時間は、1日24時間を基本とする。

ラジオ第2放送は、生涯学習波として、語学番組や学校放送番組等の教育番組、教養番組等で多様な知的欲求にこたえる番組を編成するとともに、多言語によるニュースを強化し、加速する国際化に対応する。また、インターネットとの連携によりいつでもどこでも学べる機会を提供する。放送時間は、1日19時間を基本とする。

F.M.放送は、総合音楽波として、多様で多彩な音楽・芸能ジャンルの番組を編成し、聴取者の期待にこたえる。また、災害等の緊急時には、地域情報波としてライフラインを中心にきめ細かな情報を提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

(3) 地域放送

地域放送は、地域に密着したニュースや情報番組、きめ細かな生活情報番組、地域の課題と向き合う番組等を放送とともに、地域の魅力を全国に向けて発信する。また、大規模災害時には、きめ細かな情報を提供して人々の命と暮らしを守る。放送時間は、総合テレビジョンで1日2時間30分、ラジオ第1放送で1日2時間30分、F.M.放送で1日1時間20分を基本とする。

(4) 補完放送

データ放送は、総合テレビジョン、教育テレビジョン、B.S.1、B.S.プレミアムの各波で実施し、安全・安心情報を充実するとともに、各波の特色に合わせたコンテンツを開催する。テレビジョン放送による聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、サービスの充実を図る。また、主として視覚障害者向けの解説放送、ステレオ放送及び2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。ワンセグ(主に携帯・移動端末向けサービス)は、総合テレビジョン及び教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。ワンセグのデータ放送では、地

域ごとのニュース・気象情報や地震・津波情報等を提供する。

(5) 放送番組の提供等

放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体及び伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。

放送番組の利用

放送番組の利用については、番組の効果的な編成に合わせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

技術関係

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の効率的な保守運用を図る。

国際放送

国際放送は、正確で公平・公正な情報をテレビジョン及びラジオを通じて発信し、日本とアジアを中心に世界の情勢を幅広い人々へ伝える。

外国人向けテレビジョン国際放送では、東京オリンピック・パラリンピックとそれにより転機を迎える日本の姿をニュースと番組の両面で世界に伝えるとともに、持続可能な社会の実現に向けた活動等も積極的に取り上げる。また、国内放送と連携したNHKならではの良質な番組の発信を推進するとともに、災害等の緊急報道では、総合テレビジョン放送と連携し、訪日・在留外国人に向けた安全・安心情報を発信する。あわせて、受信環境の整備を行い、放送の受信が可能となる地域の拡大に努めるとともに、国内外で外国人向けテレビジョン国際放送の認知向上のため広報活動を推進する。放送時間は、1日23時間以上を基本とする。

日本語による邦人向けテレビジョン国際放送

日本語による邦人向けテレビジョン国際放送では、ニュース・情報番組を通じて、1日5時間程度、海外の日本人が必要とする国内外の最新情報を提供する。また、大規模な自然災害や事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、迅速に国内ニュースの同時放送を行い、的確な情報の提供に万全を期す。さらに、北米及び欧州向けの放送をそれぞれ1日5時間程度実施する。

ラジオ国際放送

ラジオ国際放送では、日本及び世界の最新の動向や幅広い情報を伝えるニュース・番組の充実を図るとともに、短波に加え、中波やFM波など地域の特性に応じた多様な手段で伝える。また、日本で暮らす外国人や日本を訪れる外国人に向けてラジオ第2放送と連携し、最新情報を伝える。放送時間は、外国人向け放送と邦人向け放送を合わせて、1日64時間35分を基本とする。

国内放送番組等配信

これらに要する経費は、総額236億4,780万9千円となる。

(3) 国内放送番組等配信

人々の命と暮らしを守るためのニュースや防災情報の発信を強化するとともに、深い番組理解につながるコンテンツや放送した番組等の提供、放送番組の周知を行う。また、地上テレビジョン常時同時配信と地上テレビジョン見逃し番組配信サービスを本格的に

開始し、放送番組の聴聴機会の拡大を図る。

ラジオ第1放送、ラジオ第2放送及びFM放送の放送番組の同時配信と聞き逃し番組配信サービスを行う。

地上及びBS1、BSプレミアム各波のハイブリッドキャストやBS4K及びBS8Kのデータサービス等を通じて、インターネットに接続されたテレビジョン受信機に向けたサービスを行う。

東京オリンピック・パラリンピックに際しては、特設サイトを中心に、放送番組や聖火リレーなど、大会に関わる番組の理解増進情報を提供する。また、最先端の技術を活用しながら字幕や手話、多言語展開等のユニバーサル・サービスを提供する。

さらに、他の放送事業者が行う配信業務に協力するよう努めるほか、地方向けに放送された番組の一部を全国に向けて提供する。

これらに要する経費は、総額105億9,198万円となる。

(4) 國際放送番組等配信

外国人向けテレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の放送番組の同時提供と既放送番組の提供、国際放送の番組の理解増進情報の提供を行う。

アプリケーションやウェブサイトの改良に取り組み、災害時のインターネット発信をさらに充実させる。また、ソーシャルネットワーキングサービスを活用した発信を強化するとともに、自動翻訳技術による字幕を付与した放送番組の同時提供を開始するなど、多言語によるサービスの充実を図る。

これらに要する経費は、総額21億8,407万3千円となる。

(5) 契約収納

受信料の公平負担の徹底に向けて、効率的な契約・収納手法を推進するとともに、支払率の低い大都市圏に重点を置いた対策等の契約・収納活動を強化する。さらに、受信料制度の理解促進を図り、支払率の向上及び受信料収入の確保に努める。

これらに要する経費は、総額641億9,286万8千円となる。

(6) 受信対策

良好な受信環境の確保に向けて、受信相談への対応や最新の放送技術情報の提供等、視聴者への受信サービス活動を展開する。

これらに要する経費は、総額9億8,001万1千円となる。

(7) 広報

視聴者との結び付きを一層強化し、多様な意見を効率的かつ効果的に把握して、放送・サービス等の事業運営に適切に反映させる。また、公共放送や受信料制度への理解促進に向けて、多様で効果的な広報活動を推進する。

これらに要する経費は、総額66億8,742万7千円となる。

(8) 調査研究

放送技術の研究については、スーパーハイビジョンのさらなる普及に向けた研究開発を行う。また、放送と通信の連携サービス等新たなメディア環境に対応する技術の研究開発等を行う。放送番組の研究については、社会・政治・生活に関する世論調査やコンテンツへの多様な接触を把握する評価手法を用いた調査・検証を進めなど、放送・サービスの向上に寄与する調査研

究を行う。

これらに要する経費は、総額89億3,633万円となる。

(9) 給与
給与については、適正な水準の維持を図る。また、働き方改革を推進しつつ、公共放送の役割を果たすための要員体制を構築する。

(10) 退職手当及び福利厚生
退職手当及び福利厚生については、退職給付費の増等により、総額517億2,343万5千円となる。

(11) 共通管理
共通管理については、モバイルワークの推進による増等により、総額174億8,875万1千円となる。

(12) 有料インターネット活用業務
放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。

(13) 受託業務等
これらに係る収入は12億5,170万2千円、支出は13億4,224万7千円である。

(14) 受託業務等
これらに係る収入は13億9,810万円、支出は11億3,011万7千円である。

(15) 創造と効率、信頼を追求
NHKグループ一体で、より創造的で効率的な体制の確立に向けて、長時間労働の抑制やダイバーシティ施策等の働き方改革に取り組むほか、環境にやさしい経営を推進する。
また、受信料の価値をさらに高める質の高い放送・サービスを提供できる体制を構築するとともに、経営指標等を活用してNHKの公共的な役割と経営計画の達成状況を分かりやすく視聴者に説明するなど、効率的で透明性の高い組織運営を推進する。
さらに、放送・サービスの維持継続や情報漏洩の防止を目的としたサイバーセキュリティーを確保するとともに、コンプライアンスの徹底やリスク対策の強化に取り組む。

(16) 受信契約件数
これらに係る収入は12億5,170万2千円、支出は13億4,224万7千円である。

4 受信契約件数

(1) 地上契約

ア 有料契約見込件数

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	19,919,000	20,069,000	△ 150,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	1,430,000	1,470,000	△ 40,000
年 度 内 解 約 件 数	1,590,000	1,620,000	△ 30,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△ 160,000	△ 150,000	△ 10,000
年 度 末 契 約 件 数	19,759,000	19,919,000	△ 160,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
年度初頭免除件数	2,457,000	2,430,000	27,000
年度内新規免除件数	293,000	303,000	-10,000
年度内解約件数	288,000	276,000	12,000
年度内増加免除件数	5,000	27,000	-22,000
年度末免除件数	2,462,000	2,457,000	5,000

(2) 衛星契約

ア 有料契約見込件数

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
年度初頭契約件数	22,188,000	21,608,000	580,000
年度内新規契約件数	1,370,000	1,400,000	-30,000
年度内解約件数	820,000	820,000	0
年度内増加契約件数	550,000	580,000	-30,000
年度末契約件数	22,738,000	22,188,000	550,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
年度初頭免除件数	656,000	593,000	63,000
年度内新規免除件数	124,000	134,000	-10,000
年度内解約件数	89,000	71,000	18,000
年度内増加免除件数	35,000	63,000	-28,000
年度末免除件数	691,000	656,000	35,000

(3) 特別契約

有料契約見込件数

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
年度初頭契約件数	14,000	14,000	0
年度内新規契約件数	0	0	0
年度内解約件数	0	0	0
年度内増加契約件数	0	0	0
年度末契約件数	14,000	14,000	0

(参考1) 有料契約見込総数

区 分	地上契約	衛星契約	特別契約	合計
年度初頭契約件数	19,19,000	22,188,000	14,000	42,121,000
年度内増加契約件数	△ 160,000	550,000	0	390,000

年 度 未 契 約 件 数	19,759,000	22,738,000	14,000	42,511,000
上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数				
区 分	地 上 契 約	衛 星 契 約	合 計	
年 度 初 頭 契 約 件 数	205,000	148,000	353,000	
年 度 内 増 加 契 約 件 数	0	6,000	6,000	
年 度 末 契 約 件 数	205,000	154,000	359,000	

(参考2) 支払区分別受信契約件数

支払区分別受信契約件数						
(1) 地上契約						
区 分	口 座 振 替	ク レ ジ ズ ッ ト	ク レ ジ ズ ッ ト 等 繼 続 扱	繼 続 振 返	そ の 他	合 計
年 度 初 頭 契 約 件 数	13,249,000	3,497,000	2,669,000	504,000	19,919,000	
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△ 320,000	90,000	90,000	△ 20,000	△ 160,000	
年 度 末 契 約 件 数	12,929,000	3,587,000	2,759,000	484,000	19,759,000	

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口 座 振 替	ク レ ジ ズ ッ ト	ク レ ジ ズ ッ ト 等 繼 続 扱	繼 続 振 返	そ の 他	合 計
年 度 初 頭 契 約 件 数	105,000	26,000	44,000	30,000	205,000	
年 度 内 増 加 契 約 件 数	0	2,000	0	△ 2,000	0	
年 度 末 契 約 件 数	105,000	28,000	44,000	28,000	205,000	

(2) 衛星契約

区 分	口 座 振 替	ク レ ジ ズ ッ ト	ク レ ジ ズ ッ ト 等 繼 続 扱	繼 続 振 返	そ の 他	合 計
年 度 初 頭 契 約 件 数	12,819,000	3,594,000	5,560,000	215,000	22,188,000	
年 度 内 増 加 契 約 件 数	10,000	330,000	210,000	0	550,000	
年 度 末 契 約 件 数	12,829,000	3,924,000	5,770,000	215,000	22,738,000	

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口 座 振 替	ク レ ジ ズ ッ ト	ク レ ジ ズ ッ ト 等 繼 続 扱	繼 続 振 返	そ の 他	合 計
年 度 初 頭 契 約 件 数	79,000	22,000	40,000	7,000	148,000	
年 度 内 増 加 契 約 件 数	2,000	2,000	2,000	0	6,000	
年 度 末 契 約 件 数	81,000	24,000	42,000	7,000	154,000	

(3) 特別契約
有料契約見込総数

区	分	口 座 振 替	継 続 振 达	合 計	
年 度 初 割 り 金	契 約 件 数	8,000	6,000	14,000	
年 度 内 増 加 契 約 件 数		0	0	0	
年 度 末 契 約 件 数		8,000	6,000	14,000	
5 要員計画					
区	分	要 員 数			
事 業 運 営 関 係	建 設 関 係		10,164人	179	
合 計			10,343		
要員数については、10人の増員を見込んだものである。 令和2年度資金計画					
1 資金計画の概要 令和2年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額8,459億3,275万3千円、事業経費、建設経費等による出金総額8,724億1,264万4千円をもって施行する。					
2 入金の部 受信料については、受信料收入予算6,974億703万6千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額6,922億7,704万6千円を予定する。					
このほか、固定資産売却代金48億9,924万7千円、建設積立資産の戻り9千万円、国際放送關係など交付金收入36億886万3千円、有価証券の償還514億円、受取利息その他の入金936億5,759万7千円を見込む。					
以上により、入金額は、総額8,459億3,275万3千円である。					
3 出金の部 事業経費6,467億3,109万8千円、建設経費952億6,000万円、有価証券の購入500億円、納付消費税その他の出金804億2,154万6千円を合わせ出金額は、総額8,724億1,264万4千円である。					
(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のことおりである。 (単位 千円)					
区 分	第 1 四 半 期	第 2 四 半 期	第 3 四 半 期	第 4 四 半 期	合 計
1 前期末資金高	86,555,072	110,858,495	81,525,796	82,964,780	—
2 入 金	265,126,128	177,556,967	223,818,318	179,431,340	845,932,753
受 信 料	203,884,073	147,690,346	190,145,148	150,557,479	692,277,046
固定資産売却代金	2,665,441	170,082	459,404	1,614,320	4,899,247
建設積立資産入 れ	—	—	—	90,000	90,000
交 付 金 収 入	1,125	1,800,228	4,054	1,803,456	3,608,863
有 価 証 券 償 付 入 金	26,800,000	9,000,000	10,200,000	5,400,000	51,400,000
受取利息その他の 入 金	31,765,489	18,896,311	23,009,712	19,966,085	93,657,597

また、平成25年に首都圏放送センターの記者が過労で亡くなられたことを重く受け止め、二度と働き過ぎによって尊い命が失われることのないよう、引き続き徹底した取組を強く求める。

1 国内放送番組の充実

○ 放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、放送法の趣旨を十分に踏まえ、自らの番組基準に基づく正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えること。

○ 近年、大規模自然災害が多発しており、災害情報の迅速かつ確実な提供の重要性が高まっていることを踏まえ、大規模自然災害発生時に国民・視聴者に向けて、あらゆる手段できめ細やかな情報を提供を行うこと。また、北海道胆振東部地震等において、停電時の情報入手手段としてラジオの有用性が改めて認識されたほか、大規模自然災害発生時、総合テレビジョンの放送において、英語表記やQRコードにより、NHK国際放送「NHKワールド JAPAN」の英語ウェブサイトへの案内を実施するなど、外国人に向けた情報提供にも取り組んでいるところ、引き続き、テレビ、ラジオ及びこれを補完するインターネットを適切に使用して実施すること。

○ 少子高齢化や過疎化の進行など様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らしなどそれぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツの充実並びに国内外に向けた積極的発信に一層努めること。

○ 字幕放送、解説放送及び手話放送について、総務省が平成30年2月に策定した普及目標を踏まえ、拡充に努めること。特に、地域放送局や国営会中継における字幕放送、ニュースが高い番組での解説放送などの一層の充実に努めることともに、手話放送の充実に取り組むこと。また、音声認識による字幕制作システムの研究、新たな解説放送サービスの実現に向けた研究、CGを用いた手話アニメーションを自動生成する技術の研究など、これまで実施してきた研究成果の早期の実用化や放送サービスの高度化に向けた更なる研究を推進すること。

2 國際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

○ 我国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化的動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。とりわけ、国が費用を負担して行う国際放送については、これら諸点の発信の充実に努めることが期待される。今後、東京2020大会、2025年日本国際博覧会等を控え、我が国に注目・関心が一層集まることも踏まえ、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させることともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進等に資するよう国際放送の一層の充実・強化を図ること。

○ 特に、「NHKワールド JAPAN」については、引き続き、国際放送会社の強化、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実、それを踏まえたインターネットの活用、海外事業者との連携等による国内外の受信環境の整備等の取組を、世界各地のニーズや視聴実態をよく把握しつつ一層効果的かつ積極的に推進すること。その際、これらの取組の成果となる認知度等について、世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような具体的な指標を早期に設定し、当該指標に基づいたP D C Aサイク

ルの強化に努めること。また、国内においても、訪日外国人の視聴拡大に向けた取組を関係者と連携しながら進めるここと。

3 地上デジタル放送日本方式の海外展開

○ 訪日観光客の増加、先端技術・サービスや日本各地の產品等への需要拡大など、地方創生、経済成長及び国際社会における我が国のプレゼンス向上に資するため、放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めること。

○ 地上デジタル放送日本方式の海外展開に向けた技術支援等に積極的に協力すること。

○ 地上デジタル放送の早期かつ円滑な普及に向けて、引き続き、4K・8Kならではのコンテンツの制作や受信環境整備に資する取組を積極的に行うことともに、東京2020大会に向けて、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者との緊密な連携の下、視聴方法やサービス内容に関する国民・視聴者への情報提供を適切に行うことにより、公共放送の担い手としての先導的役割を果すこと。

○ インターネット活用業務については、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されるよう、放送法第20条第10項第4号「業務の実施に過大な費用を要するものないこと」等を遵守し、令和2年1月に認可した実施基準に従って、適正な規模の下、節度をもって事業を運営するとともに、会計上の透明性を確保すること。また、民間放送事業者との連携・協力については、民間放送事業者の求めに応じ、その具体化を図ること。さらに、災害情報の多元的な伝達手段確保の観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実に引き続き努めること。あわせて、「NHKオンライン」を含む有料インターネット活用業務勘定の繰越欠損金が平成30年度末で約70億円となっていることから、一層収支の改善に努めるとともに、有料インターネット活用業務勘定の収支が実施基準の認可申請時に示された見込みよりも悪化することが見込まれる場合には、有料インターネット活用業務の累積収支改善のための措置を講じること。

4 経営改革の推進

○ 平成31年・令和元年には、受信料に係る契約・収納等業務の委託先法人による受信契約者の個人情報の漏えい、職員による不正經理・着服等の不祥事が明らかになつた。これらの不祥事は、受信料収入によって成り立つ協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損なうものであると言わざるを得ない。再発防止に向け、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組み、不祥事の根絶に努めること。具体的には、受信料に係る契約・収納等業務全般や協会全体の個人情報保護に関し、抜本的な再発防止策を講じ、寄せられる苦情や意見も踏まえ不斷の見直しを行っていくこと、放送法の一部を改正する法律(令和元年法律第23号)による改正後の放送法(以下「改正放送法」という。)に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体でのコンプライアンスを確保・徹底すること。

○ 子会社の業務範囲の適正化等、子会社の在り方をゼロベースで見直す抜本的な改革については、平成31年4月のNHKアイテックとNHKメディアテクノロジーの経営統合や令和2年4月を目指すNHKエンタープライズとNHKプラネットの経営統合にとどまらず、子会社全体の在り方について早急に結論を得て、その取組を着実かつ徹底的に進めること。なお、子会社の利益剰余金の協会への適正な還元については、「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイド

	<p>ン」(令和元年9月6日公表)を踏まえ、協会への還元の考え方を明らかにし、子会社にその考え方</p> <p>に沿った配当を行わせるなど、適切に実施すること。</p> <p>○ 女性職員の採用及び役員(経営委員を除く。以下同じ。)・管理職への登用を積極的に拡大するとともに、特に役員・管理職への登用拡大については、自らが定めた「行動計画」(平成28年3月15日)に記載している「[2020年の女性管理職の割合を10%以上にする]」という目標達成に向けた取組を確実に実施していくことに加え、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。</p>
	<p>○ 平成25年7月に首都圏放送センターの記者が長時間労働による過労で亡くなられたことを重く受け止め、二度と働き過ぎによって専い命が失われることのないよう、適正な労務管理や不斷の「働き方改革」に徹底して取り組むこと。とりわけ、政府の重要課題である「働き方改革」を推進するための改正労働基準法等が施行されたことから、協会においても、平成29年12月に定めた「NHKグループ働き方改革宣言」について、経営委員会、監査委員会、執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら推進できるよう、ガバナンスの点検・強化に真摯に取り組むこと。</p>
	<p>○ 協会の経営は国民・視聴者受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置の確保、調達に係る取引の透明化・経費削減、関連団体への業務委託についての透明性・適正性の向上、外部制作事業者の活用等、従来指摘してきた事項について、取組を着実かつ徹底的に進めること。なお、外部制作事業者の活用に当たっては、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第6版)(令和元年8月9日公表)に従つて、適正な製作取引の確保に努めること。</p>
	<p>○ 協会が「2020年度中を目途に整理・削減に向けた案を策定すること」としている衛星放送の在り方を含め、既存の業務全般の見直しについて、公共放送の相い手として真に適当なものであるか、国民各層や関係事業者の意見も幅広く聞きながら検討を進め、早急に一定の結論を得ること。</p> <p>○ 改正放送法において中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録など協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等の提供が制度化されたことも踏まえ、情報公開を一層推進することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を適切に果たしていくこと。</p>
5	<p>受信料の公平負担の徹底に向けた取組等</p> <p>○ 受信料の公平負担の徹底に向けて、「NHK経営計画2018—2020年度」に掲げる支払率を達成できるよう、未契約者及び未払者対策を着実に実施すること。</p> <p>○ また、上記の対策の実施に当たっては、現状分析と課題の整理を十分に行つた上で必要な施策等を実施するとともに、高止まりしている上記の対策に要する営業経費について、一層の効率化について不斬の見直しを行い、削減を図っていくこと。</p> <p>○ 受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。</p> <p>○ NHKふれあいセンターに寄せられた訪問員の説明や訪問時間に対する苦情等は平成30年度で約3万7千件以上っていることから、委託先の業務の実態を適切に把握し、必要に応じて是正を指導するなど、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制について、不斷に点検及び見直しを行うこと。</p> <p>○ 受信料については、国民・視聴者にとって納得感のあるものとしていく必要があり、受信料の公</p>
6	<p>東日本大震災等からの復興への貢献と公共放送の機能の強化等</p> <p>○ 東日本大震災以降も熊本地震、令和元年台風15号・19号など大規模災害が相次いで発生している。引き続き、国内放送のみならず、国際放送による復興状況を伝えるニュースや番組の充実等を通じて、風評被害払拭への取組を含め、被災地の復興への取組を支援すること。また、福島原発事故に因る汚染水対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強化化を図ること。</p> <p>○ 東京2020大会、2025年日本国際博覧会等を控える中、サイバーセキュリティ基本法に定める重要な社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期すこと。</p>
7	<p>放送センター建替</p> <p>○ 放送センターの建替については、その経費が受信料により賄われることを十分認識し、コスト削減に努めることとともに、平成28年8月に公表した「放送センター建替基本計画」や令和元年11月に公表した新放送センターの基本設計の合理性・妥当性など、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。</p> <p>○ 地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、機能の地方分散について、早急に一定の結論を得ること。</p>
8	<p>次期中期経営計画の策定</p> <p>○ NHKインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」に關する協会の検討結果(令和元年12月8日)において、業務委託や施設・設備の整備の在り方等の検証による事業支出の削減、子会社や関連公益法人等の異なる経営統合も視野に入れたグループ経営改革の推進等、次期中期経営計画に反映することとしている事項や、上記「4 経営改革の推進」で指摘した衛星放送の在り方については、具体的な取組内容を早期に明らかにし、次期中期経営計画に確実に反映すること。</p> <p>○ 改正放送法に基づき、次期中期経営計画の意見募集を行う際には、寄せられた意見等を適切に反映すること。</p>
	<p>理由</p> <p>日本放送協会から総務大臣に提出のあった同協会令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第70条第2項の規定により総務大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。</p>

令和二年四月二十日印刷

令和二年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U